

平成16年
警察改革の推進に関する総合評価
経過報告書

平成16年8月
国家公安委員会・警察庁

はじめに

国家公安委員会及び警察庁は、「警察改革の推進」について、平成 14 年から 16 年までの 3 年間で、総合評価方式による政策評価を実施することとしている。

国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画においては、総合評価方式の評価に 2 年以上の期間を要する政策であって、当該期間が経過していないものについては、必要に応じて、評価の経過を記載した経過報告書を作成するものとされている。「警察改革の推進」に関する評価は 3 年間かけて実施することとしており、また、その重要性にかんがみ、各施策の推進状況を確認するとともに、必要に応じて施策の実施方法等の改善を図ることが適当であることから、平成 14 年 10 月、平成 15 年 6 月に作成した経過報告書に続き、経過報告書を作成することとした。

今回の報告書は、「警察改革要綱」に盛り込まれた全施策について、主として「警察改革要綱」策定から平成 15 年末までの取組実績とその過程で把握した問題点を明らかにすることを主眼としている。

なお、本報告書の作成に当たっては、警察庁政策評価研究会から、報告書の記載内容や記載方法等に関して御意見を頂いている。

(目次)

第1章	「警察改革の推進」について	1
第2章	経過報告概要	15
第3章	経過報告	29
課題1	警察行政の透明性の確保と自浄機能の強化	
1	情報公開の推進	
○	施策を示す訓令、通達の公表	30
	都道府県警察の情報公開に関する指導	
○	懲戒事案の発表基準の明確化	39
2	警察職員の職務執行に対する苦情の適正な処理	
○	文書による苦情申出制度の創設	40
	苦情処理システムの構築	
3	警察における厳正な監察の実施	
○	警察庁、管区警察局及び都道府県警察における監察体制の整備	42
	警察庁及び管区警察局による都道府県警察に対する監察の強化	
4	公安委員会の管理機能の充実と活性化	
○	警察の行う監察をチェックする機能の強化	45
○	補佐体制の確立	47
	「管理」概念の明確化	
	公安委員の任期の制限	
課題2	「国民のための警察」の確立	
1	国民の要望・意見の把握と誠実な対応	
○	警察安全相談の充実	50
○	告訴・告発への取組みの強化	59
○	職務執行における責任の明確化	62
○	警察署協議会の設置	68
2	国民の身近な不安を解消するための警察活動の強化	
○	空き交番の解消、駐在所の再評価及びパトロールの強化	75
○	犯罪のないまちづくりの推進	82
○	事故のないまちづくりの推進	90
○	ストーカー行為等新たな問題への対応	99
○	児童虐待等新たな問題への対応及び少年犯罪対策の強化	103
○	民事介入暴力対策の強化	110
3	被害者対策の推進	
○	犯罪被害給付制度の拡充	120
○	きめ細かな被害者支援の推進	122

4 実績評価の見直し

- 相談、保護、被害者対策等の業務に対する適切な評価・・・125

課題3 新たな時代の要請にこたえる警察の構築

1 暴力団犯罪その他の組織犯罪との対決

- 銃器対策の強化・・・127
- 薬物対策の強化・・・132
- 密入国対策の強化・・・137
- マネー・ローンダリング対策の強化・・・145
- 執行力強化に向けた組織づくり・・・147
- 専門的技術能力の向上のための訓練の充実・・・149
- 国際的協力強化のための枠組みの構築・・・150
- 内外の関係機関相互の協調体制構築による共同行動の推進・・・152

2 サイバー犯罪等ハイテク犯罪対策の抜本的な強化

- 警察庁及び管区警察局におけるサイバーフォースの設置を始めとする警察情報通信組織の改編・・・154
監視・緊急対処体制の整備強化

3 広域犯罪への的確な対応・・・157

4 安全かつ快適な交通の確保

- 道路交通のIT化、バリアフリー化の推進・・・160
- 凶悪化する暴走族に対する対策の強化・・・164
- 手続の簡素化による国民の負担軽減・・・167

課題4 警察活動を支える人的基盤の強化

1 精強な執行力の確保と一人一人の資質の向上

- 教育の充実・・・169
- I種採用者等の人事管理の見直し・・・172
- 職務執行の中核たる警部補の在り方を見直し・・・177
- 優秀かつ多様な人材の確保と活用・・・180
- 女性警察官の積極的な活用・・・185

2 業務の合理化と地方警察官の計画的増員

- 徹底した合理化による人員の配置、運用の見直し・・・188
効率性の追求
国民のための警察活動を強化するための地方警察官の計画的増員

3 活力を生む組織運営

- 厳しい勤務に従事する警察職員の処遇改善・・・191
- 表彰・報奨制度の充実・・・193
- 能力・実績に応じた昇進・給与・・・194

第1章 「警察改革の推進」について

1 「警察刷新に関する緊急提言」と「警察改革要綱」策定の経緯

20 世紀の世紀末に、警察をめぐる不祥事が続発し、国民の警察に対する信頼は大きく失墜した。こうした状況を受け、国家公安委員会は、各分野における有識者や国民の声を幅広く反映させつつ警察の改革案を検討するため、部外の有識者からなる「警察刷新会議」を平成 12 年 3 月に発足させた。

同会議は、平成 12 年 3 月 23 日より 11 回にわたる討議を重ね、警察の持つ問題点は次の 3 点にあると指摘した。

①閉鎖性の危惧

②国民の批判や意見を受けにくい体質

③時代の変化への対応能力の不足

そして、平成 12 年 7 月 13 日、「警察刷新に関する緊急提言」を取りまとめ、警察が抱える問題を改めるための処方箋として次の事項を実施することを国家公安委員会に対して提言した。

＜警察刷新に関する緊急提言（概要）＞

①透明性の確保と適切な是正措置のための方策

- 国民の目に見える警察とするため情報公開の積極的な推進
- 警察職員の不適切な職務執行に対する苦情申出制度の創設
- 警察における監察の強化
- 公安委員会に期待されている警察への「管理」機能の見直し、管理能力の強化など、公安委員会の活性化

②国民の要望や意見を鋭敏に把握し誠実な対応をする方策

- 現場警察官の中にある「民事不介入」に対する誤った考え方の払拭など、住民からの相談への的確な対応
- 個々の警察職員の責任感に裏付けられた職務の執行
- 地域住民の意見や批判に謙虚に耳を傾けるため警察署評議会（仮称）の設置

③時代の変化に対応する柔軟で強力な警察活動基盤の整備方策

- 人事・教育制度の改革
- 組織の不断の見直し、徹底的な合理化と警察体制の強化

国家公安委員会と警察庁は、この緊急提言を重く受け止め、国民からの厳しい批判を反省、教訓として、平成 12 年 8 月 25 日、警察が当面取り組むべき施策を「警察改革要綱」として取りまとめた。

2 「警察改革要綱」に基づく警察改革の推進

警察改革の目的は、緊急提言で指摘された問題点等を改善することによって国民の信頼の回復を達成することにある。

要綱では、緊急提言により指摘された改善施策を踏まえ、警察改革の目的を達成するために実施すべき課題として、次の4つを掲げている。

- ①警察行政の透明性の確保と自浄機能の強化
- ②「国民のための警察」の確立
- ③新たな時代の要請にこたえる警察の構築
- ④警察活動を支える人的基盤の強化

そして、これらの課題を達成するための手段となる個別の施策と、それぞれの施策ごとに実施すべき具体的項目が示されている。警察は、これらの具体的項目を推進して改革施策を実施することにより、4つの課題を達成し、警察改革を実現することを目指している。

＜警察改革要綱＞

課題1：警察行政の透明性の確保と自浄機能の強化

施策①：情報公開の推進

- 施策を示す訓令、通達の公表
- 懲戒事案の発表基準の明確化
- 都道府県警察の情報公開に関する指導

施策②：警察職員の職務執行に対する苦情の適正な処理

- 文書による苦情申出制度の創設
- 苦情処理システムの構築

施策③：警察における厳正な監察の実施

- 警察庁、管区警察局及び都道府県警察における監察体制の整備（警察庁－監察官の増配置、管区警察局－総務監察部の設置、都道府県警察－首席監察官の格上げ等）
- 警察庁及び管区警察局による都道府県警察に対する監察の強化

施策④：公安委員会の管理機能の充実と活性化

- 警察の行う監察をチェックする機能の強化（具体的・個別的指示権、監察担当委員、監察調査官等）
- 補佐体制の確立（国家公安委員補佐官室の新設等）
- 「管理」概念の明確化
- 公安委員の任期の制限

課題２：「国民のための警察」の確立

施策①：国民の要望・意見の把握と誠実な対応

- 警察安全相談（仮称）の充実（元警察職員の配置等体制の強化、相談業務に関する研修の実施、関係機関との連携の強化等）
- 告訴・告発への取組みの強化
- 職務執行における責任の明確化（窓口職員一名札の着用、制服警察官一識別章の着装、警察手帳の抜本的な形状変更等）
- 警察署協議会の設置

施策②：国民の身近な不安を解消するための警察活動の強化

- 空き交番の解消、駐在所の再評価及びパトロールの強化
- 犯罪や事故のないまちづくりの推進
- ストーカー行為、児童虐待等新たな問題への対応及び少年犯罪対策の強化
- 民事介入暴力対策の強化

施策③：被害者対策の推進

- 犯罪被害給付制度の拡充
- きめ細かな被害者支援の推進

施策④：実績評価の見直し

- 相談、被害者対策、保護等の業務に対する適切な評価

課題３：新たな時代の要請にこたえる警察の構築

施策①：暴力団犯罪その他の組織犯罪との対決

- 銃器・薬物、密入国、マネー・ローンダリング対策の強化
- 執行力強化に向けた組織づくり
- 専門的技術能力の向上のための訓練の充実
- 国際的協力強化のための枠組みの構築
- 内外の関係機関相互の協調体制構築による共同行動の推進

施策②：サイバー犯罪等ハイテク犯罪対策の抜本的な強化

- 警察庁及び管区警察局におけるサイバーフォースの設置を始めとする警察情報通信組織の改編
- 監視・緊急対処体制の整備強化

施策③：広域犯罪への的確な対応

- 管区警察局広域調整部の新設（公安部の廃止）
- 広域捜査支援システムの整備

施策④：安全かつ快適な交通の確保

- 道路交通のＩＴ化、バリアフリー化の推進

- 凶悪化する暴走族に対する対策の強化
- 手続の簡素化による国民の負担軽減

課題４：警察活動を支える人的基盤の強化

施策①：精強な執行力の確保と一人一人の資質の向上

- 教育の充実（昇任時教育期間の延長、「民事不介入」についての誤った認識の払拭等）
- I 種採用者等の人事管理の見直し
- 職務執行の中核たる警部補の在り方を見直し
- 優秀かつ多様な人材の確保と活用
- 女性警察官の積極的採用

施策②：業務の合理化と地方警察官の計画的増員

- 徹底した合理化による人員の配置、運用の見直し
- 効率性の追求（I Tによる業務処理方法の抜本的見直し、捜査書類作成等の合理化による過重な負担の解消等）
- 国民のための警察活動を強化するための地方警察官の計画的増員

施策③：活力を生む組織運営

- 厳しい勤務に従事する警察職員の処遇改善
- 表彰・報奨制度の充実
- 能力・実績に応じた昇進・給与

警察庁では、平成 15 年 8 月、危険水域にある治安情勢の下、犯罪の増加の基調に早急に歯止めをかけ、国民の不安を解消するため、当面、緊急かつ重点的に取り組んでいく課題を「緊急治安対策プログラム」として取りまとめた。

政府においても、全閣僚で構成される犯罪対策閣僚会議において、「世界一安全な国、日本」の復活を目指して「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」が策定されるなど、治安対策の推進は政府全体で取り組むべき重要課題となっている。

治安対策の推進に当たっては、「国民のための警察」の確立のため、「警察改革の持続的断行」が必要不可欠であることはいうまでもない。

警察においては、「警察改革要綱」の実現に向け、引き続き情報公開の推進、厳正な監察の実施、警察行政への民意の反映、告訴・告発への取組みの強化等の課題に着実に取り組むことにより、一刻も早く国民の信頼回復を達成することを目指す。

また、北海道警察、静岡県警察及び福岡県警察において、捜査費等の不適正な執行が判明したが、警察活動は国民の信頼と協力によって成り立っており、

予算執行についても適正に行われなければならないことは当然のことである。
警察庁では、国家公安委員会の管理の下、関係道県警察と連携して事案の解明を進めるとともに、予算執行の一層の適正化を推進していくこととしている。

3 「警察改革の推進」に関する政策評価の視点

警察改革は、その推進により国民の信頼を回復することが強く求められるものであり、国民からその推進状況について大きな関心が寄せられていることから、平成14年から平成16年までの3年間で、総合評価方式^(注)による政策評価を実施することとした。

評価の視点としては、第1に、要綱に掲げられた改革施策は、警察の問題点を改善し、警察改革を実現するために推進すべき施策と判断されたものであることから、改革施策の推進状況を把握し、その実績を明らかにすることにある。

第2に、国民の信頼を回復するという警察改革の目的が、改革施策を実施することで達成されたかどうかを評価することとなる。すなわち、改革施策を実施したことによる効果を明らかにすることにある。

第3に、十分に実施されていない施策があればその原因を明らかにするとともに、改革施策と効果の因果関係を分析し、効果をもたらした要因や、効果が上がっていないものがあればその理由等を検討し、今後の警察行政の在り方についての方向性を示すことにある。

その際には、警察改革の究極の目的が国民の信頼を回復することにある以上、国民の警察に対する信頼感を常に把握しながら、警察改革の取組みを進めていく必要がある。こうした観点から、平成15年においては、

- 警察改革の推進状況に関する国政モニター調査（平成15年9月、内閣府大臣官房政府広報室を通じて実施。内容については、別添参照。）
- 警察署協議会委員に対するアンケート調査（平成15年11月から平成16年1月にかけて実施。内容については、第3章67頁参照。）

を実施し、国民の警察に対する信頼感の把握に努めた。

平成16年においても、

- 警察改革の推進状況に関する世論調査
- を実施し、引き続き、国民の警察に対する信頼感の把握に努めながら、警察改革施策を推進していくこととしている。

なお、今回の経過報告は、「はじめに」でも述べたように、「警察改革要綱」に盛り込まれた全施策についての平成15年末までの取組実績とその過程で把握した問題点を明らかにすることを主眼としている。

総合評価方式：政策の決定から一定の期間を経過した後を中心に、問題点の解決に資する多様な情報を提供することにより政策の見直しや改善に資する見地から、特定のテーマについて、当該テーマに係る政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る

問題点を把握するとともにその原因を分析するなど総合的に評価
する方式

「警察改革の推進状況に関する国政モニター調査」結果の概要について

1 調査の目的

警察改革施策の参考にするため、平成 15 年 9 月、内閣府大臣官房政府広報室を通じて「警察改革の推進状況に関する国政モニター調査」を実施した。

国政モニターからの主要な意見の全文と、全ての意見の概要は「国政モニター月報 2003 年 11 月号」（内閣府大臣官房政府広報室）に掲載されている。実施結果の概要については、内閣府大臣官房政府広報室の WEB ページにも掲載されている。

※ 国政モニター調査

国の重要施策等に関して、広く一般国民から意見、要望などを聴取し、国の行政施策の企画、立案及び実施のための参考とすることを目的として内閣府大臣官房政府広報室が実施する調査。国政モニターは、毎年度ごとに満 20 歳以上の日本国民から公募で選ばれた 550 名である（選考に当たっては、職業、性別、年齢等が考慮される。）。

2 調査対象者、調査方法等

(1) 調査対象者

国政モニター（550 名）

(2) 調査方法

内閣府大臣官房政府広報室が国政モニターに課題文及び回答用紙を郵送し、国政モニターが回答用紙に回答を記入し、内閣府大臣官房政府広報室に郵送する。

(3) 実施時期

平成 15 年 9 月（1 か月間）

(4) 回答者数

288 人（回収率 52.4 %、内訳：男性 152 名、女性 136 名）

3 回答者の基本属性

(1) 性別

	総数	男性	女性
総数（人）	288	152	136
構成比（％）	100	52.8	47.2

(2) 年齢別

	総数	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代
総数（人）	288	29	65	60	42	69	23
構成比（％）	100.0	10.0	22.6	20.8	14.6	24.0	8.0
男性	152	6	20	22	24	57	23
構成比（％）	100.0	3.9	13.2	14.5	15.8	37.5	15.1
女性	136	23	45	38	18	12	0
構成比（％）	100.0	16.9	33.1	27.9	13.2	9.6	0.0

(3) 職業別

	総数	自営業主・ 家族従事者	管理・専門 技術職	管 理 事 務職	販売・サービ ス 労務職	主婦	無職
総数 (人)	288	29	22	29	65	62	81
構成比 (%)	100.0	10.1	7.6	10.1	22.6	21.5	28.1
男性	152	14	12	15	35	0	76
構成比 (%)	100.0	9.2	7.9	9.9	23.0	0	50.0
女性	136	15	10	14	30	62	5
構成比 (%)	100.0	11.0	7.4	10.3	22.1	44.9	3.7

(注)

- 自営業主・家族従事者
農林漁業・商工・サービスなどの自営業主及び家族従事者並びに開業医師・弁護士・会計士・作家などの自由業及び家族従事者
例) 農業、畜産業、造園業、林業、漁業、販売業、製造業、建設業、運輸・通信業、金融業、不動産業、各種サービス業などの経営者及び家族従事者、開業医師、はり灸、助産婦、弁護士、会計士、僧侶、芸術家、作家などの自由業及び家族従事者)
- 管理・専門技術職
会社・団体などの役員、管理職職員及び会社、団体などで専門的・技術的知識（教育、医学、法律、学芸、研究など）を必要とする職種に従事する者
例) 教員、勤務医師、薬剤師、看護婦、保育士、弁護士、会計士、記者、編集者、研究所研究員、技師など
- 管理事務職
会社、団体、商店などで、事務的職種に従事する者
例) 一般事務従事者、事務用機器操作員などの技術系社員など
- 販売・サービス・労務職
会社、団体、商店などで、販売・サービス・運輸通信・生産工程などに従事する者
例) 各種販売員、ホームヘルパー、美容師、調理人、ウェイトレス、ビル等管理人、運転手、電話交換手、守衛、各種工員、職人、農耕・漁業作業員など
- 主婦
職業を持たない主婦
- 無職
学生・年金生活者・金利生活者など（主婦を除く）

(4) 地域別

	総数	三大都市圏	それ以外
総数 (人)	288	87	201
構成比 (%)	100.0	30.2	69.8
男性	152	43	109
構成比 (%)	100.0	28.3	71.7
女性	136	44	92
構成比 (%)	100.0	32.4	67.6

(注)

- 三大都市圏
東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）、名古屋圏（愛知県、三重県）、大阪圏（京都府、大阪府、兵庫県）をいう。
- それ以外
三大都市圏以外の道県

4 調査結果の概要

4-1 警察改革の取組みについて（問1）

4-1-1 回答結果と分析

国政モニターに対し、警察改革の取組みによって、最近警察に対する印象などが変わったと思うかについて尋ねたところ、「良くなった」が24.7%、「変わらない及び悪くなった」が26.7%、「わからない」が13.5%、その他が28.2%、無回答が6.7%という結果であった。

4-1-2 回答の理由について

今回の調査は、選択肢方式を採らず自由記載方式を採用したため、回答の中には趣旨や結論が不明確なものも存在しているが、概ね以下のとおり分類できる。

- 警察に対する印象等が良くなった 71件（24.7%）
（理由）
 - ・ 警察官の言葉遣いや態度が良くなった 42件
 - ・ DV、ストーカー対策、ヤミ金融対策に 4件
熱心に取り組んでいる。
 - ・ パトロールの強化や空き交番対策に努 3件
めている 等
- 警察に対する印象等が変わらない（悪くなった） 78件（26.7%）
（理由）
 - ・ 相変わらず不祥事が起きている 17件
 - ・ 理由なし 14件
 - ・ 警察官の言葉遣いや態度が悪い 11件
 - ・ 事件にならないと動かない 5件
 - ・ 国民に身近な警察になっていない 4件
等
- わからない 38件（13.5%）
 - ・ 接点がない（少ない） 31件
 - ・ 理由なし 3件
 - ・ アピール不足 3件
 - ・ 取組不足 1件
- その他 82件（28.2%）
- 無回答 20件（6.7%）

回答中、実際に警察官と接したことにより印象が変化したとの回答が53件（印象が良くなったとの回答が42件（79.2%）、変わらない及び悪くなったとの回答が11件（20.8%））あり、その一方で警察の印象が変わったかどうか分からないとの回答38件中、理由として警察官との接点がないことを挙げる回答が31件（81.6%）あった。

このことから、警察に対する国民の印象にとって、第一線の警察官の言葉遣いや勤務態度が大きな意味を持つことがわかる。

4-2 警察改革の今後の方向性について（問2）

国政モニターに対し、警察改革の今後の方向性について尋ねた結果を「警察改革要綱」の項目に従って整理（一つの回答に複数の項目が含まれる場合は複数の項目として集計）したところ、全 525 件の意見（男性 307 件、女性 218 件）中、「警察行政の透明性の確保と自浄機能の強化」が 40 件（男性 29 件、女性 11 件）、「「国民のための警察」の確立」が 148 件（男性 81 件、女性 67 件）、「新たな時代の要請にこたえる警察の構築」が 57 件（男性 37 件、女性 20 件）、「警察を支える人的基盤の強化」が 174 件（男性 101 件、女性 73 件）、「その他」が 53 件（男性 39 件、女性 14 件）、無回答が 53 件（男性 20 件、女性 33 件）となっている。

男女とも、「警察改革要綱」の項目中、「警察を支える人的基盤の強化」（男性 32.9 %、女性 33.5 %）及び「「国民のための警察」の確立」（男性 26.4 %、女性 30.7 %）に関係する答えを記載した者が多かった。

4-3 警察に対する要望等（問3）

国政モニターに対し、警察に対する要望等について尋ねたところ、以下のような回答が寄せられた。

① 地域に密着した警察活動の実施等

地域に密着した警察活動の実施等を求める意見（29 件）としては、「住民との結びつきの強化に配慮してほしい」（山形県、66 歳男性）、「地域社会の住民ともっと密着したコミュニケーションを常にとっておく必要がある」（秋田県、53 歳男性）、「地域社会との連携を強化し生活者の視点での警察活動の強化が必要」（埼玉県、46 歳男性）、「町の治安維持、地域との連携づくりに励んでほしい。」（福岡県、24 歳女性）、「市民との対話のチャンスを増やしてほしい」（兵庫県、42 歳女性）等の意見が見られた。

② 犯罪取締りの強化等

犯罪取締りの強化等を求める意見（42 件）としては、「様々な事件において、地域の安全のためにも、徹底的に捜査して被疑者をしっかり検挙してほしい」（静岡県、33 歳女性）等が見られ、そのうち、少年犯罪の増加、非行の防止への取組み強化を求めるもの（11 件）として、「学校と連携した非行防止など、取り締まるだけではなく非行に走らせない地域づくりも必要」（神奈川県、35 歳男性）などの要望があったほか、「犯罪が国際化するなか、警察官に対する語学教育を強化し外国人犯罪にも対応できるようにすべきである」（愛媛県、45 歳男性）、「外国人による凶悪事件が多発しているが、外務省等と連絡を密にし、プライバシーの侵害にならない程度に入国者の動向を把握していただきたい」（福島県、70 歳男性）など、外国人犯罪への取組みの強化を求めるもの（12 件）も見られた。

③ 警察力の強化

警察力の強化を求める意見（53 件）として、「交番が身近な所から無くなっており、警察官の増員をお願いしたい」（神奈川県、76 歳男性）、「計画的な増員を図り、直接取締りを行う要員の増加はもちろん、悪質・凶悪化する犯罪に対処すべく、サイバーテロに対応できる要員や犯罪鑑識のための要員も増加させるべきだと思う」（兵庫県、69 歳男性）等の要望が見られたほか、「国民が安全・安心して暮らせる社会となるよう職務に対する自

覚と心構えを念頭に教育訓練を積極的に行ってほしい」(秋田県、50 歳女性)など、警察官に対する教育の充実を求める要望(10 件)も見られた。

④ 不祥事の防止

不祥事の防止を求める意見(10 件)としては、「不祥事の防止のためには、警察官個人の意識改革が必要であると思う」(大阪府、70 歳男性)、「国民生活の安全・安心の確保のためには、警察に対する国民の信頼確保が不可欠であり、そのためにも不祥事の防止策の徹底に期待する」(山口県、40 歳男性)などの意見があった。

⑤ 警察からの情報発信の積極化

警察からの情報発信の積極化を求める意見(9 件)としては、「警察活動を積極的に PR し、広く市民に情報を提供してほしい」(熊本県、42 歳男性)等の意見があった。

⑥ 激励・感謝

「市民のために身を粉にして働いてくださっている警察官の方もたくさんいらっしゃると思います。これからも、より信頼されるようがんばってください。」(東京都、38 歳女性)、「真面目に勤務している警察官がほとんどだと思う。これからも警察官としての誇りを持って日々励んでいただきたい。」(茨城県、49 歳女性)など、警察に対する激励・感謝(25 件)を述べる意見も見られた。

⑦ その他

その他の意見としては、「弱い立場の人の気持ちに立った警察であってほしい」(愛媛県、35 歳男性)、「警察官の労働環境の改善に力を入れてほしい」(茨城県、47 歳女性)、「近時の住民の苦情への対応の姿勢はそれなりに評価できるが、警察は法の番人としての厳格さと公平さを忘れてはならない。警察は犯罪という悪に立ち向かえる唯一の機関としての役目をまず第一に考えてほしい」(岡山県、41 歳女性)、「「馴れ合い」と「親しみ」をはっきり区別して任務に当たってほしい」(愛知県、68 歳男性)等の意見が寄せられた。

4-4 その他～空き交番対策について

問1から問3を通じて、空き交番対策の必要性を訴える意見は 42 件見られた(なお、空き交番対策、交番の増設を含めた交番増強に言及する意見は、51 件に及び関心の高さがうかがわれる。)

具体的な意見としては、「以前に比べると交番が無人の時間は減少しているように思う」(北海道、44 歳女性)等、これまでの空き交番対策の効果に言及するものがある一方で、「無人交番が増えているような気がする。人員不足と警察官の安全確保のため仕方ないこととも思うが、その分住民の不安も増加している。」(広島県、64 歳男性)、「交番に警察官が不在のことが多い」「常時、交番に人がいてこそ交番の意味がある」(高知県、42 歳男性)、「交番は、私たちにとって防犯上安全上、大切に身近な存在、できる限り不在のないようにしてください。」(愛知県、73 歳男性)、「24 時間すべての交番に人がいることは難しいと思うが、できるだけ警察官がいる時間を増やして欲しい」(京都府、35 歳男性)「交番に電話が置かれ連絡先が書かれた紙があるのみであるのは心細い」(三重県、50 歳主婦)、「いつも警察官が駐在している姿が見えれば犯罪予防効果は大きいと思う」(福井県、65 歳女性)、「おまわりさんが立っていてくれるだけで住人、通行人は安心なきがするもので、空き交番は残念に思う」(東京都、58 歳女性)など、さらなる空き交番対策の要望が大半を占める。

5 総括

本調査においては、警察改革の取組みによって警察に対する印象が良くなったという回答と警察に対する印象が変わらないか悪くなったという回答が相半ばしており、国民の印象という観点からは警察改革の成果が明確に表れているとまでは言い難い。

その中で、印象が良くなったと回答した者の約6割が、その者が実際に接した警察官の言葉遣いなどを評価しているように、警察改革において、第一線の警察官の言葉遣いや勤務態度が、大きな意味を持つことがわかる。

また、警察力の強化、犯罪の取締りの強化、空き交番対策等地域に密着した警察活動の実施等に関する要望が強く、国民の警察に対する期待が高いことがうかがわれる。

こうした調査結果も参考にしつつ、今後も警察改革のための施策を持続的に推進していくことが必要である。

第 2 章 經過報告概要

第1 警察行政の透明性の確保と自浄機能の強化

評価の対象とする政策の名称	政策の内容（政策所管課等）	推進状況及び政策効果等の分析 （太字：実施事項・推進状況、◎効果、●問題点・今後の課題等）															
1 情報公開の推進	(1) 施策を示す訓令、通達の公表 (2) 都道府県警察の情報公開に関する指導 (総務課) ○ 懲戒事案の発表基準の明確化 (人事課)	16年2月現在、訓令71件、施策を示す通達1,346件をホームページに掲載 - すべての都道府県において警察を実施機関とする情報公開条例が制定・施行 15年3月30日以降、警察庁ホームページ掲載情報の充実 ◎ 訓令及び施策を示す通達をホームページに掲載し、広く国民に対し積極的な情報提供を行うことで、警察庁の施策の透明性が高められた。 ◎ すべての都道府県警察を実施機関とする情報公開条例が制定・施行されたことで、警察行政の透明性の確保が図られた。 ◎ 国民の求めている情報を積極的にホームページに掲載することで、国民にとって情報入手が容易になった。 ● 新たに発出した訓令及び施策を示す通達のホームページ掲載までに時間がかかることがある。 ● 公表する訓令及び施策を示す通達の中には、一般の人々には難解な用語や記述を用いているものもあり、その概要を添付して掲載するなど、国民にとって分かりやすいものとなるような方策を検討する必要がある。 15年:懲戒処分者数433人（うち公表225人） ◎ 「懲戒処分の発表の指針」を制定して懲戒事案の発表基準が明確化されたことを受け、これを踏まえた公表がなされ、警察行政の透明性の確保が図られている。 ● 発表に当たり、処分を受けた職員、被害者その他の関係者のプライバシーその他の権利利益を保護するために必要な配慮を欠いた場合、これらの者の権利利益が侵害されるおそれがある。															
2 警察職員の職務執行に対する苦情の適正な処理	(1) 文書による苦情申出制度の創設 (2) 苦情処理システムの構築 (人事課)	15年：警察法に基づく苦情467件受理、警察法に基づかない苦情10,078件受理 - 苦情情報管理のためのコンピュータシステムを平成15年1月から運用開始 ◎ 苦情の中には、不適切な職務執行に係るものも含まれており、これが組織的に把握された上で是正され、業務の改善に資する面があると認められる。 ● 苦情申出制度が制度化されたことに伴い、厳格に同制度を運用した結果、業務遂行上の支障を来している例もある。															
3 警察における厳正な監察の実施	(1) 警察庁、管区警察局及び都道府県警察における監察体制の整備 (2) 警察庁及び管区警察局による都道府県警察に対する監察の強化	- 警察庁・管区警察局による都道府県警察に対する監察の実施状況 <table><tr><td></td><td>12年度</td><td>13年度</td><td>14年度</td><td>15年度</td></tr><tr><td>警察庁</td><td>100回</td><td>112回</td><td>182回</td><td>200回</td></tr><tr><td>管区警察局</td><td>508回</td><td>1,285回</td><td>1,278回</td><td>1,234回</td></tr></table> 16年4月：全都道府県警察の首席監察官を地方警務官に格上げした。 - 懲戒処分者数の推移：12年：546人 13年：486人 14年：569人 15年：433人 ◎ 非違事案に厳正に対処するとともに、非違事案の未然防止に重点を指向した厳正な監察が実施されている。		12年度	13年度	14年度	15年度	警察庁	100回	112回	182回	200回	管区警察局	508回	1,285回	1,278回	1,234回
	12年度	13年度	14年度	15年度													
警察庁	100回	112回	182回	200回													
管区警察局	508回	1,285回	1,278回	1,234回													

	(人事課)	◎ 首席監察官を地方警務官に格上げしたことによる効果があらわれている。 ● 今後とも、非違事案に厳正に対処するとともに、非違事案の未然防止に重点を置いた厳正な監察を実施していく必要がある。
4 公安委員会の管理 機能の充実と活性化	○ 警察の行う監察をチェックする 機能の強化 (人事課)	● 16年3月北海道公安委員会、4月福岡県公安委員会が監察の指示を実施。 ◎ 公安委員会に対して、監察事案、監察実施状況等につき報告がなされるようになり、報告の都度、具体的な指導・助言を受けている。 ● 公安委員会に対する報告を引き続き適時適切に行う必要がある。
	(1) 補佐体制の確立 (2) 「管理」概念の明確化 (3) 公安委員の任期の制限 (国家公安委員会会務官)	補佐体制の確立状況 国： 12年1月末 5人 16年4月 13人 都道府県：12年1月末 117人 16年4月 230人 ◎ 公安委員会の補佐体制が強化されたこと等により、委員会審議が活発化するなど、管理機能の強化が図られている。 ◎ 国家公安委員会は、北海道警察、静岡県警察等における会計経理の不適正事案を受けて、警察庁より適時報告を求め、事案の早期解明及び会計経理の一層の適正化について指示するとともに、会計監査に関する規則を制定するなどの措置を行った。 ◎ 「管理」概念の明確化により、警察庁や都道府県警察による報告の在り方が整理された。 ◎ 極端に長期間在任する委員がいなくなり、公安委員会委員としての適任者がより幅広く選任されるようになっている。 ● 公安委員会の活動について対外的に示すことも踏まえつつ、引き続き補佐体制を活用して活動に当たる必要がある。

第2 「国民のための警察」の確立

評価の対象とする政策の名称	政策の内容（政策所管課等）	経過の分析及び今後の課題 (太字：実施事項・推進状況、◎効果、●問題点・今後の課題等)
1 国民の要望・意見の把握と誠実な対応	○ 警察安全相談の充実 (生活安全企画課)	相談受案件数：12年約74万件、13年約93万件、14年約106万件、15年約152万件 警察署における警察安全相談員数：12年6月末43人、14年12月末522人、15年末567人 ◎ 関係機関・団体との相談ネットワークの構築及び連携の強化により、相談案件の円滑な引継ぎ等が図られた結果が見られた。 ● 相談取扱件数が急増しており、体制不足と事件・事故対応等の他業務への影響が懸念される。 ● 都道府県における財政事情が厳しいことから、非常勤の警察安全相談員の採用・配置による体制強化が困難となっている。 ● 国民から寄せられる相談が多岐にわたっており、相談担当者等の対応能力向上のための指導・教育を更に充実させる必要がある。
	○ 告訴・告発への取組みの強化 (捜査第二課)	告訴・告発の受理・処理・未処理件数の推移 12年 受理3,449件 13年 受理3,319件 14年 受理3,035件 15年 受理2,547件 処理2,713件 処理3,167件 処理3,339件 処理2,579件 未処理3,715件 未処理3,867件 未処理3,563件 未処理3,531件 ◎ 未処理件数の増加傾向に歯止めがかかり、平成15年もわずかながら減少した。 ● 未処理件数は減少しているが、依然として多数の未処理件数を抱えており、また、受理後1年以上経過している長期未処理件数の未処理件数全体に占める割合が年々増加しているなど、捜査期間が長期化している。
	○ 職務執行における責任の明確化 (1) 窓口職員等の名札の着用 (2) 警察官等の識別章の着装 (3) 警察手帳の形状変更 (人事課)	◎ 窓口職員等の名札の着用、制服警察官等の識別章の着装及び警察手帳の形状変更により、職責の自覚が促されている。 ● 窓口職員等の名札着用、警察官等の識別章の着装及び警察手帳の形状変更は既に実施されており、今後は継続してその効果や問題点を検証する必要がある。
	○ 警察署協議会の設置	全国1,263の協議会で11,054名の委員を委嘱（16年6月1日現在）。15年6月1日から16年5月31日までの1年間において、平均開催回数4.0回、平均開催時間109.5分、平均出席率89.3% 15年11月から16年1月の間、協議会の運営状況、協議会委員構成の適否、警察署の取組みについてのアンケート調査を実施。 ◎ 警察署協議会の設置により、従来の個別の苦情処理、相談の対応等に比べて、地域住民全体の要望・意見を把握することができるようになった。 ◎ 協議会における警察側の管内状況、業務運営等の説明により、警察署の業務運営について住民の理解と協力を得ることができ、地域住民の防犯意識が向上し、また、防犯や交通安全に関し自治体等の関係機関の協力を得ることにつながっている。 ● 協議会の開催が警察署の業務負担となる場合がある。

		● 委員個人の利害が絡んだ要望が述べられることがあるなど「双方向性」の観点から見た問題点もある。 ● 職域、地域、年齢、性別等のバランスを保つ人選が困難な場合がある。												
2 国民の身近な不安を解消するための警察活動の強化	(総務課) ○ 空き交番の解消、駐在所の再評価及びパトロールの強化	一交番当たりの警察官の平均配置人員：12年6.6人、13年6.6人、14年6.6人、15年6.7人 空き交番になる可能性の高い交番の割合：12年38.4%、13年37.7%、14年39.2% 15年37.1% 交番相談員の配置個所：12年1,824、13年2,090、14年2,178、 15年2,270 <table><tr><th>地域警察官による刑法犯検挙人員</th><th>地域警察官の職務質問による刑法犯検挙件数</th></tr><tr><td>11年 248,111人</td><td>11年 123,307件</td></tr><tr><td>12年 232,481人</td><td>12年 100,965件</td></tr><tr><td>13年 246,672人</td><td>13年 107,775件</td></tr><tr><td>14年 269,501人</td><td>14年 117,012件</td></tr><tr><td>15年 307,228人</td><td>15年 142,947件</td></tr></table> 15年12月、「治安情勢に対応した交番機能の強化について」により、都道府県警察に対し、空き交番の解消等について指示 ◎ 交番相談員の配置箇所数は毎年増加しており、警察官がパトロール等の所外活動をしている場合でも、訪れた住民に対応することができる交番が増加している。 ◎ 全国の地域警察部門が、街頭活動を通じた犯罪の検挙に重点を置いた施策を講じた結果、地域警察官による刑法犯検挙人員及び地域警察官の職務質問による刑法犯検挙件数が増加した。 ● 近年、事件・事故等が急増し、交番勤務員がその対応に追われていること、悪化する治安情勢に対応して交番勤務員がパトロールを強化していること、夜間における警戒力強化等のため、交番を増設してきたことなどの要因により、交番が空き交番になることが多くなってきており、空き交番を解消するためには、交番勤務員の増員、交番の配置見直し等を進める必要がある。	地域警察官による刑法犯検挙人員	地域警察官の職務質問による刑法犯検挙件数	11年 248,111人	11年 123,307件	12年 232,481人	12年 100,965件	13年 246,672人	13年 107,775件	14年 269,501人	14年 117,012件	15年 307,228人	15年 142,947件
地域警察官による刑法犯検挙人員	地域警察官の職務質問による刑法犯検挙件数													
11年 248,111人	11年 123,307件													
12年 232,481人	12年 100,965件													
13年 246,672人	13年 107,775件													
14年 269,501人	14年 117,012件													
15年 307,228人	15年 142,947件													
	(地域課) ○ 犯罪のないまちづくりの推進	◎ スーパー防犯灯の設置により、犯罪発生の抑止に一定の効果が認められたほか、検挙と被害の拡大防止に結びつく事例が認められた。 ◎ 都市再生本部において、犯罪に対して抵抗力のあるまちづくりに関する調査研究が実施され、都市再生本部、国土交通省、文部科学省、地方公共団体と協働して調査研究を実施し、結果を取りまとめるなど、各関係機関と連携した安全・安心まちづくりに関する活動が推進された。 ● スーパー防犯灯については、いたずら・誤報が見受けられる。また、利用の件数、内容について設置地区でばらつきがある。 ● 防犯モデルマンション及び防犯モデル駐車場の普及を推進する必要がある。												
	(生活安全企画課) ○ 事故のないまちづくりの推進	交通事故発生状況 <table><tr><td>発生件数：13年947,169件</td><td>14年936,721件</td><td>15年947,993件</td></tr><tr><td>死者数：13年 8,747人</td><td>14年 8,326人</td><td>15年 7,702人</td></tr></table> ◎ 特定交通安全施設等整備事業を推進。	発生件数：13年947,169件	14年936,721件	15年947,993件	死者数：13年 8,747人	14年 8,326人	15年 7,702人						
発生件数：13年947,169件	14年936,721件	15年947,993件												
死者数：13年 8,747人	14年 8,326人	15年 7,702人												

	(交通規制課)	● 交通を取り巻く環境は依然として深刻なことから、今後とも、新たな長期計画である社会資本整備重点計画に即して、死傷事故の抑止や交通の円滑化等に高い効果を発揮する特定交通安全施設等整備事業を一層重点的、効果的、かつ効率的に推進する。
	○ ストーカー行為等新たな問題への対応	ストーカー規制法の運用状況 13年警告871件、検挙142件 14年警告965件、検挙178件 15年警告1,169件、検挙192件 ◎ 以前は取締りが困難であったストーカー事案について、同法に基づく警告、禁止命令等の措置を行うことが可能になったことから、重大な結果になる前段階での未然防止が図られるようになり、同法の適切な運用を通じて被害の未然防止に努めている。 ● 警察が相談等を受けたことのある事案で、結果として事件に発展したものもわずかながらあるが、この種事案の対応には、相談者の被害届出等の意思がないことにより、積極的な対応をとることができない場合があるなどの問題点がある。
	(生活安全企画課)	
	○ 児童虐待等新たな問題への対応及び少年犯罪対策の強化	児童虐待事件の検挙件数：12年186件、13年189件、14年172件、15年157件 刑法犯少年の検挙人員：12年132,336人、13年138,654人、14年141,775人、15年144,404人 15年：出会い系サイト規制法施行(15年中8件8人を検挙、事業者に対する警告は41件) ◎ 「少年警察活動規則」の趣旨に沿い、非行少年や被害少年の立ち直りを主眼した少年警察活動が展開されつつある。 ● 児童虐待に適切に対応していくためには、学校、病院等における早期の発見と児童相談所等への確実な通告、通告を受けた児童相談所等における的確な判断と迅速な対応、これらの機関に対する警察による必要な援助、支援が円滑に行われなければならない。 ● 最近の少年非行は、凶悪犯、粗暴犯が依然として高水準で推移しているほか、特に、街頭犯罪の66%を少年が占めるなど、深刻な状況が続いている。事件が多発しているため、捜査が長期化しがちであることや少年の立ち直り対策に十分手が回らないという問題がある。
	(少年課・情報技術犯罪対策課)	
	○ 民事介入暴力対策の強化	15年 暴力団関係相談受理：40,012件、 処理状況：検挙1,119件、行政命令1,481件 等 ◎ 弁護士会、暴力追放運動推進センターとの連携を推進した結果、民暴研究会が設置され、単位弁護士会との連携が強化されたことから、刑事に関する相談のみならず、民事に関する相談についてもより適切な対応がされている。 ● 都道府県暴力追放運動センターにおける暴力団関係相談の受理件数は一貫して増加しているが、暴力団と一定の関係を有する集団等に係る相談等が増加するなど、相談の内容が多様化しつつあり、担当者の対応能力の向上を図っていく必要がある。
	(暴力団対策課)	
3 被害者対策の推進	○ 犯罪被害給付制度の拡充	犯罪被害給付制度の運用状況 申請に係る被害者数 12年 290人 13年 307人 14年 393人 15年 482人 支給被害者数 12年 171人 13年 343人 14年 356人 15年 487人 ◎ 犯罪被害者等給付金の支給件数が年々増加しており、被害者の経済的被害等の軽減に効果を発揮している。

	(給与厚生課)	● 犯罪被害者等給付金の申請件数は年々増大しており、適正な事務処理とともに、迅速性が求められることから、業務負担が増大している。
	○ きめ細かな被害者支援の推進	◎ 被害者の心情等に配慮した効果的な被害者支援を推進している。 ● 被害者の心情に対する理解不足から被害者を傷つけてしまった事案が未だに見受けられる。 ● 被害者の多様なニーズに警察だけで対応するのは困難である。
4 実績評価の見直し	(1) 相談及び保護等の業務に対する適切な評価 (2) 被害者対策業務に対する適切な評価 (給与厚生課、生活安全企画課、地域課)	◎ 警察庁及び都道府県警察において、相談・保護業務に関する賞揚措置を推進している。 ◎ 警察庁及び都道府県警察において、個人表彰を含めた積極的な表彰を推進するなどにより、被害者対策に従事する職員に対する適切な評価を行っている。 ● 今後とも適切な賞揚措置を推進する。

評価の対象とする政策の名称	政策の内容（政策所管課等）	経過の分析及び今後の課題 （太字：実施事項・推進状況、◎効果、●問題点・今後の課題等）
1 暴力団犯罪その他の組織犯罪との対決	○ 銃器対策の強化 (薬物銃器対策課・生活環境課)	暴力団からのけん銃押収丁数：12年564丁、13年591丁、14年327丁、15年334丁 けん銃密輸入事件の摘発件数：12年6件（114丁）、13年2件（0丁）、14年5件（10丁） 15年13件（13丁） 16年4月警察庁刑事局組織犯罪対策部に、薬物銃器対策課を設置 ◎ 平成15年に摘発した13件中、7件は税関からの通報を端緒とするもので、うち1件は税関との共同捜査によりクリーン・コントロールド・デリバリーを実施、また1件は税関、海上保安庁との共同捜査により検挙するなど、関係機関との緊密な連携が図られている。 ● 暴力団からのけん銃押収丁数の減少が押収丁数全体の減少の要因となっている。理由として、中長期的には、暴力団がけん銃等の組織的な管理を強めけん銃の隠匿方法が一層巧妙化していることが考えられる。 ● インターネットを利用した銃器取引の取締りを推進する（件数が急増）。
	○ 薬物対策の強化 (薬物銃器対策課)	覚せい剤密輸入事犯の検挙件数：12年45件、13年46件、14年16件、15年47件 覚せい剤の押収量：12年1,026.9kg 13年406.1kg 14年437.0kg 15年486.8kg 16年4月警察庁刑事局組織犯罪対策部に、薬物銃器対策課を設置 ◎ 関係省庁が連携した水際対策と薬物取締り強化の結果、平成15年には前年を上回る覚せい剤密輸入事件等を検挙し、覚せい剤の押収量も増加した。また、覚せい剤の大型密輸入事件等を摘発し、香港・中国からの大きな覚せい剤の流入ルートを崩壊させたことにより、覚せい剤の供給を一定程度遮断しているものと認められる。 ◎ 麻薬特例法の運用が定着して、資金面を含めた薬物犯罪組織に対する取締りが進展しているものと認められる。 ● 国内には依然根強い覚せい剤の需要があり、航空機利用の携帯密輸入事犯や国際郵便等による航空貨物便を利用した小口密輸入事犯が増加するなど、薬物犯罪組織が巧妙な手段を用いて覚せい剤の密輸入を企図しているものと思料される。 ● MDMA等錠剤型合成麻薬の押収量、大麻事犯の検挙件数、大麻樹脂の押収量が過去最高を記録しており、覚せい剤以外の薬物乱用の拡大が懸念される状況にある。
	○ 密入国対策の強化 (外事課)	入管法違反検挙状況 12年検挙件数6,186 13年検挙件数7,244 14年検挙件数8,255 15年検挙件数10,854 検挙人員5,298 検挙人員6,177 検挙人員7,045 検挙人数9,579 ◎ 地方入国管理局との合同による不法滞在者の摘発を推進している。 ● 密入国者等外国人被疑者を検挙した場合、被疑者の人定確認等が困難な上、通訳人や留置施設の確保等に時間が割かれるため、捜査の負担となっており、更なる検挙数増加を阻害する要因となっている。
	○ マネー・ロンダリング対策の強化	マネー・ローンダリング犯罪検挙状況：12年3件、13年12件、14年28件、15年56件

	化 (企画分析課) ○ 執行力強化に向けた組織づくり (総務課) ○ 専門的技術能力の向上のための訓練の充実 (刑事企画課) ○ 国際的協力強化のための枠組みの構築 (国際課、国際捜査管理官) ○ 内外の関係機関相互の協調体制構築による共同行動の推進 (国際捜査管理官)	◎ マネー・ローンダリング犯罪に対する組織的犯罪処罰法の適用件数が増加し、徐々に暴力団等の資金源封圧の方法として定着しつつある。 ● 「疑わしい取引」の届出件数が激増しているものの、口座捜査の過程で真の利用者が判明しない場合があるなど、資金源の実態解明に困難が生じている。 ・16年4月警察庁刑事局組織犯罪対策部の設置(警察法・警察庁組織令改正) ・16年4月都道府県警察本部の内部組織の基準の改正(警察法施行令の改正) ◎ 暴力団対策、薬物銃器犯罪対策、来日外国人犯罪対策を一体として推進することを通じて、組織犯罪対策のより一層の推進が可能となった。 ● 各都道府県の組織犯罪情勢に対応したよりの確な組織整備が求められる。 15年3月警察大学校に「財務捜査研修センター」設置 ◎ 専門的知識や技能を必要とする分野の捜査に従事する捜査員に対し、警察大学校や警察学校等で、その捜査要領や技能について教育訓練を行っている。 ● 新たな形態の犯罪の出現や、特定の分野に関する犯罪の複雑化・高度化に対し、迅速・的確な捜査を行うために、最新かつ高度な内容の教育を定期的実施する。 ◎ G8司法・内務閣僚級会合における「重要インフラ防護に関するG8原則」「犯罪資産の追跡可能性、凍結、差押え及び没収に関するベストプラクティス」「DNA情報の利用と共有に関するG8原則」の採択(15年8月) ◎ 刑事に関する共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間の条約への署名(15年8月) ● 深刻化する来日外国人犯罪及び国際組織犯罪の現状等にかんがみ、一層実務に即したものとしていく。 ・16年4月警察法改正により、ICPO、外国の警察行政機関その他国際的な警察に関する関係機関との連絡に関することを、国家公安委員会がつかさどる事務として規定 ◎ 警察庁及び都道府県警察における内外関係機関との情報交換及び捜査協力によって、組織犯罪の検挙が推進されていると考えられる。 ● 年々深刻化する国際組織犯罪等に的確に対処するためには、水際において、指名手配者や薬物事犯等に係る容疑者をいち早く把握し、検挙等の措置を講じる必要があるが、近年、入国者が膨大な数に上っており、現在の仕組みでは、手配者や容疑者を把握することが困難になってきている。
2 サイバー犯罪等ハイテク犯罪対策の抜本的強化	(1) 警察庁及び管区警察局におけるサイバーフォースの設置を始めとする警察情報通信組織の改編 (2) 監視・緊急対処体制の整備強化 (警備企画課、情報通信企画課、情	・サイバーフォース、サイバーテロ対策推進室等の体制や装備資機材を整備し、都道府県警察サイバーテロ対策を強化 ・16年4月都道府県警察に対するサイバー犯罪対策に係る技術支援体制を強化するため、都道府県(方面)情報通信部に情報技術解析課を設置 ◎ インターネット治安情勢について積極的な情報提供を行った結果、様々なメディアに取り上げられるなど、国民に対する効果的な情報発信を行った。 ◎ 定期的に重要インフラ事業者等を訪問して、サイバーテロ事案発生時の連絡体制の構築を要請するなど、サイバーテロの未然防止や事案発生時の緊急対処能力を強化。

	報技術解析課)	● 警察庁の組織改編(16年4月)により生活安全局に設置された情報技術犯罪対策課と綿密な連携を図り、各種施策の効果的な推進を図る。 ● 都道府県(方面)情報通信部情報技術解析課の設置、資機材の充実・強化を図りつつ、技術的に巧妙化するサイバー犯罪に国としての的確に対応できる体制を確保するとともに、都道府県警察との連携強化を図る。 ● 情報収集・分析能力の強化、サイバーフォースの緊急対処能力の強化及び都道府県警察職員の能力向上等を図る。 ● 重要インフラ事業者等との更なる連絡・連携体制の構築を図る。
3 広域犯罪への的確な対応	(1) 管区警察局広域調整部の新設(公安部の廃止) (2) 広域捜査支援システムの整備 (刑事企画課)	● 自動車ナンバー自動読取システムの整備(15年度までに580式) ● 共同・合同捜査の推進 ◎ 窃盗組織による盗難車両の運搬方法の巧妙化等により、自動車ナンバー自動読取システムにより盗難車両を捕捉し、検挙した件数は減少しているものの、依然として多くの盗難車両を捕捉し検挙に結び付けている。 また、犯行後、被疑者が自動車により逃走を図った殺人や、自動車を利用し連続的に敢行された強盗等の重要犯罪の検挙にも多大な効果を上げている。 ● 広域事件等に的確に対応するために、今後も自動車ナンバー自動読取システムを増強整備していくとともに、関係都道府県警察において積極的に共同・合同捜査を実施するなどして、より一層関係都道府県間の連携を強化していく必要がある。
4 安全かつ快適な交通の確保	○ 道路交通のIT化、バリアフリー化の推進 (交通規制課)	◎ 道路交通のIT化、バリアフリー化に資する特定交通安全施設等整備事業を推進。 ● 交通を取り巻く情勢は依然として深刻なことから、今後とも、新たな長期計画である社会資本整備重点計画に即して、死傷事故の抑止や交通の円滑化等に高い効果を発揮する特定交通安全施設等整備事業を一層重点的、効果的かつ効率的に推進し、道路交通のIT化、バリアフリー化を進める。
	○ 凶悪化する暴走族に対する対策の強化 (交通指導課)	暴走族の構成員数：12年27,764人、13年26,360人、14年24,669人、15年21,184人 暴走族に関する110番通報件数：12年148,570件、13年146,042件、14年129,808件 15年106,159件 ● 16年共同危険行為の禁止に係る規定の見直し、騒音運転等に対する罰則の新設、消音器不備に対する罰則の強化を盛り込んだ道路交通法改正案を国会提出 ◎ 強制捜査(逮捕)を始めとする取締りの強化を図っており、離脱促進・加入防止対策等の推進ともあいまって、暴走族の構成員数や110番件数が減少している。 ● 体制及び資機材を増強して取締りを一層推進するとともに、関係機関・団体と連携して、離脱促進・加入防止対策、車両の不正改造防止対策等を推進する。 ● 暴走族を許さない社会環境づくりのため、地方公共団体における「暴走族追放条例」の制定等を通じ、暴走族追放気運の高揚等に努める。
	○ 手続の簡素化による国民の負担軽減	◎ 運転免許の更新申請時に写真添付を省略できるようにしたところ、14年から15年にかけて省略した者の更新申請者数に占める割合が82.3%に(△4.5%)増加した。 ● 今後も、運転免許証の更新手続の簡素化による国民負担の軽減を更に推進していくこ

(運転免許課) | ととする。

第4 警察活動を支える人的基盤の強化

[illegible]

	○ 女性警察官の積極的な活用 （人事課）	女性警察官数：12年4月1日現在8,520名（全警察官の約3.7%）、13年4月1日現在8,807名（同約3.8%）、14年4月1日現在9,390名（同約4.0%）、15年4月1日現在10,177名（同約4.2%）、16年4月1日現在10,813名（同約4.4%） ◎ 女性警察官の能力や特性を活かし、ストーカー事案、配偶者間暴力、児童虐待、性犯罪、被害者対策等に的確に対処している。 ● 男女共同参画社会の基本理念等を踏まえ、女性警察官の積極的な活用について、今後更に検討を進めていく。 ● 当直勤務等で必要となる更衣室や休憩室等を整備したり、家事、育児等に従事しながらも仕事に専念できるよう、ベビーシッター制度等の育児・介護を支援するための制度を導入するなど、職場環境の改善に努める。
2 業務の合理化と地方警察官の計画的増員	(1) 徹底した合理化による人員の配置、運用の見直し (2) 効率性の追求 (3) 国民のための警察活動を強化するための地方警察官の計画的増員 （人事課）	13年度：12県で2,580人の増員、14年度：45都道府県で4,500人の増員、15年度：31都道府県で4,000人の増員、16年度：47都道府県で3,150人の増員 ◎ 合理化・再配置及び増員により実働部門の強化や警察署の体制強化などが図られている。 ● 組織・業務の合理化は、そのときどきの情勢に応じて不断に行うべきものであり、また、厳しい財政状況の下、地方警察官の増員に対する国民の理解を得るため、引き続き徹底的な合理化を進めていく。 ● 街頭犯罪の抑止、各種犯罪に対する捜査力の充実等国民の要望に的確に対応するため、警察力の更なる強化を目指した地方警察官の増員を図る。
3 活力を生む組織運営	○ 厳しい勤務に従事する警察職員の処遇改善 （給与厚生課）	◎ 特殊勤務手当の改善等处遇改善により、職員個々の士気を高め、職務に積極的に取り組むことで強力かつ的確な職務執行を可能としている。 ● 公務員制度改革の検討状況を見据えて、職員個々の能力、業績に応じた処遇改善が行えるように制度、運用の両面から検討していく。
	○ 表彰・報奨制度の充実に （人事課）	◎ 表彰制度の新設や改正により、警察職員の表彰の機会が拡大された。 ● 新設又は改正された表彰制度の適切な運営に努める。
	○ 能力・実績に応じた昇進・給与 （人事課、給与厚生課）	◎ 全都道府県において勤務評価結果を昇任試験の可否に反映させており、努力した者、実績を上げた者が昇進しやすい制度となっている。 ◎ 昇任試験における勤務評価の配点率を高くしたことにより、より能力・実績に基づく昇進が行えることとなった。 ● 公務員制度改革の検討状況を見据えて、職員個々の能力、業績に応じた処遇改善が行えるように制度、運用の両面から検討していく。

第 3 章 經過報告

行政課題 警察改革の推進

評価の対象とする施策の名称 第1 警察行政の透明性の確保と自浄機能の強化

1 情報公開の推進－a、b

1 政策の内容

(1) 施策を示す訓令、通達の公表

警察行政の透明性を確保し、国民に対する説明責任を果たすため、警察庁の訓令及び警察庁の内部管理に関するもの、専ら技術的・補足的事項を定めるものその他国民生活に影響を及ぼさないものを除いた通達について、原則として、ホームページ（ウェブサイトをいう。以下同じ。）に掲載するとともに、警察庁文書閲覧窓口に備え付けて公表する。

(2) 都道府県警察の情報公開に関する指導

警察行政の透明性を確保し、国民に対する説明責任を果たすため、情報公開を推進し、各都道府県警察に対し警察が情報公開条例の実施機関となる方向で検討を進めるよう指導する。また、警察庁と同様に情報公開審査基準を策定するよう指導する。

2 実施事項

(1) 平成12年10月26日、「警察庁訓令・通達公表基準」を制定。

(2) 「都道府県警察における情報公開の推進について」（平成12年9月14日、警察庁丙総発第54号）により、都道府県に対して、情報公開条例の実施機関となるよう指示。

(3) 平成13年3月29日、「国家公安委員会・警察庁における情報公開法審査基準」を策定し、「国家公安委員会・警察庁における情報公開審査基準の策定について」（平成13年3月29日、警察庁乙官発第7号）により、都道府県警察に同様の基準を策定するように指示。

(4) 平成13年11月1日、「国家公安委員会及び警察庁における行政情報の電子的提供の推進に関する実施方針」を定め、また、平成15年2月13日、行政情報の電子的提供の一層の推進が求められていることにより、上記方針を改定（別添資料1）。

3 推進状況

(1) ホームページで公表している訓令及び施策を示す通達の件数

	H14.6現在	H15.2現在	H16.2現在
訓令	66件(10)	67件(10)	71件(10)
通達(甲)(長官通達)	4件(0)	4件(0)	4件(0)
通達(乙)(次長通達)	227件(17)	234件(23)	246件(26)
通達(丙)(局長通達)	382件(52)	419件(63)	511件(80)
通達(丁)(課長通達)	458件(94)	483件(102)	585件(121)
合計	1,137件(173)	1,207件(198)	1,417件(237)

※()内の数字は内数で概要での掲載数

(別添資料2参照)

(2) 都道府県警察を実施機関とする情報公開条例の改正・施行状況

すべての都道府県において、平成 13 年 10 月までに警察を実施機関とする条例改正が行われ、平成 14 年 10 月までに施行されている。(別添資料 3 参照)

(3) 都道府県警察における情報公開審査基準策定状況

すべての都道府県において、平成 14 年 10 月までに策定されている。

(4) 警察庁ホームページ掲載情報の充実状況

報道発表した事項については、これを原則すべてホームページに掲載する等、掲載情報の充実、速やかな情報発信に努めている。また、国民の利便性向上と内容の更なる充実を図るため、平成 15 年 3 月 30 日にデザイン・構成を一新し、視覚的に理解が容易であり、提供情報の所在が明確なホームページとした。(別添資料 4 参照)

4 政策効果等の分析

(1) 効果

- 訓令及び施策を示す通達をホームページに掲載し、広く国民に対し積極的な情報提供を行うことで、警察庁の施策の透明性が高められた。これらの訓令及び施策を示す通達については、情報公開法に基づく開示請求を行うまでもなく、すぐに入手でき、また、どこからでも入手することが可能となり、国民の利便性が大幅に向上した(公表している通達に対する開示請求や問い合わせがあった場合は、ホームページに掲載されている旨教示し、情報入手までの時間を大幅に短縮している。)
- すべての都道府県警察を実施機関とする情報公開条例が制定され、警察行政の透明性の確保が図られることとなった。
- 国民の求めている情報が積極的にホームページに掲載されることで、国民にとって情報入手が容易になった。

(2) 問題点

- 新たに発出した訓令及び施策を示す通達について、ホームページへの迅速な掲載が行われるようになってきているが、一部まだ掲載に時間を要することがある。
- 公表する訓令・通達の中には、一般には難解な用語や記述を用いているものがあり、国民にとって必ずしも分かりやすい情報提供となっていない。

5 今後の課題

- 新たに発出された訓令及び施策を示す通達等のホームページ掲載までの時間短縮を図る。
- ホームページに掲載する訓令・通達については、その概要を添付して掲載するなど、国民にとってより分かりやすいものとなるような方策を検討する。

6 政策所管課

総務課

国家公安委員会及び警察庁における行政情報の 電子的提供の推進に関する実施方針

平成13年11月1日

平成15年2月13日改定

国家公安委員会・警察庁

「行政情報の電子的提供に関する基本的考え方（指針）」（平成13年3月29日行政情報化推進各省庁連絡会議了承）においては、「情報通信技術を用い、行政機関の諸活動に関する透明性を高め、開かれた行政の実現を図るとともに、行政情報を有効活用し国民、企業等の社会・経済活動に有益な情報資源の充実に資する観点から、行政機関に蓄積されている行政情報を電子的手段により提供することを積極的に推進すること」とされたところである。

このため、以下のとおり「国家公安委員会及び警察庁における行政情報の電子的提供の推進に関する実施方針」を定め、行政情報の電子的提供に関する措置を総合的かつ計画的に実施する。

第1 電子的に提供する情報の内容

1 行政機関の諸活動に関する情報

以下の情報については、積極的に提供することとする。

なお、外国語による情報提供についても、ニーズ等を踏まえ積極的な対応に努める。

(1) 行政組織、制度等に関する情報

ア 所管行政の概要

イ 内部部局、附属機関及び地方機関の内部組織、担当する主要な事務又は事業、所在地、代表電話番号等

ウ 所管する法律、政令、内閣府令、国家公安委員会規則、告示、訓令・通達（法令等の解釈、運用の指針等に関するもの）、その他国民生活や企業活動に関連する通知等（行政機関相互に取り交わす文書を含む。）の一覧及び全文

エ 国会に提出した法律案の概要及び全文、その他分かりやすい資料

オ 新規制定又は改正した法令の概要及び全文、その他分かりやすい資料

カ 申請・届出等手続の案内情報（手続根拠法令、提出方法、申請書様式等）

キ 規制の設定又は改廃に係るパブリック・コメント手続に関する情報

ク 所管の認可法人の組織、設立年月日、代表者の職名及び氏名、役員に就いている退職公務員の状況、主要な事務事業、所在地、代表電話番号

ケ 所管の公益法人の「インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて」（平成13年8月28日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ）に基づき提供することとなっている情報

(2) 所管行政の現状等に関する情報

ア 国家公安委員会の議事概要

イ 国家公安委員会委員長等の記者会見の状況

ウ 主要な施策に関する基本的な方針、計画（概要、背景、成果・実績、進捗状況等）に関する情報

エ 警察白書

オ 統計資料、報道発表資料その他の公表資料

- カ 研究会等の報告書、議事概要及び配布資料等
- (3) 予算及び決算に関する情報
国会提出後又は成立後の予算及び決算に関する情報
- (4) 評価等に関する情報
「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号)により公表することとされている政策評価に関する情報等

2 国民等のニーズ等に応じて提供する情報

国民等からのニーズが高い情報又は健全な社会・経済活動に有益な情報については、特段の事情がない限り、積極的に提供することとする。

3 法令により公表等が義務付けられている情報

法令において公表等が義務付けられている情報については、原則として、現行の公表等の手段に加え電子的手段でも提供することとする。

4 その他

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)に基づき開示した情報及び当該情報と同様の取扱いが可能と考えられる同種の情報で、反復継続的に開示請求が見込まれるものについては、国民等のニーズの動向を踏まえ、事務負担の軽減の観点から、電子化に伴う経費等をも勘案しつつ積極的に電子的提供を図ることとする。

第2 電子的提供に関する留意事項等

1 ホームページ等の活用

- (1) 本実施方針に基づいて実施される情報の電子的提供は、原則として、ホームページ等(ホームページ及びインターネットを介して利用可能なデータベースなどをいう。以下同じ。)によることとし、国民等の利便性を確保する観点から、警察庁のホームページから他の警察関係のホームページに容易にアクセスできるようにする。また、所管の認可法人及び公益法人のホームページについても、警察庁のホームページから容易にアクセスできるようにする。
- (2) 利用者が特定される場合やホームページ等の利用が適当でない場合は、利用者の範囲、利用頻度、提供に係る経費等を勘案し、具体的な手段を決定することとする。
- (3) 第1の1に示す情報については、別表のとおり、ホームページにカテゴリーを設け掲載することとし、当該情報の掲載期間については、原則として別表に示す掲載期間によることとする。

2 タイムリーな情報提供と提供内容の最新化

- (1) 電子的提供は適切な時期を持って行うとともに、ホームページ等により提供する情報の内容は適切に更新し、最新の状態を維持管理することとする。なお、報道発表資料等国民等に速やかに提供すべき情報は、原則として、公表日等に提供するように努める。
- (2) 法令により公表等が義務付けられている情報については、可能な限り現行手段の公表等の時期に合わせて提供することとする。

3 提供情報の分かりやすさと利便性の向上等

- (1) ホームページ等により提供する情報については、既存のデータベースや行政文書の内容情報をそのまま提供することが適当な場合等を除き、平易かつ簡潔で要を得た用語及び文章を用いることとする。

なお、キーワードに想定される単語について俗称が一般的となっている場合、一般的に用いられている単語と正式な呼称を併記することや、外国国名について一般的に広く用いられている国名表記（原則として、「世界の国一覧表」（外務省編集協力）による表記）を使用することなどにより、国民等が掲載情報を容易に検索できるよう努める。

また、図・表・写真・音声・動画を利用するなど、直感的に理解しやすい表現方法をできる限り採用し、構成にも工夫することとする。

- (2) 大量のデータを提供する場合は、データベース化するなど、可能な限り容易に検索できるようにする。
- (3) ホームページについては、サイトマップにより掲載情報に迅速にアクセスできるようにする。
- (4) ホームページには、内容等の問合せ先に関する事項を掲載することとする。
- (5) ホームページの掲載情報については、バリアフリーを考慮したものとする。

4 情報セキュリティの確保

警察庁情報セキュリティポリシーに基づき、所要の情報セキュリティ対策を実施することとする。

5 国民等との間における双方向の情報流通の確保

- (1) ホームページには、国民等からの情報提供を受け付ける窓口を設け、所管行政に関する意見・要望等の収集を図ることとする。頻度の高い意見質問等に対しては考え方、対応等について説明する欄を設けることとする。
- (2) 主要な施策等の創設、大幅な変更等に関する情報を掲載する場合には、それぞれ意見・要望等の受付欄を設けることとする。
- (3) ホームページに他省庁の所管行政に関する意見・要望等があった場合、当該意見・要望等に係る所管省庁が特定できるものについては、省庁間の連携に努める。

6 電子的提供に伴う料金

本実施方針に沿った電子的提供は、行政の透明性向上や行政情報の有効活用の観点から行うものであることから、原則として無料で提供するものとする。

第3 電子的提供の計画的推進等

- 1 平成15年度までを重点取り組み期間として行政情報の電子的提供を推進する。
- 2 本実施方針の庁内への徹底を図るとともに、毎年度末に実施状況を点検、評価し、本実施方針の見直しを含め改善を図る。
- 3 電子的提供の改善等に役立つ優れた事例を積極的に収集するなどにより、提供内容の充実を図る。
- 4 本実施方針、実施状況の点検結果等をホームページに掲載するとともに、国民等からの意見・要望等を募集しその反映に努める。

カテゴリーを設け掲載する情報

カテゴリー	提供内容	掲載期間	備考
組織等概要	・所管行政の概要 ・内部部局、附属機関及び地方機関の内部組織、担当する主要な事務又は事業 ・代表電話番号等 ・所在案内図 ・所管の認可法人・公益法人に関する情報等	—	
所管の法令・告示・通達	・国会に提出した法律案及びその概要、その他分かりやすい資料 ・新規に制定された法令及びその概要、その他分かりやすい資料 ・改正された法令及び改正の概要、その他分かりやすい資料 ・所管の法令の全文 ・国家公安委員会規則、所管の告示、訓令・通達（法令等の解釈、運用の指針等に関するもの）、その他国民生活や企業活動に関連する通知等（行政機関相互に取り交わす文書を含む。）の全文	・新規制定又は改正した法令は、法令データ提供システム等既存DBでの提供が可能となるまで	
申請・届出等手続・様式	・手続案内 ・様式、記入方法及び記入例	—	(注1)
パブリックコメント	—	—	(注2)
方針・指針・施策・計画等	・方針・指針・施策・計画等の全文又は要旨 ・方針・指針・施策・計画の実績、進ちょく状況の概要	・公表後から終了・改定まで	
警察白書	—	・公表後3年間	
統計調査結果の速報・概要	—	・次の調査結果の揭示まで	
報道発表資料	—	・公表後6月間	
調達情報	—	—	(注3)
研究会等関係資料	・報告書等の全文及び要旨 ・議事概要 ・関係資料	・公表後3年間	
調査研究結果	・要旨、報告書、関係資料	・公表後3年間	
予算及び決算の概要	—	・公表後3年間	
評価結果等	・政策評価の結果等、会計検査結果等の概要及び本文	・公表後3年間	
情報公開	・行政文書ファイル管理簿	—	

(注1) 「ワンストップサービスの推進について（平成12年3月23日改定 行政情報システム各省庁連絡会議了承）」に基づく掲載

(注2) 「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」（平成11年3月23日閣議決定）に基づく掲載

(注3) 「バーチャルエージェンシーの検討結果を踏まえた今後の取組について」（平成11年12月28日高度情報通信社会推進本部決定）に基づく掲載

ホームページ掲載の訓令 通達 平成16年2月6日現在)

		訓令	通達					参考 12年3月31日現在の有効通達数			
				甲	乙	丙	丁	甲	乙	丙	丁
長官官房		52 (5)	248 (38)	3 ()	86 (5)	100 (16)	59 (17)	2	98	202	246
	総務	20 ()	105 (26)	2 ()	29 (1)	42 (11)	32 (14)	1	37	65	72
	人事	14 ()	63 (3)	1 ()	36 (3)	20 ()	6 ()	1	37	60	37
	教養	8 (5)	47 (8)	()	6 (1)	32 (5)	9 (2)		6	38	27
	会計	6 ()	5 ()	()	5 ()	()	()		7	10	58
	装備	2 ()	8 ()	()	8 ()	()	()		9	17	13
	給厚	2 ()	20 (1)	()	2 ()	6 ()	12 (1)		2	12	39
国際部		1 ()	10 (2)	()	4 ()	2 (1)	4 (1)	0	5	7	12
	国一	1 ()	9 (2)	()	3 ()	2 (1)	4 (1)		4	4	8
	国二	()	1 ()	()	1 ()	()	()		1	3	4
生活安全局		1 ()	451 (38)	()	96 (3)	158 (15)	197 (20)	0	98	225	439
	生企	()	195 (18)	()	19 ()	67 (6)	109 (12)		16	40	76
	地域	1 ()	59 (1)	()	15 (1)	20 ()	24 ()		19	61	86
	少年	()	92 (2)	()	7 ()	43 (1)	42 (1)		6	44	57
	生環	()	40 ()	()	33 ()	4 ()	3 ()		34	19	73
	銃対	()	40 (6)	()	20 (2)	11 (2)	9 (2)		21	40	110
	薬対	()	25 (11)	()	2 ()	13 (6)	10 (5)		2	21	37
刑事局		7 (5)	170 (47)	()	16 (6)	68 (10)	86 (31)	0	48	138	302
	刑企	1 ()	76 (23)	()	10 (5)	27 (1)	39 (17)		45	81	108
	捜一	1 (1)	56 (15)	()	2 ()	18 (5)	36 (10)		1	23	56
	捜二	()	18 (3)	()	2 ()	14 (1)	2 (2)		0	4	58
	鑑識	5 (4)	20 (6)	()	2 (1)	9 (3)	9 (2)		2	30	80
暴力団対策部		()	98 (38)	1 ()	5 (1)	39 (16)	53 (21)	1	6	26	64
	暴一	()	60 (9)	1 ()	3 ()	23 (3)	33 (6)	1	4	16	40
	暴二	()	38 (29)	()	2 (1)	16 (13)	20 (15)		2	10	24
交通局		()	276 (13)	()	8 ()	105 (2)	163 (11)	0	34	145	259
	交企	()	69 ()	()	3 ()	34 ()	32 ()		0	22	31
	交指	()	26 (9)	()	2 ()	5 (2)	19 (7)		20	40	37
	交規	()	87 ()	()	2 ()	26 ()	59 ()		12	43	125
	運免	()	94 (4)	()	1 ()	40 ()	53 (4)		2	40	66
警備局		()	83 (50)	()	25 (11)	36 (20)	22 (19)	0	33	69	90
	備企	()	13 (4)	()	3 (2)	7 (1)	3 (1)		1	8	6
	公一	()	1 ()	()	()	1 ()	()		0	1	11
	公二	()	22 (22)	()	6 (6)	7 (7)	9 (9)		6	21	12
	警備	()	42 (19)	()	16 (3)	20 (11)	6 (5)		25	32	54
情報通信局	外事	()	5 (5)	()	()	1 (1)	4 (4)		1	7	7
		10 ()	10 (1)	()	6 ()	3 ()	1 (1)	0	25	45	158
	情企	5 ()	5 (1)	()	2 ()	2 ()	1 (1)		10	28	71
	情管	4 ()	5 ()	()	4 ()	1 ()	()		12	11	54
	施設	1 ()	()	()	()	()	()		3	5	28
技対局	技対	()	()	()	()	()	()		0	1	5
	合計	71 (10)	1,346 (227)	4 ()	246 (26)	511 (80)	585 (121)	3	347	857	1,570

()内は概要での掲載数を内数で表示。

※ 通達 甲) 長官通達
 通達 乙) 次長通達
 通達 丙) 局長通達
 通達 丁) 課長通達

情報公開条例に基づく都道府県警察の開示請求処理状況（平成16年2月6日現在）

都道府県	請求件数	決定等件数	全部開示	一部開示					取下げ等	不服申立
					不開示)	不存在)	存 否)	却下等)		
北海道	299	292	46	187	3	44	6		6	6
青森	46	47	4	31	1	8	1	1	1	0
岩手	91	98	4	56	6	29	2		1	2
宮城	144	143	23	77		25	3	3	12	5
秋田	57	73	10	27	4	28		3	1	2
山形	44	44	2	31		6	1	1	3	3
福島	59	113	13	62		21	3	10	4	6
警視庁	1,002	1,144	370	528	20	144	18	5	59	31
茨城	89	106	9	80	1	10	3		3	1
栃木	46	62	9	41	1	8	3			2
群馬	77	80	11	32	2	23	12			1
埼玉	660	647	74	440	8	81	21	2	21	45
千葉	96	125	26	74	1	17	3	3	1	1
神奈川	309	402	63	248	8	63	5	6	9	10
新潟	56	67	7	29		25	5	1		1
山梨	82	88	9	60		13	1		5	0
長野	109	518	180	283	1	52	1	1		4
静岡	182	188	32	120	8	22	2	1	3	0
富山	22	28	2	18	1	6	1			2
石川	258	352	69	167	3	82	26		5	8
福井	38	34	10	16		5	1	1	1	1
岐阜	81	91	14	58	4	9	6			2
愛知	628	940	185	499	142	85	19	10		8
三重	162	161	27	94	8	13	5		14	3
滋賀	56	57	3	52	1	1				0
京都	288	288	76	172	15	14	5		6	4
大阪	335	360	74	240		26	6		14	4
兵庫	420	425	67	293	7	34	10	1	13	8
奈良	470	498	20	271	18	141			48	6
和歌山	50	73	7	51	1	14				0
鳥取	57	65	9	40	2	14				0
島根	97	128	15	104		8	1			3
岡山	59	65	6	48	2	8	1			3
広島	42	44	10	21		10			3	0
山口	61	77	17	45	4	11				0
徳島	72	73	10	40		14	2		7	0
香川	31	30	2	15	3	7	2		1	2
愛媛	53	69	10	46		9	1		3	0
高知	179	286	41	163	65	12	1	2	2	12
福岡	71	111	18	45	2	15	8	20	3	1
佐賀	19	28	3	10	2	9	2	2		4
長崎	47	57	6	33	2	15	1			1
熊本	53	68	4	41		16	5		2	0
大分	32	74	13	46	1	14				0
宮崎	33	35	3	16	1	3	4	5	3	0
鹿児島	66	66	5	27	18	9	2	2	3	2
沖縄	45	45	1	33	2	5	3		1	1
計	7,273	8,865	1,619	5,110	368	1,228	202	80	258	195

※ 開示請求及び開示等決定の件数は、各都道府県警察から送付されたデータを基に、送付されたデータの1行を1件として集計している。（任意開示請求制度による件数が含まれる県もある。）

※ 開示決定等には、開示決定、一部開示決定及び不開示決定の件数だけでなく、請求却下、請求取下げの件数が含まれる県もある。

○現在の警察庁ホームページ画面



○平成15年3月29日までの警察庁ホームページ画面



行政課題 警察改革の推進

評価の対象とする施策の名称 第1 警察行政の透明性の確保と自浄機能の強化

1 情報公開の推進－c

1 政策の内容

懲戒事案の発表基準の明確化

〔 懲戒事案の発表について、その範囲及び内容を明確化して警察行政の透明性を確保し、国民の信頼回復を図る。 〕

2 実施事項

平成 13 年 1 月、警察庁において「懲戒処分の発表の指針」を制定するとともに、「「懲戒処分の発表の指針」の制定について」（平成 13 年 1 月 12 日、警察庁内人発第 2 号）により、都道府県警察等に対しても、懲戒処分の適時適切な発表を行うことを指示。

3 推進状況

平成 15 年中は、懲戒処分を受けた 433 人中、225 人の事案について公表した。

	免職	停職	減給	戒告	合計
平成 15 年中処分者数	36	87	177	133	433
うち公表	36	81	67	41	225

4 政策効果等の分析

(1) 効果

懲戒処分の発表基準が明確化されたことを受け、これを踏まえた公表がなされ、警察行政の透明性の確保が図られていると認められる。

(2) 問題点

発表に当たり、処分を受けた職員、被害者その他関係者のプライバシーその他の権利利益を保護するために必要な配慮を欠いた場合、これらの者の権利利益が侵害されるおそれがある。

5 今後の課題等

「懲戒処分の発表の指針」の内容を徹底し、懲戒事案の適切な発表を推進する。

6 政策所管課

人事課

行政課題 警察改革の推進

- 評価の対象とする施策の名称 第1 警察行政の透明性の確保と自浄機能の強化
2 警察職員の職務執行に対する苦情の適正な処理

1 政策の内容

- (1) 文書による苦情申出制度の創設
(2) 苦情処理システムの構築

警察法第78条の2により、都道府県警察の職員の職務執行について苦情がある者は、都道府県公安委員会に対して文書により苦情の申出をすることができることとし、都道府県公安委員会では、申出を誠実に処理し、その結果を文書により申出者に通知することとした。また、都道府県警察の職員の職務執行についての苦情で警察法の規定する苦情に該当しないものについても、誠実に処理し、その処理結果を申出者に通知することとしている。これらにより、苦情を組織的に適切に処理し、不適切な職務執行や非能率的な業務運営を把握し、これを確実に是正していく。

2 実施事項

- (1) 平成12年の警察法の一部を改正する法律により、平成13年6月1日より、都道府県警察職員の職務執行についての文書による苦情申出制度を導入した。
(2) 苦情情報管理のためのコンピュータシステムを平成15年1月1日から運用開始した。

3 推進状況

- (1) 苦情申出制度の運用状況及び苦情処理システムの活用状況

受理した苦情は、公安委員会又は本部長に対して適時に報告されるなど、「警察法第78条の2に係る解釈・運用基準及び苦情の処理の指針」に沿って適切に運用されている。

- (2) 都道府県警察の職員の職務執行について申し出られた苦情の受理・処理件数

受理状況（平成15年中）

警察法第78条の2の規定による都道府県警察職員の職務執行についての苦情の受理	467件
上記苦情以外の都道府県警察職員の職務執行についての苦情の受理	10,078件

処理状況（平成15年中）

即日処理	2,976件(29%)	累計
3日以内	2,135件(20%)	5,111件(49%)
1週間以内	1,636件(16%)	6,747件(65%)
1ヶ月以内	2,579件(24%)	9,326件(89%)
1ヶ月以上	1,098件(10%)	10,424件(99%)
処理中	121件(1%)	

- (3) 苦情情報管理のためのコンピュータシステムの整備状況

47都道府県警察本部及び4方面本部の公安委員会事務担当課及び苦情担当課に同コンピュータシステムの端末装置、電子計算機等を設置し、平成15年1月1日から運用開始。

※ 苦情情報管理のためのコンピュータシステム

都道府県警察における苦情の受理状況、対応状況等をコンピュータにより一元的に管理するもの。

4 政策効果等の分析

(1) 効果

苦情の中には、不適切な職務執行に係るものも含まれており、これらが組織的に把握された上で是正され、業務の改善に資する面があると認められる。

＜苦情に基づく改善事例＞

- ① 「聴覚障害者の運転免許更新時に不適切な対応があった」とする苦情を受け、県障害福祉課と手話通訳会の協力を得て、免許更新手続等における通訳人の派遣等の協力関係を構築した。
- ② 「拾得物の返還をする際に遺失者に対して拾得者（苦情申出者）の住所・氏名を当該遺失者に無断で教えた」とする苦情を受け、同種事案を防止するため、住所、氏名の教示の可否につき、あらかじめ拾得者に確認し、その結果を「拾得物預り書」に記載して取り扱うよう各警察署に徹底した。
- ③ 職員の言葉遣いや応接態度に起因する苦情が重複して寄せられることに対し、教育資料の発行、少人数による検討会の実施、キャンペーンの推進、月間の設定等市民応接向上のための各種施策を積極的に推進し、この種苦情の減少に努めている。

(2) 問題点

苦情申出制度が施行される前は、国民からの苦情の内容に応じて、苦情を受けた職員自身、当該職員の所属等の責任により処理されていたが、同制度が制度化されたことに伴い、厳格に同制度を運用した結果、次のような業務遂行上の支障が認められる。

- ・ 電話又は面接による感情的で対応に長時間を要する苦情への対応に苦慮している。
- ・ 事実のない苦情についても、調査、公安委員会等に対する報告、申出者に対する回答に多くの人員と期間を要し、業務負担が大きい。
- ・ 同一人物から繰り返し行われる苦情への対応の負担が大きい。

＜対応に苦慮した事例＞

- ① 公安委員会及び警察に苦情を申し出た者が、回答に納得しなかったことから、公安委員会委員の勤務先において面会を要求した。
- ② 調査結果を伝えたところ、その後3日間にわたり「本部長を出せ。」などと、合計422回の電話がなされた。
- ③ 二十数年前の事案であるとして、苦情の申出がなされたが、当時の資料もなく、職員も大半が退職しており、調査に時間を要した。また、その結果、苦情申出者が指摘するような事実はないと判明した。

5 今後の課題等

職務執行や業務運営の改善につながるような苦情に的確に対応できるよう、苦情の内容に応じた適切な調査方法、対応方法等を検討し、効率的な制度運営に努める。

6 政策所管課 人事課

行政課題 警察改革の推進

評価の対象とする施策の名称

第1 警察行政の透明性の確保と自浄機能の強化

3 警察における厳正な監察の実施

1 政策の内容

(1) 警察庁、管区警察局及び都道府県警察における監察体制の整備

(2) 警察庁及び管区警察局による都道府県警察に対する監察の強化

（監察体制を増強するとともに、都道府県警察に対する国の関与を強化することにより、警察内部の自浄能力を高め、国民の信頼回復を図る。）

2 実施事項

(1) 警察庁、管区警察局及び都道府県警察における監察体制を強化。

平成12年度中の体制との比較（平成16年3月現在）

警察庁	首席監察官以下6人が18人に。監察官は1人から3人に。
管区警察局	総務監察部（関東管区警察局においては、監察部）を設置し25人から131人に。
都道府県警察	首席監察官の格上げを行い、地方警務官の首席監察官は5人から47人全員に（16年度）。

(2) 都道府県警察における首席監察官を地方警務官へ格上げ。

平成12年度は5都道府県においてのみ首席監察官が地方警務官であったところ、平成13年度から増員及び振替えを実施し、平成16年度には、すべての都道府県警察において、首席監察官が地方警務官とされた。

※ 首席監察官

監察部署における責任者であり、「命を受け、監察に関する事務を掌理する」などとされている。

※ 地方警務官

都道府県警察に置かれる職員のうち、警視正以上の階級にある警察官のことをいう。また、地方警務官は国家公務員とされている。

(3) 監察の実施

監察体制の整備により、非違事案の未然防止に配慮した監察実施計画を策定し、実態を把握の上、業務改善を図っている。

(4) 監察業務担当者の事務処理能力の向上を図るため、警察大学校で、監察業務管理運営専科を実施（平成12年以降毎年）。

3 推進状況

(1) 警察庁及び管区警察局の監察実施回数

	12年度	13年度	14年度	15年度
警察庁	100(回)	112(回)	182(回)	200(回)
管区警察局	508(回)	1,285(回)	1,278(回)	1,234(回)

(参考)

都道府県警察が行った監察

平成12年4・5月 2,526(回)

平成13年4・5月 3,108(回)

平成14年4・5月 4,843(回)

平成15年4・5月 5,696(回)

※ 警察庁が平成13年、平成14年及び15年の6月に調査したもの。

(2) その他参考

＜警察庁及び管区警察局が全都道府県警察を対象に行った監察実施項目＞

平成12年度	第1四半期	不祥事案の原因究明状況及び再発防止対策の実態把握
	第2四半期	特別監察における指摘事項の改善状況
	第3四半期	犯罪等による被害の未然防止活動の推進状況
	第4四半期	犯罪等による被害の未然防止活動の推進状況
平成13年度	第1四半期	不祥事案対策の推進状況 職務倫理教養と身上把握の推進
	第2四半期	交通事故・事件の捜査管理の徹底 証拠物件の保管管理の徹底 受傷事故防止対策の推進状況
	第3四半期	少年事件等の管理の徹底 警察署協議会の適切な運営 苦情申出制度の運用状況
	第4四半期	告訴・告発事件に対する取組状況 不祥事案対策の推進状況に関する監察における指摘事項の改善状況
平成14年度	第1四半期	交通街頭活動における殉職・受傷事故防止対策の推進状況 交通違反・事故の捜査管理の徹底
	第2四半期	地域警察活動における殉職・受傷事故防止対策の推進状況 銃器・薬物事犯の捜査管理の徹底
	第3四半期	実戦的かつ効果的なけん銃訓練等の推進状況 国民のための警察活動体制の強化
	第4四半期	捜査活動における殉職・受傷事故防止対策の推進状況 捜査管理及び証拠物件の保管管理の徹底
平成15年度	第1四半期	留置管理業務の適正な実施
	第2四半期	暴力団犯罪の捜査管理の徹底
	第3四半期	警察安全相談の充実強化
	第4四半期	少年事件捜査の迅速的確な捜査の推進

＜実効ある監察の実施＞

警察庁及び管区警察局が、都道府県警察を対象に監察を実施する際には、業務主管課と連携し、上記のとおり全国統一実施項目を定め、更に監察に当たっての着眼点を事前に定めている。

＜懲戒処分者数の推移＞

平成10年	195
平成11年	356
平成12年	546
平成13年	486
平成14年	569
平成15年	433

4 政策効果等の分析

【効果】

ア 非違事案に厳正に対処するとともに、非違事案の未然防止に重点を指向した厳正な監察が実施されている。

イ 首席監察官を地方警務官へ格上げしたことにより、

- 所属長が地方警務官である所属に対する監察が強化された。
- 警察内部の主要会議のメンバーとなったことから、監察の立場からの意見が反映されやすくなった。

などの効果が認められている。

5 今後の課題等

引き続き、実効ある監察を実施し、警察の能率的な運営及びその規律の保持に努めていく。

6 政策所管課 人事課

行政課題 警察改革の推進

評価の対象とする施策の名称 第1 警察行政の透明性の確保と自浄機能の強化
4 公安委員会の管理機能の充実と活性化－ a

1 政策の内容

警察の行う監察をチェックする機能の強化

警察に対して、監察の実施状況を公安委員会に報告することを義務付けるとともに、公安委員会は、監察について必要があると認めるときは具体的又は個別的な指示ができる旨規定することにより、公安委員会の管理機能の充実と活性化を行い、国民の信頼回復を図る。

2 実施事項

平成12年の警察法改正により、国家公安委員会・都道府県公安委員会等は監察について必要があると認めるときは警察庁・都道府県警察に対して具体的又は個別的な指示ができることとしたほか、警視総監又は警察本部長に都道府県公安委員会に対する懲戒事由に係る事案の報告義務を課した。

3 推進状況

(1) 公安委員会に対する監察実施状況の報告状況

警察庁及び各都道府県警察では、監察に関する規則に沿って、監察実施計画について年度当初に、その実施の状況について四半期ごとに1回以上、国家公安委員会又は都道府県公安委員会に対して報告している。

(2) 都道府県公安委員会による監察の指示（警察法第43条の2第1項）の実施状況

- 平成13年4月、神奈川県公安委員会は、不祥事案の再発防止の一層の徹底を図るため、人事管理、教育、身上把握、組織の士気高揚等の諸事項について監察を行い、その結果を報告するように神奈川県警察に指示した。神奈川県警察においては、その指示に従って監察を実施し、その結果を平成13年9月に同公安委員会に対して報告した上、その後1年の進ちょく状況について、平成14年10月に報告した。
- 平成13年7月、奈良県公安委員会は、奈良県警察において幹部職員を含む複数の警察職員が長期間にわたり私企業の関係者との間で違法・不当な関係が続いていたという不祥事が発生したため、本事案の問題点を踏まえ、人事管理、業務管理、身上把握及び倫理教育の諸事項について監察を行い、その結果を報告するよう奈良県警察に指示した。奈良県警察においては、その指示に従った監察を実施し、その結果について平成13年11月に同公安委員会に対して報告した。
- 平成16年3月、北海道公安委員会は、平成7年5月及び平成9年9月の北海道旭川中央警察署における予算執行が適正でなかったことが明らかとなったことから、近年の予算執行について特別調査を行うとともに、この種事案の絶無を期するため、会計経理の手續、会計監査、業務管理、予算執行に関する教養等の諸事項について監察を行い、特別調査の結果とともに改善方策について報告するよう北海道警察に指示した。

(3) 監察事案の報告状況（警察法第 56 条第 3 項）

各都道府県警察においては、都道府県公安委員会の定めるところにより、都道府県警察の職員が職務遂行に当たり、法令等の規定に違反したことが明らかになった場合等、報告すべき事項を報告している。

4 政策効果等の分析

【効果】

公安委員会に対して、監察事案、監察実施状況等につき報告がなされるようになり、報告の都度、具体的な指導・助言を受けている。

5 今後の課題等

各公安委員会に対する報告を引き続き適時適切に行う必要がある。

6 政策所管課
人事課

行政課題 警察改革の推進

評価の対象とする施策の名称 第1 警察行政の透明性の確保と自浄機能の強化
4 公安委員会の管理機能の充実と活性化－b、c、d

1 政策の内容

(1) 補佐体制の確立

補佐体制を確立することにより、公安委員会の審議の活発化を図り、公安委員会の役割である「警察に対する管理」の機能を充実させる。

(2) 「管理」概念の明確化

「管理」概念を明確化することにより、公安委員会の役割を明確にし、警察庁や都道府県警察からの報告等が適切になされるよう図る。

(3) 公安委員の任期の制限

公安委員の任期を制限することにより、豊富な経験と高い識見を有する者の中から幅広く適任者を求め、公安委員会と警察との間の緊張関係を担保することにより、公安委員会の審議の活発化を図る。

2 実施事項

(1) 補佐体制の確立

警察庁に国家公安委員会事務官を新設する（平成13年4月）など、国・都道府県ともに補佐体制を強化した。

(2) 「管理」概念の明確化

公安委員会運営規則の改正等を行った。

(3) 公安委員会委員の任期の制限

平成12年の警察法改正により、国家公安委員会委員については1期5年の2期まで、都道府県公安委員会委員については1期3年の3期までと委員の再任制限に関する規定を設けた。

3 推進状況

(1) 補佐体制の確立状況

国

平成12年1月末 5人（総務課）

平成16年4月 13人（国家公安委員会事務官室）

都道府県（合計）

平成12年1月末 117人

平成16年4月 230人（公安委員会補佐室等を設置）

(2) 公安委員会運営規則の改正等

国・47都道府県・4方面の全ての公安委員会において、公安委員会運営規則等を改正し、「管理」概念を明確化した。その後も、全国会議における情報交換等を通じて「管理」概念の趣旨の徹底を図った。

※ 「管理」概念について

国家公安委員会による警察庁の管理とは、国家公安委員会が警察行政の大綱方針を定め、警察行政の運営がその大綱方針に則して行われるよう警察庁に対して事前事後の監督を行うことと解釈されてきた。（都道府県公安委員

会による都道府県警察本部の管理についても同じである。) この概念を明確化するため、国家公安委員会運営規則第2条を次のように改正し、第2項から第5項までを追加した。

第2条

- 2 委員会は、法第5条第2項各号に掲げる事務について、その運営の大綱方針を定めるものとする。
- 3 前項の大綱方針は、法第5条第2項各号に掲げる事務の運営の準則その他当該事務を処理するに当たり準拠すべき基本的な方向又は方法を示すものとする。
- 4 委員会は、法第5条第2項各号に掲げる事務の処理が第2項の大綱方針に適合していないと認めるときは、警察庁長官(以下「長官」という。)に対し、当該大綱方針に適合するための措置に関し、必要な指示をするものとする。
- 5 委員会は、長官から法第12条の2第1項又は前項の規定による指示に基づいてとつた措置について必要な報告を徴するものとする。

(3) 公安委員会委員の任期の状況

国家公安委員会委員

平成12年9月	1期目	3人
	2期目	2人
平成15年12月	1期目	5人

都道府県(方面)公安委員会委員

平成12年9月	1期目	83人
	2期目	55人
	3期目	23人
	4期目以上	13人
平成15年12月	1期目	85人
	2期目	62人
	3期目	29人

(4) 公安委員会の管理機能の強化の状況(事例)

○定例会議における審議の活発化

- ・定例会議に付議される案件について、主管課等から、その背景等に関する説明をあらかじめ聴取し、より踏み込んだ審議を実施することができるようにした。
- ・委員が、定例会議の場とは別に、相互に意見の交換等を行う機会を設け、定例会議における一層の審議の活発化を図った。

○他の機関との意見交換等

- ・管理に当たっての知見を広めるため、都道府県教育委員会との意見交換を行ったり、警察署協議会に出席して住民等の意見を聴いている。

○第一線の活動状況の把握

- ・管理の前提として、第一線の警察職員の活動状況を把握するため、警察本部長等から報告を受けるほか、警察署等に出向いて、直接に警察職員からの意見聴取等に当たった。

○緊急事態への備え

- ・国家公安委員会は、天災等により速やかな参集が困難な場合等に備え、テレビ会議システムを導入し、その使用についての申合せを行った。
- ・都道府県公安委員会は、天災等により速やかな参集が困難な場合等に備え、それぞれの公安委員会運営規則を改正し、会議以外の方法による権限行使についての規定を追加するなどの措置を行った。

○会計経理の不適正事案に当たっての対応

- ・国家公安委員会は、北海道警察、静岡県警察等における会計経理の不適正事案を受けて、警察庁から適時報告を求め、事案の早期解明及び会計経理の一層の適正化の推進について指示するとともに、会計監査に関する規則を制定するなどの措置を行った。

4 政策効果等の分析

(1) 効果

- 公安委員会の補佐体制が強化されたこと等により、委員会審議が活発化するなど、管理機能の強化が図られている。
- 「管理」概念の明確化が図られたことにより、警察庁や都道府県警察による報告の在り方が整理された。
- 平成 12 年の警察法改正の結果、極端に長期間在任する委員がいなくなり、公安委員会委員としての適任者がより幅広く選任されるようになっている。

(2) 問題点

- 平成 12 年以降の取組みにより、公安委員会の管理機能の充実・活性化は図られていると言えるが、今もなお、「公安委員会制度はきちんと機能しているのか」という疑問が付されることもあり、その活動実態について十分理解されていない面が見受けられる。

5 今後の課題

公安委員会の管理機能の充実と活性化のためには、審議の充実、第一線の活動状況の把握等に努めていく必要があるが、その取組みについて不断のチェックを行うとともに、その活動を対外的に示すことも踏まえつつ、引き続き補佐体制を活用して、活動に当たる必要がある。

6 政策所管課

国家公安委員会会務官

行政課題 警察改革の推進

評価の対象とする施策の名称 第2 「国民のための警察」の確立

1 国民の要望・意見の把握と誠実な対応－a

1 政策の内容

警察安全相談の充実

警察に寄せられた相談の取扱件数が増加していることから、警察安全相談員の配置等による体制の整備や、相談担当職員に対する教育の徹底及び関係機関との連携の強化等を行うことにより、住民からの相談に的確に対応し、犯罪等による被害の未然防止の徹底等を図る。

2 実施事項

- (1) ア 「犯罪等による被害の未然防止活動の徹底について（依命通達）」（平成12年3月4日付け乙生発第5号、乙刑発第3号、乙官発第9号、乙交発第4号）により、都道府県警察に対して、地域住民の要望の的確な把握、困りごと相談業務の強化、部門間及び関係機関等との連携強化、積極的な情報提供、困りごと相談業務に関する評価について指示。
- イ 「困りごと相談業務の強化について」（平成12年3月4日付け丙生企発第61号、丙総発第10号、丙人発第22号）により、都道府県警察に対して、警察署における困りごと相談業務に関し、体制の整備充実、警察署長による指揮の徹底の下での相談案件の的確な対応、対応に功績のあった職員に対する適切な賞揚等の措置を講ずるよう指示。
- ウ 「困りごと相談業務の強化に係る実施要領について」（平成12年3月13日付け丙生企発第64号、丙総発第12号、丙人発第25号）により、都道府県警察に対して、アに掲げる施策のほか、指導教育の実施、関係機関との連携等、広報啓発活動の実施について指示。
- エ 「警察安全相談業務に係る関係機関、団体との連携の推進について」（平成12年11月22日付け丙生企発第162号、丙総発第64号）により、都道府県警察に対して、関係機関、団体とのネットワークの構築、広報啓発活動の実施、相談業務担当者に対する指導・教育について指示。また、警察が対応すべき相談は犯罪等による被害の未然防止に関する相談その他国民の安全と平穏に係る相談であることを国民に示すために、これまで「困りごと相談」と呼称していた相談業務を「警察安全相談」と名称を変更。
- (2) 警察安全相談の体制を強化するため、平成12年、地方財政計画において、非常勤の警察安全相談員に係る経費を要求し、平成13年度から当該経費について措置。
- (3) 各都道府県において、警察安全相談業務を担当する警察職員に、相談実務に必要な専門的知識及び対応要領等を修得させ、今後の警察安全相談業務の実効を期するため、警察庁が関東管区警察学校において、全国規模の警察安全相談実務専科を実施（平成13年度以降毎年）。

- (4) 各都道府県の相談担当者等による警察安全相談の事務処理に資するため、平成15年8月、警察庁において作成した「警察安全相談事務処理要領」を配付。
- (5) 平成15年度第3四半期に、都道府県警察における「警察安全相談」の業務運営の実態を総合的かつ具体的に把握するため、警察庁は12都道府県警察（北海道、福島、警視庁、埼玉、山梨、静岡、福井、滋賀、島根、広島、愛媛、福岡）に対して、管区警察局は38府県警察に対して業務監察を実施。
- (6) 平成12年11月、都道府県警察において自治体等関係機関、団体とのネットワークの構築、相互の連携強化、連絡系統の確立、相談の積極的広報等が円滑に行われるよう、関係省庁（当時の総理府、自治省、経済企画庁、金融庁、厚生省、通商産業省、労働省）に対して協力を要請。
- (7) 警察庁では、「犯罪等による被害の未然防止活動の徹底について（依命通達）」等により、困りごと相談業務に関する評価について指示した以降、相談業務に関して功労のあった都道府県警察に対し、警察庁長官賞（広島、香川、鹿児島）、警察庁生活安全局長賞（北海道、宮城、秋田、福島、茨城、千葉、愛知、三重、奈良、岡山、高知、福岡、宮崎）を授与。

3 推進状況

(1) 警察に寄せられる相談取扱件数の推移

平成15年中に増加した相談内容の主なものは、悪質商法、ハイテク関係等である。

11年	12年	13年	14年	15年
343,663	744,543	930,228	1,058,772	1,519,156

※ 警察総合相談室、警察本部警察安全相談窓口及び警察署警察安全相談窓口における取扱件数（別添1参照）

【措置状況】

寄せられた相談に対しては、その内容に応じて、法律上の手段等の助言や防犯指導、相手方に対する警告・説得、検挙・補導等により、適切に対応するよう努めている。

措置区分	助言・指導	警告・説得	他機関の教示	検挙・補導	継続	引継ぎ	その他	計
件数	1,167,788	33,260	26,799	7,215	62,757	43,662	177,675	1,519,156
割合	76.9%	2.2%	1.8%	0.5%	4.1%	2.9%	11.7%	100.0%

※ ・「継続」は、相談部門において引き続き対応中のものを計上している。

・「引継ぎ」は、他機関や他部門に引き継いだものを計上している。

ただし、最終的な措置が判明すれば他の項目に計上している。

・「その他」は、家出人手配の実施、当事者の訴訟提起その他を計上している。

【解決事例】

① 金融関係取引

平成14年12月、女性から、「地元のサラ金業者や都内のヤミ金融業者など数十社から200万円くらいの借金をし、これまで700万円くらいを返済してきたが、い

まだに返済を求められ続け、返済が滞ると「家に火をつけてやる。」「会社に取立てに行く。クビになるまで電話してやる。」と脅されたり、職場や親戚にまで嫌がらせの電話をかけてこられる。」との相談を受理し、相談者に対し、業者からの取立ての電話があった場合には、既に警察に届けており、法定の利息を超えない範囲内で返済すればよいと警察から指導されている旨をき然として業者に伝えることなどについて助言・指導を行う一方、捜査を進め、平成15年5月、法定利息の160倍から540倍の高金利貸付けを行っていた都内のヤミ金融業者を検挙した。

② 悪質商法

平成15年5月、警察本部警察安全相談センターに同一団体によるものと思われる回収名下の譲渡債権の返済請求に係る相談が32件寄せられたことから、相談者に対して身に覚えのない請求には応じないよう助言・指導を行うとともに、当該団体名の振込先口座がある信用金庫に口座凍結を依頼し、被害の拡大防止を図った。

③ 契約・取引関係

平成15年5月、「土地を売るために不動産業者と5千万円で売買契約を交わしたが、残金2千万を支払わずに不動産業者は所在不明になってしまった。この不動産業者は宅地建物取引業者の知事免許を更新していないことから、取り締まってほしい。」との相談を受理し、残金については弁護士と相談するよう教示助言するとともに、知事部局建設業課と連携の上、平成15年9月、当該不動産業者を宅地建物取引業法違反で検挙した。

④ 犯罪等による被害の防止

平成15年3月、公立高校教諭から「女子生徒が、登下校時に不審な車両に乗る男に後を付けられた。痴漢かもしれないので警戒してほしい。」との相談を受理し、相談等対応チームを編成して学校関係者等と協力し、警戒活動を実施するとともに、目撃情報等から行為者を割り出して嚴重注意した。

(2) 警察安全相談員（非常勤の元警察職員等）の配置等体制の整備状況

平成13年度から地方財政計画において、非常勤の警察安全相談員に係る経費が措置され、平成15年12月末現在、警察本部に68名、警察署に567名が配置されている。

※ 警察署における専任又は兼任（ただし、兼任の場合は、相談業務を主な仕事として従事する場合に限る。）相談員数：2,226名（平成15年12月末現在）

警察署における専任又は兼任相談員数の推移

H12.6末	H13.1末	H13.9末	H14.6末	H14.12末	H15.12末
1,120(43)	1,437(63)	1,569(441)	1,773(520)	1,792(522)	2,226(567)

※（ ）は警察安全相談員数で内数

(3) 教育の実施

都道府県警察の相談業務担当の警部補等を対象として、カウンセリング技術等の修得を重点とした警察安全相談実務専科^(注)を平成13年度から実施している。

（注）「専科」とは、警察職員に対し、特定の分野に関する専門的な知識及び技能を修得さ

せるために行う専門的な教育のことをいう。

(4) 関係機関・団体との相談ネットワークの構築状況及び連携状況

多岐にわたる相談案件の迅速的確な解決を図るため、全都道府県警察本部において関係機関・団体との相談ネットワークを構築し、関係機関・団体との連携を推進している。（別添2参照）

(5) 相談業務に係る表彰件数

警察庁及び全都道府県警察において、相談業務に関する積極的な賞揚措置を推進している。

○ 表彰件数（平成15年中）

警 察 庁		都 道 府 県 警 察	
警察庁長官賞	生活安全局長賞	部 署	個 人
該当無し	1 件	75件	1,552件

○ 表彰事例（別添3参照）

4 政策効果等の分析

(1) 効果

関係機関・団体との相談ネットワークの構築及び連携の強化により、相談案件の円滑な引継ぎ等が図られた結果が見られた。

(2) 問題点

- 相談取扱件数が急増しており、体制不足と事件・事故対応等の他業務への影響が懸念される。
- 国民から寄せられる相談が多岐にわたっており、相談担当者等の対応能力向上のための指導・教育を更に充実させる必要がある。

5 今後の課題

- 引き続き非常勤の警察安全相談員の採用・配置等による体制の強化に努める。
- 全職員に対する相談対応能力向上のための指導・教育を推進する。
- 全都道府県警察において、今後とも適切な賞揚措置を推進する。

6 政策所管課

生活安全企画課

平成15年中の警察安全相談取扱件数 割合

内容		件数	割合
生活安全	ストーカー事案	20,122	1.32%
	配偶者からの暴力	13,538	0.89%
	犯罪等による被害防止	140,645	9.26%
	迷惑行為	66,764	4.39%
	ホームレス	1,564	0.10%
	応急救護・保護	17,435	1.15%
	危害防止	1,396	0.09%
	家庭・職場・近隣関係（家事問題）	95,829	6.31%
	契約・取引関係（悪質商法を除く。）	196,748	12.95%
	労働問題	4,502	0.30%
	少年問題	26,866	1.77%
	児童虐待	1,083	0.07%
	風俗環境浄化	3,315	0.22%
	悪質商法	527,592	34.73%
	環境問題	11,832	0.78%
	医事、薬事、その他保健衛生	1,749	0.12%
	銃器・薬物	3,538	0.23%
	ハイテク関係	37,987	2.50%
	その他	43,636	2.87%
総務・警務	遺失・拾得	3,730	0.25%
	被害者対策	1,287	0.08%
	その他	20,876	1.37%
刑事	暴力団問題	8,801	0.58%
	刑事事件	76,375	5.03%
	その他（盗難・海外渡航証明等）	16,612	1.09%
交通	交通指導取締り	33,554	2.21%
	交通事故	13,040	0.86%
	運転免許、行政処分関係	6,195	0.41%
	交通規制	4,618	0.30%
	交通安全施設	3,319	0.22%
	交通情報	794	0.05%
	その他	8,653	0.57%
警備	不法滞在・不法残留	927	0.06%
	右翼問題	3,076	0.20%
	その他	1,690	0.11%
その他		60,647	3.99%
意味不明		38,821	2.56%
総計		1,519,156	100.00%

関係機関・団体との連携状況

【連携による解決事例】

① 配偶者からの暴力

平成 15 年 12 月、女性から「同棲相手から 2 時間にわたって殴る、蹴るの暴行を受けたが、暴力は平成 12 年から恒常的に行われ、これまでに床に落とされ恥骨骨折で 1 か月入院するなどの怪我を負っているので避難したい。」旨の相談を受理し、配偶者暴力防止法の保護命令制度を活用するよう教示・助言するとともに、福祉総合相談センターの担当者と連携し、施設に避難させた。その後、本年 1 月、同人の同棲相手に対して退去命令、接近禁止命令が発出された。

② 危害防止

平成 15 年 4 月の休日、住民から、「小学生の女兒が庭先で野犬に咬まれたので、捕獲してほしい。」旨の相談を受理し、直ちに関係機関等の連絡通報網に基づき保健所や市役所、小学校等の担当者に通報するとともに、町内の有線放送により住民に再被害防止と発見時の通報を呼び掛けた。その結果、翌日には、保健所の設置した捕獲箱により野犬を捕獲し、早期に住民の不安を解消した。

③ 児童虐待

平成 15 年 5 月、女子高校生から「41 歳の継父に性的虐待を受けている。」との相談を受け、児童相談所と連携を図り、対策を検討するとともに、相談者からの被害事実を特定し、6 月、継父を児童福祉法違反で逮捕した。また、相談者については、児童相談所において継続して心身のケアに当たっている。

【連絡協議会の開催等による連携事例】

① 市区町村との連携

市区町村に対し、配偶者からの暴力事案等の被害者から住民票の閲覧禁止の要望がなされた場合の住民基本台帳の閲覧制限についての要請を行った結果、練馬区を始めとする 14 区 20 市 3 町 1 村において、住民基本台帳の閲覧制限に関する条例、要綱、内規等が制定され、運用がなされている。（警視庁）

② ヤミ金融に係る関係機関との連携

平成 15 年 5 月、財務局県事務所、県（県民生活課、経営金融課、消費生活センター）、県弁護士会、県貸金業協会、県暴力団追放センター等と「ヤミ金被害防止対策会議」を構築し、県下各地で平成 15 年中 6 回の「ヤミ金特別相談室」を実施し、198 件の相談を受理した。なお、同対策会議においては、ヤミ金相談対応マニュアルの作成やヤミ金勧誘ポスター・チラシの撤去活動等についても実施している。（山口）

③ 女性保護に係る関係機関との連携

県、裁判所、検察庁、婦人相談所等で構成されている「DV防止対策関係機関連絡会議」の場において、警察から「一時保護施設が県内に 1 か所しかなく、遠隔地の被害者保護に迅速な対応が困難であることから、増設を願いたい。」との提案を行ったところ、県において福祉施設内に一時保護所を設置することが決定された。（山形）

④ 弁護士会との連携

警察において受理した相談において、相談者から弁護士の紹介を求められた場合には弁護士会の各地区に設置されている法律センターを紹介し、弁護士会において受理した相談において、相談者が警察における対応を求めた場合には弁護士会から相談事案を引き継ぐなどの協力体制を確立した。(福岡)

⑤ 大学と連携したストーカー被害防止講習会の開催

平成 15 年 5 月、県内の大学から、「学生にストーカー行為に関する認識と被害時の対処要領を知ってもらいたい。」との要請により、ストーカー被害防止講習会を開催し、警察本部のストーカー担当警察官が、同大学生寮の寮生に対してビデオ上映や、ストーカー規制法、法的措置、対応要領等の説明を行った。また、同講習会は地元新聞社の取材を受け、新聞の折り込み広告にストーカー被害防止をテーマとした特集号が組まれて一般世帯にも配達されるなど、広範にわたる啓発が行われた。(徳島)

警察庁及び都道府県警察における賞揚事例

1 警察庁

○ 生活安全局長賞

警察における相談取扱いの中で、関係機関との緊密な協力関係等が必要な分野に関して、関係機関と個別的にワーキンググループを設置して協議を継続し、連携機能の充実に図った。

2 都道府県警察

【部署】

○ 本部長賞状

平成 15 年 1 月、男性から「ヤーコン芋の海外委託栽培等を名目に元本保証、生産配当金の分配をうたって資金集めをしている会社があるが、元本等を返金してもらえない。」との相談から、同社役員らによる出資法違反・詐欺事件を検挙した。

○ 本部長賞誉

女子中学生の保護者からの少年相談を端緒に、非行少年グループによる監禁、傷害事件を検挙するとともに、同非行少年グループ等を対象にシンナーを密売していた暴力団周辺者を割り出して検挙した。

○ 警務部長賞

最近被害相談が増加傾向にある「悪質商法」「ヤミ金融事犯」「架空債務返済請求事犯」等の被害の未然防止及び被害拡大防止を図るため、管内 3 町の役場、防犯協会事務局と連携して、管内 3 町の 14 箇所の公民館等で、「悪質商法等被害防止講習会」を開催して、住民に対して被害の未然防止等の啓発活動を実施した。

【個人】

○ 本部長賞誉

平成 15 年 4 月、「内縁の夫から暴力を振るわれるので逃げているが、実家にも押しかけてきて困っている。」との相談を受け、内縁の夫を傷害及び覚せい剤取締法違反で検挙した。

○ 本部長賞誉

平成 15 年 2 月、2 年前から営業時間中や夜間残業中に執拗な非通知無言電話で業務が妨害されているとの相談を受理し、所要の捜査により、570 回余にわたる無言電話を繰り返していた、被疑者を威力業務妨害で検挙した。

○ 生活安全部長賞

平成 15 年 1 月、女性の相談者（30 歳代）から、「無言電話がある、注文もしていない品物が送りつけられる、車のワイパーが壊されたりパンクさせられるなどの嫌がらせを受けている。」との相談を受理し、深夜にわたる張り込み捜査により、平成 15 年 6 月の深夜、相談者の交際相手の男性と以前交際していた女性（30 歳代）が、相談者の車を千枚通しでパンクさせたところを器物損壊の現行犯で検挙した。

○ 生活安全部長賞

平成 15 年 2 月、警察本部に設置されている警察相談専用電話に「交際している女性から自殺をほのめかすメールが入った。」との相談があり、所轄警察署に連絡を取り、署員が女性宅に急行したところ、部屋の中からかすかに泣き声が聞こえてきたので、自殺を思いとどまるよう諭し、「自由に死なせてほしい」と自暴自棄になっていた女性の自殺を思いとどまらせ、家族等から感謝の声が寄せられた。

行政課題 警察改革の推進

評価の対象とする施策の名称 第2 「国民のための警察」の確立

1 国民の要望・意見の把握と誠実な対応- b

1 政策の内容

告訴・告発への取組みの強化

〔告訴・告発については、国民の権利等を不当に侵害することのないよう、その取扱いの適正化と迅速的確な捜査の推進を図る。〕

2 実施事項

(1) 告訴・告発の取扱い状況の把握

告訴・告発の受理・処理・未処理件数を測定するなどして、その取扱状況について把握した。

(2) 告訴・告発の取組状況の把握

都道府県警察における取組状況を把握するとともに、警察庁において下記事項を実施した。

ア 体制の強化

○ 地方警察官の増員

告訴・告発を適正に受理し、迅速に事件処理するための体制の確立のため、所要の増員がなされた（平成13～15年度、計500名）。

○ 警察庁職員の増員

平成13年度に告訴・告発事件捜査指導強化のため1名（係長）の増員がなされた。

イ 指導・教育の強化

○ 告訴専門官会議の開催

平成12年以降、毎年、全国の告訴専門官を対象とした告訴専門官会議を開催し、告訴・告発の現状認識、適正化に向けた告訴専門官の役割、迅速的確な捜査の推進方策等について協議した。

※ 「告訴専門官」とは、警察署における告訴・告発の取扱いの現状を常に把握するとともに、専門的・技術的指導等を行うために、各都道府県警察本部捜査第二課に設置された職であり、民・商事に係る法令・実務知識に通暁した警視又は警部の階級にある者をもって充てられている。

○ 告訴・告発捜査専科の実施

平成13年以降、毎年、告訴専門官を補助する警部又は警部補を対象とした告訴・告発捜査専科（全国規模）を実施し、告訴・告発の現状と問題点、受理（相談を含む）要領、受理時の配意事項、処理要領等について教育した（平成15年度は専科生30名）。

○ 都道府県警察に対する業務指導の強化

平成12年以降、毎年、都道府県警察本部、警察署に赴き、告訴・告発に関す

る実態調査及び指導を行うための体制を強化するなどにより、回数、内容ともに拡充させた業務指導を実施した。

また、都道府県警察を挙げて、集中的かつ効率的に告訴・告発事件捜査を推進するため、告訴・告発捜査強化月間等の指定、検察との連絡協議会の設置等を推奨した。

ウ 評価の見直し

告訴・告発事件については、これまで必ずしも評価が高くなかったが、社会的反響の大きいものや立証に困難を伴う事件もあることから、着実に捜査を尽くしている部署・個人を十分に評価し、その士気高揚を図るため、平成12年以降、告訴・告発事件捜査に係る賞揚を行っている。また、これに伴い、各都道府県警察においても、同様の評価の見直しを実施した。

3 推進状況

(1) 告訴・告発の取扱い状況

平成15年の受理件数は2,547件で、平成11年に比べ175件(7.4%)の増加、処理件数は2,579件で、平成11年に比べ151件(6.2%)の増加、未処理件数は3,531件で、平成11年同期に比べ556件(18.7%)の増加となっている。

告訴・告発の受理件数・処理件数・未処理件数の推移

	11年	12年	13年	14年	15年
受 理 件 数	2,372	3,449	3,319	3,035	2,547
処 理 件 数	2,428	2,713	3,167	3,339	2,579
未処理件数	2,975	3,715	3,867	3,563	3,531

告訴・告発の処理状況

	13年	14年	15年
受理後1年未満	2,074(65.5%)	2,041(61.1%)	1,474(57.2%)
受理後1年以上	1,093(34.5%)	1,298(38.9%)	1,105(42.8%)
合 計	3,167(100%)	3,339(100%)	2,579(100%)

告訴・告発の未処理状況

	13年	14年	15年
受理後1年未満	1,891(48.9%)	1,569(44.0%)	1,494(42.3%)
受理後1年以上	1,976(51.1%)	1,994(56.0%)	2,037(57.7%)
合 計	3,867(100%)	3,563(100%)	3,531(100%)

※ いずれも、知能犯罪に係わる告訴・告発の統計である。

(2) 都道府県警察における告訴・告発の取組状況

ア 体制の強化

地方警察官の増員等に伴い、指導・捜査体制を強化している（平成13年以降、43都道府県において増員措置を講じている）。

イ 相談段階からの把握

適切な受理・迅速な処理に資するため、電算管理システム化や、処理要領等の改正などにより、相談段階から本部が把握できるような措置を講じている（34都道府県において措置済み）。

ウ 月間等の実施

集中的かつ効率的に捜査を推進するため、都道府県レベルでの強化月間等を実施している（平成15年度は全都道府県において実施した）。

エ 検察・警察協議会の設置

未処理の告訴等について、県警と地検の幹部が出席する協議会を設置し、その処理方針等を協議している（平成15年中までに45道府県において設置）。

4 政策効果等の分析

（1）効果

- 未処理件数の増加傾向に歯止めがかかり、平成15年もわずかながら減少した。
- 告訴・告発の適正な取扱いが図られ、平成15年中の告訴・告発の受理・処理をめぐる不適正事案（懲戒処分を受けたもの）は皆無であった。

（2）問題点

未処理件数は減少しているが、依然として多数の未処理件数を抱えており、また、受理後一年以上経過している長期未処理件数の未処理件数全体に占める割合が年々増加しているなど、捜査期間が長期化している。

5 今後の課題

これまで、地方警察官の増員を始めとする捜査体制の確保等各種取組みを推進してきたことにより、未処理件数が減少傾向にあるなど一定の成果が現れつつある。しかし、事件の内容が複雑化していることに加え、交通手段・通信手段の発達により犯罪の広域化が進んでいることから、膨大な裏付け捜査が必要であり、それに伴って告訴・告発事件の捜査が長期化する中、処理期間が増大し、捜査体制等も未だ必ずしも十分でないため、依然として、多数の未処理件数を抱えている。引き続き捜査体制及び指導体制の強化等を図り、その取扱いの適正化と迅速的確な捜査をより一層強力に推進していく。

6 政策所管課

捜査第二課

行政課題 警察改革の推進

評価の対象とする政策の名称 第2 「国民のための警察」の確立

1 国民の要望・意見の把握と誠実な対応－c

1 政策の内容

職務執行における責任の明確化

窓口職員等の名札の着用、警察官等の識別章の着装及び警察手帳の形状変更を実施し、警察官等の職務執行における責任を明確化し、職務執行の適正を担保することにより、国民の信頼回復を図る。

2 実施事項

- (1) 窓口職員等の名札の着用
- (2) 警察官等の識別章の着装
- (3) 警察手帳の形状変更

3 推進状況

(1) 窓口職員等の名札の着用

○ 実施

- ・ 警察庁（内部部局、附属機関及び地方機関）～ 平成13年1月から実施
- ・ 各都道府県警察 ～ 平成13年6月から実施

○ 名札を着用する職員（別添資料1参照）

○ 着用者数の推移（平成13年、14年、15年）

	平成13年6月		平成14年6月		平成15年6月	
	着用業務 従事者数	うち常時 着用者数	着用業務 従事者数	うち常時 着用者数	着用業務 従事者数	うち常時 着用者数
警察庁	324	29	318	27	302	48
都道府県警察	72,950	41,655	74,137	42,242	67,470	38,603
合計	73,274	41,684	74,455	42,269	67,772	38,651

(2) 警察官等の識別章の着装

○ 試行実施等

- ・ 平成13年2月1日から6月30日までの間
- ・ 全都道府県警察計175警察署（約2万人が着装）
- ・ 第一線警察官に対するアンケート及び都道府県警察に対する意見照会を実施
- ・ これらの意見等を踏まえデザインを決定

○ 関係法令等を改正

- ・ 警察法施行令の改正（平成14年4月1日）
- ・ 警察官の服制に関する規則等の改正（平成14年7月5日）

- 実施
平成 14 年 10 月 1 日から

(3) 警察手帳の形状変更

- デザインの決定
 - ・ 試作品を作成し、第一線警察官に対するアンケート及び都道府県警察に対する意見照会を実施
 - ・ これらの意見等を踏まえデザインを決定
- 関係法令等を改正
 - ・ 警察法施行令の改正（平成 14 年 4 月 1 日）
 - ・ 警察手帳規則等の改正（平成 14 年 7 月 5 日）
- 実施
平成 14 年 10 月 1 日から

4 政策効果等の分析

【効果】

- 窓口職員等の名札の着用は、警察庁及び全都道府県警察において実施され、22 都道府県警察から「名札を着用することにより、窓口で対応する職員が言動等において責任ある対応を心がけるようになった。」との意見が寄せられるなど、職務執行における職責の自覚が促されている（別添資料 2 参照）。
- 制服警察官等は、勤務中は原則として識別章を着装することとされ、個々人の識別が可能となったことから、31 都道府県警察から「以前にも増して職務執行に対する責任感と緊張感をもつようになった」との意見が寄せられるなど、職務執行における職責の自覚が促されている（別添資料 3 参照）。
- 新しい警察手帳は、自らが警察官等であることを国民に明らかにする場合には、警察手帳を開いて写真や氏名等の記載された証票及び記章を提示しなければならない形状となったことから、15 都道府県警察から、「警察官一人一人が責任を持って勤務するという自覚が高まり、以前よりも市民応接の際の意識が向上した」との意見が寄せられるなど、職務執行における職責の自覚が促されている
(別添資料 4 参照)。

5 今後の課題

窓口職員等の名札の着用、警察官等の識別章の着装及び警察手帳の形状変更は既に実施されており、今後は継続してその効果や問題点を検証する必要がある。

6 政策所管課

人事課

名札を着用する職員

○ 警察庁職員

- 1 庁舎の受付
- 2 情報の公開に関する事務
- 3 行政相談
- 4 地方警務官及び警察庁職員に係る贈与等報告書の閲覧に関する事務
- 5 海外渡航者等からの申請に基づく証明書発給に係る事務
- 6 個人情報ファイル簿の管理に関する事務

○ 都道府県警察職員

警察庁において名札を着用すべき業務の一例を各都道府県警察に示しており、これに基づいて、各都道府県警察において名札着用業務等が定められている。

名札を着用すべき業務の一例

- 1 庁舎の受付
- 2 情報の公開に関する事務
- 3 遺失・拾得物の受理及びその還付並びに証紙の売払い
- 4 留置場受付における接見申出受理及び差入等物品の授受
- 5 警察総合相談、警察安全相談（仮称）及び広聴
- 6 防犯対策に関する事務
- 7 情報セキュリティの相談
- 8 警備業、古物営業及び質屋営業の許可、届出、申請等に関する事務
- 9 少年相談
- 10 危険物の運搬の届出に関する事務
- 11 風俗営業の許可等に関する事務
- 12 銃砲又は刀剣類所持の許可、火薬類の運搬の届出並びに猟銃用火薬類等の譲渡、譲り受け、輸入及び消費の許可に関する事務
- 13 警察署協議会、県警を語る会等部外の意見を聞く会議、会合等の実施
- 14 道路交通法に規定する通告に関する事務
- 15 交通事故相談
- 16 交通規制の対象から除く車両の標章の交付に関する事務
- 17 通行許可、設備外積載の許可及び道路使用許可に関する事務
- 18 駐車許可及び自動車保管場所証明に係る事務
- 19 運転免許証の発給、更新、再交付及び記載事項変更に関する事務
- 20 海外渡航者等からの申請に基づく証明書発給に係る事務
- 21 警察本部における暴力団関係相談

名札着用の効果

各都道府県警察に対し名札の着用の効果について平成 14 年 7 月に書面調査を実施したところ、以下のような回答であった。

- 来訪者・相談者が安心する、親しみを感じる、親近感がある。
～ 30 都道府県
- 相談受理等において、担当者の名前が分かり来訪者が事後問い合わせをする際、担当者を指名することが多く業務がスムーズに行われる（業務効率がよい、引継がスムーズ等）。
～ 28 都道府県
- 名札を着用することにより、窓口で対応する職員が言動等において責任ある対応を心がけるようになった（担当職員の責任感と緊張感が高揚した、言葉遣いが丁寧になった、市民応接の意識が向上した等）。
～ 22 都道府県
- その他
大規模所属では、職員同士が互いの顔と名前を一致させるのに役立つ。
来訪者にとって、職員と一般人との区別が容易で混乱しない。
「名前を教えろ」等のトラブルがなくなった。
警察署協議会において委員から「名札着用により警察のイメージが明るく感じた」との意見があった。
取扱者の名前を指定して礼状が寄せられた。
名札にキャラクターを入れており、子供や高齢者対象の交通安全教室等の活動に従事する際、受けがよい。
部外会議で名前を覚えてもらい、早期に信頼関係が築ける。

識別章着装の効果

識別章着装の効果について、各都道府県警察に対し、平成 15 年 2 月に書面調査を実施したところ、以下のような回答を得た。

- 識別番号を意識することで、以前にも増して職務執行に対する責任感と緊張感を持つようになった。

～ 31 都道府県～

- 識別番号を意識することで、言葉遣いや対応の態度がよくなった。

～ 24 都道府県～

- 職務執行の相手方が、識別番号を記憶していたため、対応した担当者が判明し、感謝事例や相談事案等で効果があった。

～ 10 都道府県～

- 市民も関心を持っており、識別章について質問されることも多く、会話が進むことで職務執行が容易となった。

～ 3 都道府県～

(その他の意見)

- 庁舎見学者に対して、識別章を呈示しながら説明したことにより、警察の意識改革等に対する理解を得ることができた。

- 識別番号を意識することで、職員が氏名を積極的に名乗るようになった。

- 階級章の部分が大きくなったことから、ガードマンと間違えられなくなった。

警察手帳の形状変更の効果

警察手帳の形状変更の効果について、各都道府県警察に対し、平成 15 年 2 月に書面調査を実施したところ、以下のような回答を得た。

- 職務質問等の際に呈示しやすい上に階級・氏名の確認が容易であることから、警察官一人一人が自己の責任を持って勤務するという自覚が高まり、以前よりも市民の応接の際の意識が向上した。

～ 15 都道府県～

- 聞き込み捜査において、手帳の呈示と同時に階級・氏名や顔写真を呈示することで、相手方に安心感が生じるためかスムーズな捜査協力が得られるようになった。

～ 13 都道府県～

- 外国人に呈示した際、階級と氏名欄にローマ字が併記されているため、一目で警察官であることを認識させることができた。

～ 7 都道府県～

- 階級・氏名を呈示することにより、警察官一人一人の職務に関する責任の明確化がより一層進んだことから、職員全員が警察改革の重みを日々の職務から常に認識するきっかけとなっている。

～ 5 都道府県～

(その他の意見)

- 現場で警察官が手帳を呈示することについて抵抗感がなくなり、職務執行にも積極的になった。
- 個々の警察官が新しい警察手帳について知ってもらおうとして、呈示方法や説明等を自分で工夫するなど、手帳の呈示を通じて警察官個人の身分や責任を明確にすることについて、意識改革が図られている。
- 市民が警察に対し、「本当に変わってきている」と認識して接してくれる機会が多くなり、警察のイメージアップに寄与している。
- 警察手帳を首から吊して携帯することを認めたことで、庁舎内での身分証として活用できる。また、捜索差押え時において、捜査員と対象者を容易に区別できた。

行政課題 警察改革の推進

評価の対象とする施策の名称 第2 「国民のための警察」の確立

1 国民の要望・意見の把握と誠実な対応－d

1 政策の内容

警察署協議会の設置

〔警察署協議会を開催することにより地域住民の要望・意見を把握するとともに、当該要望等を警察署の活動に反映させることにより、国民の信頼回復を図る。〕

2 実施事項

- (1) 平成12年の警察法改正により平成13年6月1日から警察署協議会制度が発足。
- (2) 平成13年1月、「警察署協議会の設置、委員及び運営に関するガイドラインの送付について（平成13年1月29日警察庁内総発第3号）及び「警察署協議会条例（モデル条例）等の送付について」（平成13年1月29日警察庁丁総発第21号）により、都道府県警察に対して警察署協議会の運営等について指示。
- (3) 警察署協議会の委員の構成、開催状況、好事例等について調査を実施（平成13年12月、平成14年6月・12月、平成15年6月及び平成16年6月）。
- (4) 警察署協議会についてのリーフレットを作成（平成14年3月、平成15年3月及び平成16年3月）し、その活動について広報した。
- (5) 警察署協議会の運営状況、委員の構成の適否、警察署の取組みに対する評価等について、警察署協議会委員に対して全国的規模で幅広くアンケートを実施（平成15年11月から平成16年1月まで）（別添資料1参照）

3 推進状況

- (1) 警察署協議会の委員構成、開催状況等（平成16年6月）（別添資料2参照）

警察署協議会数 1,263 協議会 （全国 1,267 署中）

警察署協議会委員数 11,054 人（女性委員割合 29.7%）

運営状況 平均開催回数 4.0 回（一回当たり開催時間 109.5 分）

- (2) 警察署協議会に関する好事例（別添資料3参照）

① 協議会の積極的な活動

協議会から市や関係機関への防犯灯設置の働きかけが行われた結果、当該住宅街や小学校登下校路等に防犯灯、街路灯8基が設置された。

② 協議会委員と警察署員の協力

協議会委員と警察署員が合同でコンビニエンスストアを訪問し、来店者に対する飲酒運転防止の呼びかけを依頼した。

③ 協議会の意見を警察署が反映

協議会が提出した意見に基づき、携帯電話からの110番の際に、住所を特

定するため、警察署は、関係機関の協力を得て約20か所の街路灯等に住所を表示するシールを貼付した。

④ 関係機関との連携

安全安心まちづくりに関する協議会の提言に基づき、警察署において関係機関と協議を行った結果、警察署は市消防団との相互支援協定を締結し、同署の警ら活動に地域の消防団員が参加することとなった。

4 政策効果等の分析

(1) 効果

- 協議会は四半期に1回の割合で開催されており出席率も高い。また、地域住民の要望・意見を把握できるよう、幅広い所属組織、年齢層等から委員が委嘱されている。
- 警察署協議会を設置することにより、従来の個別の苦情の処理、相談の対応等に比べて、地域住民全体の要望・意見を把握することができるようになり「国民の要望と意見の把握と誠実な対応」のための手段として有効である。
- 協議会における警察側の管内状況、業務運営等の説明により、警察署の業務運営について住民の理解と協力を得ることができ、地域住民の防犯意識が向上し、また防犯や交通安全に関し自治体等の関係機関の協力を得ることにつながっている。

(2) 問題点

ア 業務負担に関するもの

小規模署において開催回数が多い場合には、日程の調整、資料の作成、議事録の作成等が負担となることがある。

イ 「双方向性」の運営に関するもの

- 委員個人の利害が絡んだ要望が述べられることがある。
- 一般的な意見が繰り返し出される。
- 委員間の協議時間が十分確保できない。
- 議題の設定や議事進行など協議会の運営全般に警察署が関与しているが、今後は、更に協議会委員の自主的な活動を促す必要がある。

ウ 協議会委員の人選に関するもの

- 協議会が平日昼間に開催されるため仕事の都合等で参加できず、適任者でありながら選任できない者がいる。
- 職域、地域、年齢、性別等のバランスを保つ人選が困難。

5 今後の課題

- 地域の安全に関する事項については、警察のみならず、地域住民、関係機関等との連携が重要となってくるが、警察署協議会において、地域住民の自主的な活動（住民によるパトロール等）を促したり、防犯や交通安全に関し警察以外の機関に対して地域住民の要望を伝え協力を求めている。
- 資料の作成、議事録の作成等に関し一部過大な業務負担が見受けられることか

ら警察署管内の治安情勢等その実情に応じた開催回数を検討する。

- 国民が身近に不安を感じている街頭犯罪等の抑止対策に住民等の意見、要望等を反映させるため、警察署協議会を活用する。

6 政策所管課

総務課

警察署協議会委員に対するアンケート調査結果について

1 調査の概要

警察署協議会の運営状況について次のアンケートを実施。

- 内 容 協議会の運営状況、警察署の取組に対する評価等
- 調査対象 9都道府県の全警察署協議会委員（2,814人 回答数2,663人）
（北海道、秋田、警視庁、長野、兵庫、山口、徳島、宮崎、沖縄）
- 実施期間 平成15年11月から平成16年1月まで

2 調査の結果

(1) 警察署協議会の運営状況について

警察署の業務運営、委員の構成等についておおむね肯定的に評価。

ただし自由意見中、少数ながら警察署側の説明が長い、協議会制度が地域住民に周知されていない等の意見があった。

- 協議会の指摘が警察署の業務運営に反映
・・・そう思う：58.9%、やや思う：34.3%
消極的評価：警察署の対応が真剣でない、建設的意見を述べる人が少ない、報告が多く議論に至らない 等
- 警察署協議会への参加意欲
・・・毎回自発的に発言：50.1%、あまり発言しない：7.0%
発言しない理由：言いたいことが分からない、発言の機会が少ない 等
・・・事前に地域や所属団体から意見を毎回聴取している：20.1%、
ときどき聴取：62.7%
- 警察署協議会委員の構成
・・・適切：41.7%、どちらかといえば適切：36.7%、適切でない：7.9%
不適切とする意見：委員の年齢に偏りがある、所属（職業等）に偏りがある 等

(2) 警察改革の取組につき、おおむね肯定的に評価

- 認知度・・・よく知っている：18.2%、少し知っている：65.2%
- 評価・・・大変進んでいる：18.6%、やや進んでいる：64.6%

(3) 警察への期待・・・少年犯罪対策、外国人犯罪対策、パトロールの強化、空き交番問題の解消等への期待が高い。

警察署協議会の委員構成等比較表

		平成 1 6 年	平成 1 5 年	平成 1 4 年	発足時 (平成 1 3 年)
協議会数		1263	1265	1265	1265
総委員数		11054	11084	11014	11065
分野別	教育関係	993	940	957	969
	医療福祉関係	847	855	751	810
	自治体関係	884	890	998	1054
	法曹関係	208	216	244	247
	保護司	518	520	513	498
	地域防犯活動団体	1270	1235	1103	1088
	交通安全活動団体	976	961	961	982
	自治会等	1195	1190	1452	1463
	管内事業者等	2272	2293	2174	1971
	報道関係者等	38	33	調査せず	調査せず
	その他	1853	1951	1861	1983
性別	男性	7774	7842	8156	8231
	女性	3280	3242	2858	2834
	女性比 (%)	29.7	29.2	25.9	25.6
年齢別	～ 1 9	1	2	0	5
	2 0 ～ 2 9	86	95	123	132
	3 0 ～ 3 9	450	504	487	571
	4 0 ～ 4 9	1433	1438	1337	1424
	5 0 ～ 5 9	3345	3497	3426	3601
	6 0 ～ 6 9	3716	3715	3681	3611
	7 0 ～	2023	1833	1960	1721
警察 O B		23	22	42	46
外国人		27	27	22	24
公募		51	50	37	38
運営状況	平均開催回数 (回)	4.0	3.7	4.5	-
	出席率 (%)	89.3	89.0	92.7	-
	平均開催時間 (分)	109.5	110.0	113.6	-

(注) 各年 6 月 1 日現在 (運営状況については各年 6 月 1 日までの 1 年間の集計)

報道関係者については、平成 1 5 年より調査開始

自治体関係・・・委員のうち、都道府県及び市町村の職員

自治会等・・・委員のうち、町内会その他自治会関係者

管内事業者等・・・委員のうち、管轄区域内に事務所を置く事業者又はその従業員

法曹関係者のうち、弁護士である委員は 1 8 7 名 (平成 1 6 年)

警察署協議会の活動事例

1 協議会の積極的な活動 青森県十和田警察署協議会

平成15年4月、放火事件が連続発生している十和田市内住宅街を視察した。視察結果を受けて、協議会から市や関係機関に防犯灯の設置を働きかけ、10月までに、住宅街や小学校の登下校路などに防犯灯や街路灯8基が設置された。

2 協議会と警察の協働 鳥取県鳥取警察署協議会

平成15年6月の協議会で、鳥取警察署管内では罰則強化にもかかわらず、飲酒運転が増加していることが話題となり、委員から、「コンビニエンスストアでの深夜の酒類販売が原因のひとつではないか」との意見が出た。これを受けて、9月、委員と警察署員が管内のコンビニエンスストアを訪問し、飲酒運転防止のポスターを手渡して来店者への呼びかけを依頼した。

3 警察署が施策を実施 神奈川県座間警察署協議会

平成15年4月の協議会で、委員から、「携帯電話からの110番が増加しているので、通報の際に、目立つ建物がない田園地帯でもすぐに場所が分かるよう、街路灯や標識に住所を表示してはどうか」との意見が出た。これを受けて、座間警察署では、現地を調査し、関係機関の協力を得て約20箇所の街路灯などに住所を表示するシールを貼付した。

4 積極的な広報活動 兵庫県警察本部

平成15年7月、兵庫県警察が放映するテレビ番組「こんにちは県警です」で、「ご存じですか？あなたの街の警察署協議会」と題して協議会を取り上げた。番組の内容は、県下の警察署協議会の活動状況や協議会委員に対するインタビューなどである。

5 関係機関との連携 埼玉県加須警察署協議会

警察署長からの「安全で安心して暮らせる街づくり」推進施策に関する諮問に対し、「警ら活動の強化に加え、住民の自主的な防犯意識を醸成させる意味合いから、既存の防犯組織の活性化、消防団や関係機関との連携等、地域の特性に合った施策が必要」との提言を行った。これを受けて、加須警察署は関係機関と協議を行い、平成15年6月、加須警察署と加須市消防団とが相互支援協定を締結し、合同でパトロールを行うようになった。

6 市への働きかけが結実 三重県桑名警察署協議会

桑名警察署と共同して市に犯罪防止や少年非行防止を働きかけたところ、平成15年3月、市議会で「桑名市民の生活安全の推進に関する条例」が制定されたほか、平成15年度から、新たに結成された防犯パトロール隊により夜間を含めた市内パトロールが行われるようになった。

7 住民への防犯情報提供 警視庁石神井警察署協議会

平成14年10月及び12月の協議会で、警察署長からの防犯情報提供に関する諮問に対し、「タイムリーな防犯情報提供」や「交通事故多発場所の周知」などを求める答申を行った。これを受けて石神井警察署は、平成15年2月より、防犯情報などを掲載した「交番ニュースライナー」の発行を開始し、管内で事件事故が発生した都度、その翌日までには地域住民に情報を提供している。また、その後も「交番ニュースライナー」の反響、有効性について協議会に諮問している。

8 自主防犯活動の促進 福島県猪苗代警察署協議会

平成15年7月の協議会で、委員から、「スキーシーズンになるとスキー場で窃盗事件が多発する。スキー場と連携した予防活動が必要。」との意見が出た。これを受けて猪苗代警察署は、管内のスキー場などに働きかけ、警察署とスキー場が連携して盗難被害の防止に取り組むこととなった。平成16年2月には、警察署にスキー場関係者を集めて「窃盗対策会議」を開催し、検討の結果、スキー場従業員による巡回などの防犯対策が実施されるようになった。

9 総合的な街頭犯罪対策の推進 福岡県戸畑警察署協議会

平成15年2月の協議会で、住民の防犯意識向上のための対策が要望がされた。これを受けて、6月、消防、消防団、郵便局が一体となって積極的な犯罪情報の交換を行う「あんぜんあんしんネットワークとばた」が結成され、「安全で安心して暮らせる戸畑区」を実現することを目指し、街頭犯罪の総合的な対策に取り組んでいる。

10 協議会活動等を県下に紹介 愛知県警察本部

平成15年12月から、県下の警察署協議会の運営状況や、活動事例、警察署の取り組みなどを取りまとめた「警察署協議会ニュース」を発行している。ニュースは警察署協議会委員に配布されるほか、県警のホームページにも掲載され、協議会の活動に生かされている。

11 積極的な情報交換 山口県平生警察署協議会

平成15年6月、協議会委員と警察署との情報交換のため、電子メールによる「平生警察署協議会ネットワーク」を構築した。平生警察署では、これを「犯罪抑止情報ネットワーク」へと拡大し、10月からネットワークを利用して「安全安心ニュース」を配信し、自治体や地域住民に身近な犯罪・交通事故の発生状況などの情報を提供している。

行政課題 警察改革の推進

評価の対象とする施策の名称 第2 「国民のための警察」の確立

2 国民の身近な不安を解消するための警察活動の強化－a

1 政策の内容

空き交番の解消、駐在所の再評価及びパトロールの強化

国民は安心して暮らせる社会の実現を求めているところ、国民の身近にあって制服で行われる地域警察官によるパトロールを強化することなどによって国民の犯罪に対する不安感を軽減することにより、警察に対する国民の信頼確保を図る。

2 実施事項

- (1) 国民の身近な不安を解消するためのパトロールの強化等について（通達）（平成13年8月10日警察庁丙地発第35号）により、都道府県警察に対し、「国民の身近な不安を解消するためのパトロールの強化等に関する指針」を示し、パトロールの強化に最優先で取り組むよう指示。
- (2) 治安情勢に対応した交番機能の強化について（通達）（平成15年12月25日警察庁丙地発第37号丙人発第424号）により、都道府県警察に対し、交番勤務員の増配置、交番の配置見直しを行うことにより交番勤務員の不在が常態化している「空き交番」を解消するとともに、交番相談員や警ら用無線自動車の活用により交番に対する支援機能を充実させ、交番機能の強化を図るよう指示。
- (3) 警察庁指定広域技能指導官（注）（職務質問）の指定
極めて卓越した職務質問技能をもつ地域警察官3人を新たに広域技能指導官に指定し、既に指定されている3人に加え合計6人体制に増強し、都道府県警察の枠組みにとらわれることなく、より多くの地域警察官に対する指導をさせることができるようになり、地域警察部門全体の職務執行能力向上が図られた。
（注）警察庁指定広域技能指導官
極めて卓越した専門的な技能又は知識を有する警察職員を警察庁指定広域技能指導官として警察庁長官が指定することにより、警察全体の財産として都道府県警察の枠組みにとらわれずこれらの者の広域活用を図っている。
- (4) 地方警察官の増員
平成15年度において、交番の機能を強化するための体制を確立するための要員として、地方警察官を増員。
- (5) 警ら用無線自動車等の増強
平成15年度において、広域、スピード化する犯罪に迅速、的確に対応するため、警ら用無線自動車130台を増強。また、交番勤務員が、交番の管内及びその周辺をより効果的、効率的にパトロールすることができるようにするため、小型警ら車189台を増強。

3 推進状況

- (1) 交番の警察官配置状況
ア 一交番当たりの平均配置人員
平成15年4月1日現在における一交番当たりの警察官の平均配置人員は6.7人であり、平成14年4月1日現在に比べ0.1人増加した。

平成15年4月1日現在、交番勤務員数は4万3,860人で、平成14年4月1日現在に比べ496人（1.1%）増加したが、他方で、交番数も、平成14年4月1日現在に比べ28所（0.4%）増加した。

	11年	12年	13年	14年	15年
配置人員	6.8	6.6	6.6	6.6	6.7
交番勤務員数	44,141	43,146	43,069	43,364	43,860
交番数	6,487	6,502	6,513	6,528	6,556

イ 空き交番になる可能性の高い交番（注）数及びその割合

平成15年4月1日現在における空き交番になる可能性の高い交番数は2,435所で、全交番数に占める割合は37.1%である。平成14年4月1日現在に比べ125所、2.1ポイント減少した。

	12年	13年	14年	15年
全交番数	6,502	6,513	6,528	6,556
空き交番になる可能性の高い交番数	2,499	2,454	2,560	2,435
全交番数に占める割合	38.4%	37.7%	39.2%	37.1%

（注）空き交番になる可能性の高い交番

配置人員5人以下（四交替制で運用している警視庁の交番については、7人以下）の交番をいう。配置人員5人以下（7人以下）の交番では、三（四）交替制で運用した場合に、一当務の警察官の配置人員が0人又は1人になることがあり、一当務の警察官の配置人員が1人の場合、当該警察官がパトロール等を行っているときには、交番に警察官が不在となる。

（2）交番相談員（注）の配置箇所数

平成15年12月末現在、2,280人の交番相談員を2,270か所に配置している。配置箇所数は、平成14年12月末現在に比べ、92か所（4.2%）増加した。

	11年	12年	13年	14年	15年
配置箇所数	1,480	1,824	2,090	2,178	2,270

（注）交番相談員

警察官がパトロール等の所外活動中でも交番を訪れた住民に対応できるように、都市部の主要な交番に警察官OB等を配置しているもの。地理案内、遺失・拾得届の受理、自転車盗等の被害届の取扱い等を行っている。

（3）駐在所の再評価に関し都道府県警察の講じている施策

- 長期間駐在所に勤務した職員及びその配偶者に対する表彰
- 警察本部長による駐在所督励
- 駐在所勤務員に対する昇任試験優遇措置、人事異動優遇措置
- 駐在所への防犯機器（緊急通報装置、来客センサー等）の設置
- 駐在所勤務員の配偶者に対する研修会の実施及び駐在所における対応要領の配付

（4）地域警察官のパトロール強化

ア 地域警察官による刑法犯検挙人員

平成15年中における地域警察官による刑法犯検挙人員は30万7,228人で、平成14年中に比べ3万7,727人（14.0%）増加した。

平成15年中における刑法犯検挙人員のうち、80.9%が地域警察官によるものであった

	11年	12年	13年	14年	15年
刑法犯検挙人員	315,355	309,649	325,292	347,558	379,602
うち 地域検挙	248,111	232,481	246,672	269,501	307,228

イ 地域警察官の職務質問による刑法犯検挙件数

平成15年中における地域警察官の職務質問による刑法犯検挙件数は14万2,947件で、平成14年中に比べ2万5,935件（22.2%）増加した。

	11年	12年	13年	14年	15年
職質検挙件数	123,307	100,965	107,775	117,012	142,947

4 政策効果等の分析

（1）効果

ア 交番相談員の配置箇所数を毎年増加させており、交番勤務員が、事件・事故への対応、パトロール等の所外活動のため、交番を不在にしているときでも、交番を訪れた住民に対応することができる交番が増加している。

イ 駐在所勤務員に対する表彰、本部長督励巡視等により、駐在所勤務員の士気高揚が図られている。また、駐在所への防犯機器の設置、駐在所勤務員の配偶者に対する研修会の実施等により、駐在所勤務員の配偶者への負担軽減が図られている。

ウ 全国の地域警察部門が、「国民の身近な不安を解消するためのパトロールの強化等に関する指針」に基づき、パトロールの強化に最優先で取り組み、街頭活動を通じた犯罪の検挙に重点を置いた施策を講じている結果、地域警察官による刑法犯検挙人員及び地域警察官の職務質問による刑法犯検挙件数を増加させており、国民の犯罪に対する不安感を軽減させることができています。

（2）問題点

近年、事件・事故等が急増し、交番勤務員がその対応に追われていること、悪化する治安情勢に対応して、交番勤務員がパトロールを強化していること、夜間における警戒力強化等のため、交番を増設してきたことなどの要因により、交番が空き交番になることが多くなっており、空き交番を解消するためには、交番勤務員の増員、交番の配置見直し等を進める必要がある。

平成15年4月1日現在、空き交番になる可能性の高い交番数は、2,435所で、交番勤務員を496人増加させたことなどにより、平成14年4月1日現在に比べ125所（2.1ポイント）減少させることができたものの、依然として全交番の37.1%を占めており、空き交番を解消するには至っていない。

5 今後の課題等

国民は、パトロールの強化を望むとともに、空き交番の解消も望んでいる。

全国の地域警察部門は、パトロールの強化に最優先で取り組み、街頭活動を通じた犯罪の検挙に重点を置いた施策を講じた結果、地域警察官による刑法犯検挙人員等を増加させることができたが、一方で、空き交番を解消させるという国民の要望には十分こたえられていない。

空き交番を解消させるという国民の要望にこたえるためには、現下の治安情勢に見合った交番勤務員の増員、交番の配置見直しのほか、交番相談員の活用等を効果的に進めることが必要であることから、都道府県警察では、「治安情勢に対応した交番機能の強化について（通達）」で示した指針に基づき、空き交番を解消するための3か年計画を策定し、これに基づき交番勤務員の増員等を行うこととしている。

6 政策所管課 地域課

原 議 保 存 期 間 1 0 年
(平成25年12月31日まで保存)

各 地 方 機 関 の 長 殿
各都道府県警察の長

警察庁丙地発第37号、丙人発第424号
平 成 1 5 年 1 2 月 2 5 日
警 察 庁 生 活 安 全 局 長
警 察 庁 長 官 官 房 長

治安情勢に対応した交番機能の強化について（通達）

交番は、警ら、巡回連絡、事件・事故等への対応等を通じて、地域に密着した活動を行うことにより、地域住民等の安全と安心のよりどころとなり、国民の身近な不安を解消する機能を果たしている。しかし、近年、交番勤務員は、事件・事故等への対応に追われているほか、現下の治安情勢に対応して、地域住民等から強く期待されている「パトロールの強化」に最優先で取り組むことが必要となっているため、交番勤務員が不在になることが多くなっている。

交番勤務員が警ら、巡回連絡等のため交番の所外において活動することは、交番がその本来の機能を果たすために必要なことであり、交番勤務員が一時的に不在になることは避けられない。しかし、前記のような情勢の下で交番数が増加する一方、それに見合った人員が配置されていないため、交番勤務員の不在が常態化している「空き交番」が相当数存在している。このような「空き交番」は、交番に対する急訴事案への対応、立番・見張勤務等の交番における活動だけでなく、警ら、巡回連絡等の所外活動も十分に行うことができず、国民の治安に対する不安を増大させることにもなっている。

以上のような状況において、国民が身近に不安を感じる犯罪の発生を抑止し、治安を回復させるためには、このような「空き交番」を解消し、交番の犯罪抑止機能を強化することが不可欠である。各都道府県警察にあっては、今後、おおむね3年程度を目途として、下記1に示す「空き交番」を解消し、交番機能の強化を図るため、下記2以下により、必要な取組みを進められたい。

記

1 解消すべき「空き交番」

ここで解消すべき「空き交番」とは、交番勤務員の不在が常態化している交番である。交番には、所管区の治安情勢に見合った人員を配置する必要があるが、交番勤務員が所外活動等により必然的に不在になる時間を考慮すると、一当務2人以上の交替制の警察官が配置されていない交番は、多くの場合、交番勤務員の不在が常態化すると考えられる。しかし、所管区の治安情勢、組織的な補完体制等によっては、例外的に、交番勤務員の不在が常態化しない場合もあると考えられ、具体的には、次のような運用形態の交番が考えられる。

(1) 一当務1人以上の交替制の警察官が配置されている交番のうち、警察事象が比

較的少ない地域にあり、昼間については日勤制の交番所長等又は交番相談員を配置することにより、夜間については近隣の交番等の勤務員又は警ら用無線自動車による立寄警戒、事案処理その他の支援を行わせることにより、必要な補完体制が確保されていると認められる交番

- (2) 3人以上の日勤制の警察官又は交番相談員が配置されている交番のうち、次に掲げる交番

ア 夜間の警察事象が比較的少ない地域にあり、夜間について、近隣の交番等の勤務員を相当時間派遣し、立番・見張勤務等を行わせることにより、必要な補完体制が確保されていると認められる交番

イ 夜間の警察事象が著しく少ない地域にあり、夜間について、近隣の交番等の勤務員又は警ら用無線自動車による立寄警戒等を行わせることにより、必要な補完体制が確保されていると認められる交番

- (3) 駐在型交番（交替制又は日勤制の交番所長等が夜間・休日における警察事象に対応するために交番の直近の住宅に居住していることが地域住民等に明らかにされている交番）のうち、警察事象が比較的又は著しく少ない地域にある交番

2 「空き交番」解消のための人員配置

交番として存続させる必要がある交番については、上記1において示したような例外的な場合を除き、一当務2人以上の交替制の警察官を配置すること。さらに、これ以上の人員が配置されている交番についても、所管区の治安情勢に見合った人員が配置されていないため、交番勤務員の不在が常態化する場合もあり得るので、治安情勢に応じて、配置人員の見直しを行うこと。また、留置管理業務等への転用その他の理由により、交番勤務員の不在が常態化することのないよう、交番の現実の配置状況を把握し、必要に応じ、配置人員の見直しを行うこと。

交番の配置人員の見直しに当たっては、警察署協議会等の場を通じて、交番の配置人員及び運用形態、交番勤務員が不在になっている状況その他交番の活動状況について地域住民等に説明した上で、その意見・要望を把握し、これを踏まえた人員の配置に努めること。

なお、交番勤務員の増配置については、地方警察官の増員分の配分及び部内における再配置により行うこととなるが、平成13年度、14年度及び15年度に交番機能の強化のため、地方警察官の増員措置が講じられた都道府県警察にあっては、当該増員の趣旨に沿った人員配置を行うこと。また、部内における再配置については、地域部門内における再配置を行うとともに、他部門から地域部門への再配置についても十分に検討すること。この場合において、近年の増員要求の趣旨に反することがないように留意すること。

3 交番の配置見直し

交番の配置は、全体として治安情勢に応じた適正・合理的なものとなるよう絶え

ず見直しを行うこと。交番の配置見直しに当たっては、警らは徒歩又は自転車により行うことが原則であることを踏まえるとともに、所管区が相互に隣接・近接する交番・駐在所の所管区における治安情勢等を勘案し、交番勤務員の活動範囲が適正・合理的なものとなるよう配慮すること。

交番の配置見直しの結果、交番として存続させる必要性が低い交番については、駐在所への転換又は統合・廃止をすることとなるが、その場合は、警察署協議会等の場を通じて地域住民等の理解を得るよう努めるとともに、警ら用無線自動車による警らの強化その他の地域住民等の不安を解消するための施策を実施すること。

4 交番に対する支援機能の充実

交番に対する支援機能を充実させるため、交番相談員や警ら用無線自動車の活用について、次の観点から、治安情勢に応じて見直しを行うこと。

(1) 交番相談員

交番勤務員による警ら、巡回連絡等の所外活動を強化するとともに、交番における各種相談等への対応を充実させるため、引き続き交番相談員の増員に努めるとともに、必要に応じ、交番勤務員が一時的に不在になることが多い交番に交番相談員を配置するなど、交番相談員の配置についても見直しを行うこと。

(2) 警ら用無線自動車

交番勤務員による警ら等の活動を補完し、事件・事故等への対応の機動力を強化するため、警ら用無線自動車との連携体制について見直しを行うとともに、警ら用無線自動車の補充勤務を優先するために交番勤務員の不在が常態化することのないよう、警ら用無線自動車についても必要な乗務員を配置すること。

5 交番機能の強化に資する諸施策の推進

上記のほか、次のような施策を含め、交番機能の強化に資する諸施策を推進すること。

- (1) 交番の犯罪抑止機能を最大限に発揮するため、引き続き「パトロールの強化」に最優先で取り組み、交番勤務員が在所する場合においても、立番・見張勤務を徹底し、交番勤務員の姿を示すこと。
- (2) 交番の統合運用等を行うことにより、拠点となる交番以外の交番において交番勤務員の不在が常態化することのないよう、交番の配置人員の見直しを行った上で、統合運用等の在り方について再検討すること。
- (3) 交番勤務員及び交番相談員が不在の場合であっても、交番において警察署との緊急の連絡等が可能となるよう、緊急通報装置、不在時転送電話、テレビ電話等の整備に努めること。
- (4) 交番連絡協議会等の場を通じて、交番の活動状況に関する地域住民の意見・要望の把握に努めるとともに、地域の安全に関する情報を提供し、地域住民等との連携を強化すること。

6 留意事項

- (1) 今後、交番を新設する場合は、スクラップ・アンド・ビルドによることを原則とするなどして、治安情勢に応じた警察力の適正・合理的な配分に努めること。
- (2) 交番の配置見直しと併せて、駐在所の配置についても見直しを行う場合は、駐在所の意義・特性を十分に評価した上で行うこと。
- (3) 事件・事故等への対応、警ら、巡回連絡等の所外活動のため、交番勤務員が一時的に不在になることは避けられないことについて、地域住民等の理解を得るよう努めること。
- (4) 街頭犯罪・侵入犯罪抑止総合対策を始め、留置管理業務の効率化、警察業務の合理化その他の総合的な治安対策を推進することが、引いては「空き交番」の解消に資することに留意すること。

7 検討体制の構築及び計画の策定・報告

上記の事項について、地域部門、警務部門その他の関係部門による検討体制を構築し、今後進める取組みに関する3か年計画を策定し、別途定めるところにより、警察庁に報告すること。

行政課題 警察改革の推進

評価の対象とする政策の名称 第2「国民のための警察」の確立

2 国民の身近な不安を解消するための警察活動の強化－b

1 政策の内容

犯罪のないまちづくりの推進

犯罪を減少させ、市民が犯罪の被害に遭いにくい、安全に安心して暮らせる地域社会を形成することで、国民が感じる犯罪への不安感を軽減し国民の信頼を確保する。

2 実施事項

(1) 街頭緊急通報システム(スーパー防犯灯)の整備(*1)。

*1 「街頭緊急通報システム(スーパー防犯灯)の整備について」(平成13年5月14日付け、警察庁丙生企発第30号、丙地発第25号、丙通発第11号)等がある。

(2) 防犯まちづくり関係省庁協議会における全国都市再生のための緊急措置に係る防犯まちづくりに関する調査検討。

(3) 防犯基準等(*2)に適合した道路、公園、共同住宅等の普及の推進。

*2 平成12年2月24日に警察庁において策定した「道路、公園、駐車場及び公衆便所に係る防犯基準」(「安全・安心まちづくりの推進について」(平成12年2月24日付け警察庁丙生企発第47号))及び平成13年3月23日に国土交通省と共同で策定した「共同住宅に係る防犯上の留意事項」(平成13年3月23日付け警察庁丙生企発第13号)をいう。

(4) 事業所の防犯基準の策定と防犯対策の推進。

(5) 自治体、企業を含む地域住民や民間ボランティア等との連携(*3)。

*3 「地域安全活動の推進に当たっての留意事項について」(平成14年11月20日付け、警察庁丁生企発第235号)等がある。

(6) 防犯対策に従事する警察官に、侵入犯罪の犯罪分析手法、犯行手口、建物部品の防犯効果等の個別防犯対策に必要な専門的知識、技術を習得させるため、関東管区警察学校で防犯実務専科を実施。

3 推進状況

(1) 街頭緊急通報システム(スーパー防犯灯)の整備状況等

- 平成13年度事業として、「経済新生対策」(平成11年11月経済対策閣僚会議決定)において定められた「歩いて暮らせる街づくり」モデルプロジェクト地区から10地区を選定し、各地区のモデル道路・公園にスーパー防犯灯を合計190基設置した。(平成14年4月運用開始)

平成14年度は、「安全・安心モデル街区」事業として、国土交通省と連携の上、全国10地区の共同住宅を選定し、その敷地内道路、児童公園等にスーパー防犯灯を合計50基整備した。(平成15年4月運用開始)

平成15年度は、補助事業として、全国地区3地区に、スーパー防犯灯を整備した。(平成16年4月運用開始予定)

(別添1)

- スーパー防犯灯を設置した道路、公園における犯罪発生状況等(平成15年中)
 - － モデル道路・公園における刑法犯認知件数が減少した地区

- ・ 平成 13 年度事業としてスーパー防犯灯を設置した 10 地区のうち 5 地区で、設置区域内での刑法犯認知件数が減少した。(対設置前年比)
- ・ 平成 14 年度事業としてスーパー防犯灯を設置した 10 地区のうち 8 地区で、設置区域内での刑法犯認知件数が減少した。(対設置前年比)

(別添 2)

－ 事件・事故に係るスーパー防犯灯の利用件数

- ・ 平成 13 年度整備分 . . . 8 件 (検挙事例 1 件)
 - 内訳) 傷害 . . . 1 件
 - 強制わいせつ . . . 1 件
 - 被害・事故の訴え出 . . . 5 件
 - その他連絡 . . . 1 件
- ・ 平成 14 年度整備分 . . . 10 件 (検挙事例 2 件)
 - 内訳) 暴行 . . . 1 件
 - 公然わいせつ . . . 1 件
 - 不審者 . . . 3 件
 - 被害・事故の訴え出 . . . 4 件
 - その他連絡 . . . 1 件

－ いたずら・誤報の件数

- ・ 平成 13 年度整備分 . . . 709 件
- ・ 平成 14 年度整備分 . . . 121 件

(別添 3)

※ 平成 13 年度整備分については、平成 15 年 1 月から 12 月までの間、平成 14 年度整備分については、平成 15 年 4 月から 12 月までの間の件数である。

○ スーパー防犯灯活用事例

－ 公然わいせつ被疑者の検挙 (平成 15 年 8 月 千葉県千葉市美浜区幕張公園内)

幕張公園において、通報者 (女性) が帰宅途中、下半身を露出した男性が通報者に近づいてきたため驚いて逃げたが、しばらく後をつけてきたことから、公園内噴水前に設置されているスーパー防犯灯により警察へ通報した。この通報により、指令を受けた交番勤務員が臨場し周辺を検索したところ、被疑者を発見し、公然わいせつ被疑者として検挙した。

－ 傷害被疑者の検挙 (平成 15 年 5 月 東京都墨田区東向島地区)

東向島地区において、男性 4～5 名によるけんかを目撃した通行人がスーパー防犯灯により、警察へ通報したため、付近をパトロール中の警察官が現場に急行し、被疑者を現行犯逮捕した。

－ 通報による被害拡大防止 (平成 15 年 8 月 千葉県千葉市美浜区幕張海浜公園)

幕張海浜公園において、通報者 (女性) が帰宅途中、見知らぬ男性が後方から近づき同女に抱きついた。通報者は男を振りきってその場から逃げ出し、公園内に設置してあるスーパー防犯灯により警察へ通報したため、男はその場から逃走した。

(2) 全国都市再生のための緊急措置に係る防犯まちづくりに関する調査検討結果の取りまとめ

- 警察庁と都市再生本部、国土交通省、文部科学省、都府県警察、地方公共団体とが協働し、全国で 6 つのモデル地区 (*4) において、犯罪が起こりにくく、

犯罪に対して抵抗力のあるまちづくりに関する調査検討を行い、防犯まちづくり関係省庁協議会において、平成 15 年 7 月 24 日、その検討結果を「防犯まちづくりの推進について」として取りまとめた。

＊4 モデル地区

宮城県仙台市太白区長町地区、東京都足立区西新井栄町地区、神奈川県藤沢市藤沢駅周辺地区、愛知県春日井市松新町地区、大阪府東大阪市島之内地区、兵庫県神戸市北区藤原台北町地区の 6 地区

(3) 事業所の防犯基準の策定と防犯対策の推進

警察庁では、侵入犯罪等の被害が多発している貴金属店・チケット店、コンビニエンスストア・スーパーマーケット等事業所について、調査検討を実施した。それらの結果をもとに、平成15年7月に単体設置のATM防犯基準、9月に貴金属店の防犯基準、11月にチケット店の防犯基準、12月にコンビニ・スーパーの防犯基準等を策定し、防犯対策を推進した。

(4) 都道府県警察における、防犯基準等に適合した道路、公園、共同住宅等の普及の推進状況等

○ 大阪、警視庁、香川、京都、山口では、都府県の事業としてスーパー防犯灯を整備している。

○ 防犯モデルマンション制度（＊5）の普及状況（平成 15 年 12 月末現在）

＊5 防犯に配慮した構造、設備の審査基準を策定し、これを満たしたマンションについて、防犯モデルマンションとして登録、認定するもの。

－ 広島（防犯モデルマンション登録制度）

・ 登録 85 件、審査中 22 件

－ 静岡（防犯モデルマンション認定制度）

・ 認定 16 件、審査中 11 件

－ 大阪（防犯モデルマンション登録制度）

・ 登録 23 件、審査中 77 件

－ 大分（防犯モデルマンション（駐車場）登録制度）

・ 登録 1 件、審査中 2 件（平成 16 年 1 月末現在）

－ 北海道（防犯モデルマンション認定制度）

・ 認定 1 件、審査中 2 件

○ 防犯モデル駐車場登録制度の構築

－ 大阪 平成 14 年 8 月、防犯上優れた駐車場を登録する制度として、「防犯モデル駐車場登録制度」を構築。

実施主体は（社）大阪府防犯協会連合会、審査は大阪府防犯設備士協会所属の防犯設備士に委嘱。平成 15 年 12 月末現在、登録 70 件、審査中 4 件。

－ 京都 平成 15 年 12 月、犯罪に遭いにくい構造、設備の基準を満たしている駐車場を登録する制度として「京都府防犯モデル駐車場登録制度」を構築。

実施主体は、特定非営利活動法人京都府防犯設備士協会、審査は同協会より選任された防犯設備アドバイザーが行う。平成 15 年 12 月末現在、登録 0 件、審査中 1 件。

(5) 自治体、企業、地域住民や民間ボランティア等との連携

－ 生活安全条例を基盤に、自治体主催でパトロール及び学校、公民館周辺での駐留警戒を実施。

－ 大型ショッピングセンターから活動拠点の提供を受け、防犯協会員、少年

補導員等のボランティアや地域住民、警察官の立寄所として活用。

- － 駐輪場対策として、駐輪場管理者に対する防犯対策の指導・要請や民間ボランティア等による防犯パトロール等を実施。
- － ハイヤー協会、警備業協会に申し入れを行い、パトロールや緊急時の情報提供依頼を実施。

4 政策効果等の分析

(1) 効果

- スーパー防犯灯の設置目的は、地域住民等にいつでも通報できる安心感を与えるとともに、犯罪の予防、事件事故発生時の被害者の救護、被疑者の検挙及び事後捜査に資することであるが、前掲のとおり犯罪発生を抑止に一定の効果が認められたほか、検挙と被害の拡大防止に結び付く事例が認められた。
- 都市再生本部において、犯罪に対して抵抗力のあるまちづくりに関する調査研究が実施され、都市再生本部、国土交通省、文部科学省、地方公共団体と協働して調査研究を実施し、結果を取りまとめるなど、各関係機関と連携した安全・安心まちづくりに関する活動が推進された。

(2) 問題点

- スーパー防犯灯
 - いたずら・誤報の件数が、830 件(平成 13 年、14 年設置分)。
 - 利用の件数、内容について設置地区でばらつきがある。
 - 設置地区によっては、犯罪の発生件数そのものが少なかったり、道路や住宅街といった環境面での違いがあり効果の測定が困難である(平成 13 年、14 年設置分)。
- 防犯モデルマンション及び防犯モデル駐車場
 - 現在、運用が全国で 5 道府県にとどまっている。

5 今後の課題

- スーパー防犯灯の設置と正しい使い方についての広報・啓発活動を更に充実させる。
- 平成 16 年中にスーパー防犯灯設置地区周辺の住民を対象として、設置前後での犯罪に対する不安感等の調査を実施し、刑法犯認知件数であらわすことができない住民の安心度を調査する。
- 各種会議、専科等を通じ防犯モデルマンション及び防犯モデル駐車場制度の普及を図る。
- 国土交通省、地方公共団体等と協働して、「防犯まちづくりにおける公共施設等の整備・管理に関する留意事項」に係る施策の普及・促進を図る。
- 活動的な民間ボランティア等の発掘とその自主性を尊重した協力関係の構築を推進する。

5 政策所管課

生活安全企画課

平成13年度事業におけるスーパー防犯灯設置地区一覧

都道府県名	市区名	地区名	設置基数
北海道	岩見沢市	岩見沢駅周辺地区	17
宮城	古川市	古川中心地区	19
山形	鶴岡市	鶴岡市中心地区	19
東京	墨田区	隅田川・向島地区	19
新潟	上越市	高田地区	19
富山	富山市	とやま中心地区	19
愛知	春日井市	鳥居松地区	19
大阪	豊中市	千里ニュータウン地区	19
香川	善通寺市	善通寺市快適居住空間創造地区	21
沖縄	沖縄市	沖縄市中心市街地地区	19

平成14年度事業におけるスーパー防犯灯設置地区一覧

都道府県	市区名	街 区	設置基数
群馬県	高崎市	井野団地	5
埼玉県	川越市	川越小中居団地	5
千葉県	千葉市	幕張ベイタウン	5
東京都	武蔵村山市	都宮村山団地	5
東京都	江東区	塩浜二丁目	5
神奈川県	川崎市	鹿島田駅東部B街区	5
大阪府	門真市	門真市本町市営住宅	5
大阪府	大阪市	玉川一丁目 第一期)	5
福岡県	北九州市	八幡高見ヌーヴェ・ラージュ高見壱番館、貳番館	5
佐賀県	佐賀市	鍋島団地	5

平成15年度事業におけるスーパー防犯灯設置地区一覧

都道府県	市区名	街 区	設置基数
栃木県	宇都宮市	宇都宮駅東地区	19
埼玉県	川口市	西川口地区	12
岡山県	岡山市	岡山駅西口地区	12

スーパー防犯灯設置区域における刑法犯認知件数(平成13年度、14年度整備分)

○平成13年度整備分

○平成14年度整備分

設置区域	13年	14年	15年	対前々	対前年	設置区域	14年	15年	対前年
	(設置 前年)			年比 (13年)	比 (14年)		(設置 前年)		比 (14年)
北海道岩見沢市 岩見沢駅周辺地区	0	2	0	0	▲	群馬県高崎市 井野団地	22	18	▲
宮城県古川市 古川中心地区	13	8	2	11	▲	埼玉県川越市 川越小中居団地	2	0	▲
山形県鶴岡市 鶴岡中心市街地地区	11	3	4	7	▲	千葉県千葉市 幕張ベイタウン	233	185	▲
東京都墨田区 隅田川・向島地区	64	55	70	6	15	東京都武蔵村山市 都営村山団地	0	0	0
新潟県上越市 高田地区	46	44	74	28	30	東京都江東区 塩浜二丁目	0	0	0
富山県富山市 とやま中心地区	14	16	20	6	4	神奈川県川崎市 鹿島田駅東部B地区	30	20	▲
愛知県春日井市 鳥居松地区	30	27	4	26	▲	大阪府門真市 門真市本町市営住宅	85	75	▲
大阪府豊中市 千里ニュータウン地区	111	106	78	33	▲	大阪府大阪市 玉川一丁目	36	32	▲
香川県善通寺市 善通寺市快適居住空間 創造地区	25	17	17	8	0	福岡県北九州市 八幡高見ヌーヴォー・ラージュ 高見壱番館、貳番館	48	29	▲
沖縄県沖縄市 中心市街地地区	12	0	43	31	43	佐賀県佐賀市 鍋島団地	28	5	▲
合 計	326	278	312	▲	14	合 計	484	364	▲
					34				120

※ ▲は減少を表す。

設置区域・・・スーパー防犯灯を設置した「防犯モデル道路」及び「防犯モデル公園」をいう。

スーパー防犯灯の活用状況等

活用状況

○ 平成13年度事業で設置した全国10地区における、事件、事故によるスーパー防犯灯の利用件数（平成15年中）

	件数	内 容
北海道岩見沢市	1	交通物件事故の通報。
宮城県古川市	0	
山形県鶴岡市	0	
東京都墨田区	2	傷害事件の通報(1件)。交通物件事故の通報(1件)。
新潟県上越市	1	自転車盗の訴え出。
富山県富山市	1	工事業者が、工事中にスーパー防犯灯を傷つけ、その旨の連絡。
愛知県春日井市	2	交通物件事故の通報(2件)。
大阪府豊中市	0	
香川県善通寺市	0	
沖縄県沖縄市	1	強制わいせつ事件の通報。
合計	8	

いたずら・誤報

	いたずら	誤報
北海道岩見沢市	8	6
宮城県古川市	3	16
山形県鶴岡市	97	23
東京都墨田区	0	20
新潟県上越市	54	1
富山県富山市	20	4
愛知県春日井市	10	31
大阪府豊中市	15	3
香川県善通寺市	8	14
沖縄県沖縄市	361	15
合計	576	133

- 平成１４年度事業で設置した全国１０地区における、事件、事故によるスーパー防犯灯の利用件数（平成１５年中）

	件 数	内 容
群馬県高崎市	2	車上ねらいの訴え出(１件)。交通物件事故(１件)。
埼玉県川越市	0	
千葉県千葉市	3	公然わいせつ事件の通報(１件)。不審者に抱き付かれた女性からの通報(１件)。猫の保護依頼(１件)。
東京都 武蔵村山市	0	
東京都江東区	0	
神奈川県川崎市	0	
大阪府門真市	0	
大阪府大阪市	3	暴行事件の通報(１件)。駐車苦情(２件)。
福岡県北九州市	2	不審者がいたとの通報(２件)。
佐賀県佐賀市	0	
合計	10	

いたづら・誤報

	いたづら	誤報
群馬県高崎市	0	1
埼玉県川越市	2	0
千葉県千葉市	17	28
東京都 武蔵村山市	4	0
東京都江東区	3	8
神奈川県川崎市	5	0
大阪府門真市	6	1
大阪府大阪市	8	1
福岡県北九州市	13	2
佐賀県佐賀市	21	1
合計	79	42

行政課題 警察改革の推進

評価の対象とする施策の名称 第2 「国民のための警察」の確立

2 国民の身近な不安を解消するための警察活動の強化-b

1 政策の内容

事故のないまちづくりの推進

交通管制システムや信号機の機能を高度化して、交通の状況に応じた信号制御を行うなどの特定交通安全施設等整備事業を推進することにより、交通の安全と円滑の確保を図る。

※ 本事業のうち政策評価の対象とした事業項目の名称・内容は、別添1のとおりである。

2 実施事項

(1) 社会資本整備重点計画法案を国会に提出。(平成15年3月31日公布、4月1日施行)

(2) 社会資本整備重点計画を作成。(同年10月10日閣議決定)

※ 社会資本整備重点計画において設定された都道府県公安委員会が平成19年度までの5年間に実施する特定交通安全施設等整備事業に係るアウトカム目標は、別添2のとおりである。

(3) 特定交通安全施設等整備事業を実施すべき道路を指定。(同年7月11日)

(4) あんしん歩行エリア及び事故危険箇所を指定。(同年7月11日)

(5) 路側帯拡幅等による交通事故抑止対策実施要領を制定。(同年10月8日)

(6) 視覚障害者用付加装置に関する設置・運用指針を制定。(同年10月22日)

3 推進状況

(1) 平成14年度・15年度の特定交通安全施設等整備事業による主な交通安全施設の整備基数

	平成14年度の整備基数	平成15年度の整備基数
集中制御化	2, 589	2, 328
プログラム多段系統化	542	661
半感応化	332	396
閑散時半感応化	425	359
右折感応化	161	172
多現示化	897	843
プログラム多段化	2, 547	1, 821
閑散時押ボタン化	68	80
速度感応化	26	47
高速走行抑止システム	10	16
対向車接近表示システム	13	13
高齢者等感応化	540	369
歩行者感応化	74	70

(注) 14年度の整備基数は、13年度2次補正予算による整備分を含む。

(2) 特定交通安全施設等整備事業に係る予算額 (単位: 百万円)

	平成14年度	平成15年度
当初予算	34, 100	35, 000
補正予算	3, 001	—

(注) 予算額は、事業費ベースである。

(3) 交通事故発生状況の推移

	平成 14 年	平成 15 年
発生件数(件)	9 3 6, 7 2 1	9 4 7, 9 9 3
死者数(人)	8, 3 2 6	7, 7 0 2

4 政策効果等の分析

(1) 効果

平成9年度から13年度までの5年間の特定交通安全施設等整備事業の一部による死傷事故発生件数の抑止効果及び交通円滑化効果は、以下のとおりである。

- ① 死傷事故発生件数の抑止効果(別添3)
約11万件(金額に換算して約3,400億円)
- ② 交通円滑化効果(別添4)
約1兆5,000億円
- ③ 二酸化炭素排出量の削減効果(別添4)
約131万t-CO₂
- ④ 経済便益(①+②)
約1兆8,000億円

※ 特定交通安全施設等整備事業の評価は、部外有識者(学識経験者等)から成る「交通安全施設の効果に関する調査研究委員会」(委員長:故 大藏泉横浜国立大学教授)が、評価対象期間中に実施した特定交通安全施設等整備事業の一定割合を抽出し、これらの事業の実施前後の交通事故・交通渋滞の発生状況等を比較分析の上、算出した効果及び測定結果に基づき、評価を実施している。

なお、平成9年度から13年度までの5年間の整備事業の評価から14年度及び15年度の2か年における特定交通安全施設等整備事業の一部による効果を試算すると、次のとおりとなる見込みである。

- ⑤ 死傷事故発生件数の抑止効果(別添5)
約15,000件(金額に換算して約500億円)
- ⑥ 交通円滑化効果(別添6)
約2,100億円
- ⑦ 二酸化炭素排出量の削減効果(別添6)
約19万t-CO₂
- ⑧ 経済便益(⑤+⑥)
約2,600億円

(2) 費用対効果

平成9年度から13年度までの間の特定交通安全施設等整備事業の予算額は約2,082億円であるが、これによる経済便益は一部の事業に限っても、同期間中だけで約1兆8,000億円に達しており、投資費用の約9倍の投資効果が得られた。

(3) 必要性、有効性、優先性等からの検討

特定交通安全施設等整備事業は、交通の安全と円滑の確保及び環境負荷の低減に高い効果を発揮しており、国民の安全で安心できる生活環境を確保するため、引き続き推進する必要がある。

5 今後の課題等

交通を取り巻く情勢は依然として深刻なことから、今後とも、新たな長期計画である社会資本整備重点計画に即して、死傷事故の抑止や交通の円滑化等に高い

効果を発揮する特定交通安全施設等整備事業を一層重点的、効果的かつ効率的に推進する。

6 政策所管課
交通規制課

○主な特定交通安全施設等整備事業

事業項目	事業内容
・ 集中制御化 ・ プログラム多段系統化 ・ 半感応化 ・ 閑散時押ボタン化、閑散時半感応化 ・ 右折感応化 ・ 多現示化 ・ プログラム多段化 ・ 速度感応化 ・ 高速走行抑止システム ・ 対向車接近表示システム ・ 高齢者等感応化 ・ 歩行者感応化	・ 車両感知器等によって収集した渋滞情報等を基に、複雑に交差する都市内の道路や交通量の多い幹線道路の信号機を、交通管制センターのコンピュータにより面的に制御する。 ・ 対象区間内の信号制御パターンを曜日や時間帯に応じて自動的に変化させ、交通の流れを円滑化する。 ・ 幹線道路に交差する道路に車両感知器を設置し、車両が感知されないときは幹線道路の信号を優先的に青にする。 ・ 幹線道路の交差点のうち、夜間等の交通閑散時は従道路の交通量がほとんどない交差点を対象として、ピーク時は通常の制御を行い、閑散時は幹線道路側を青、従道路側を赤としておき、従道路側に車両を感知（歩行者の場合は押ボタン操作）した時のみ信号表示を変える。 ・ 右折矢印信号の表示時間を、右折車両の交通量に応じて変化させる。 ・ 右折矢印信号を設置するなどして信号現示を増加させ、特定の方向に進行する交通流を分離する。 ・ 信号制御パターンを曜日や時間帯に応じて自動的に変化させることにより、交通量に応じた信号制御を行う。 ・ 異常な高速度で暴走する車を感知した場合、進行方向の信号を赤にする。 ・ 高速走行車両を検知し、これに対し警告板で警告を与え、減速、安全運転を促す。 ・ 見通しの悪いカーブ等において、車両感知器により対向車の接近を感知し、「対向車接近」等の警告を表示する。 ・ 高齢者や身体障害者等が、専用の押ボタンや携帯する専用の発信器を操作することにより、歩行者用信号の青時間を延長する。 ・ 横断歩行者を感知した場合は歩行者用信号の青時間を延長し、感知しない場合は短縮する。

社会資本整備重点計画に定められた重点目標 国家公安委員会（警察庁関係部分）】

① 暮らし 少子・高齢社会に対応したバリアフリー社会の形成等】

- 1日当たりの平均利用者数が5,000人以上の旅客施設の周辺等の主な信号機のバリアフリー化の割合

【信号機 約4割(H14) → 約8割(H19)】

② 安全 総合的な交通安全対策及び危機管理の強化】

- 道路交通における死傷事故率

【18件／億台キロ(H14) → 約1割削減(108件／億台キロ)(H19)】

- ・ あんしん歩行エリアの整備 注1)により、道路管理者と連携してH19までにエリア内の死傷事故を約2割抑止
- ・ 事故危険箇所対策 注2)の推進により、道路管理者と連携してH19までに対策実施箇所の死傷事故を約3割抑止
- ・ 信号機の高度化等により、H19までに死傷事故を約44,000件抑止

③ 環境 地球温暖化の防止】

- 運輸部門におけるCO₂排出削減量

【地球温暖化対策推進大綱に基づき約4,530万t-CO₂を削減 H22)】

- ・ 信号機の高度化等により、H19までにCO₂の排出量を約70万t-CO₂抑止

④ 活力 都市交通の快適性、利便性の向上】

- 信号制御の高度化により短縮される交差点等の通過時間

【H19までに対策実施箇所において約1割短縮】

注1) あんしん歩行エリアの整備 :死傷事故発生割合の高い地区約1,000か所を指定の上、面的かつ総合的な事故抑止対策を実施

注2) 事故危険箇所対策 :死傷事故発生率が高く、又は死傷事故が多発している交差点・単路約4,000か所を選定の上、集中的に交通安全施設等を整備

○ 死傷事故発生件数の抑止効果

単位 : 件)

事業 年度	集中制御化		プログラム多段系統化		半感応化		閑散時半感応化		右折感応化	
	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数
平成 9 年度	2,318	800	750	311	390	183	470	270	150	133
平成 10 年度	2,848	2,582	805	957	396	553	515	837	136	386
平成 11 年度	2,721	4,503	560	1,523	296	878	440	1,386	173	659
平成 12 年度	3,550	6,667	950	2,150	440	1,224	550	1,955	221	1,008
平成 13 年度	2,304	8,686	488	2,746	362	1,601	349	2,472	106	1,297
小計	13,741	23,238	3,553	7,687	1,884	4,439	2,324	6,920	786	3,483

事業 年度	多現示化		プログラム多段化		閑散時押ボタン化		速度感応化		高速走行抑止	
	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数
平成 9 年度	720	842	2,580	942	84	22	90	29	22	24
平成 10 年度	869	2,702	2,955	2,962	74	64	68	81	29	81
平成 11 年度	898	4,769	3,017	5,142	50	97	50	119	24	139
平成 12 年度	1,406	7,465	3,230	7,422	100	137	80	161	35	204
平成 13 年度	807	10,054	2,375	9,468	67	181	20	194	12	256
小計	4,700	25,831	14,157	25,935	375	501	308	584	122	705

事業 年度	対向車接近表示		高齢者等感応化		歩行者感応化		計
	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	抑止件数
平成 9 年度	36	43	500	208	300	161	3,968
平成 10 年度	28	120	328	551	120	385	12,259
平成 11 年度	29	188	278	803	96	501	20,707
平成 12 年度	30	259	353	1,064	90	600	30,316
平成 13 年度	18	317	391	1,373	38	669	39,314
小計	141	928	1,850	3,999	644	2,315	106,565

- ・ 単位未満四捨五入しているため、表中の各項目の和が小計と必ずしも一致しない。
- ・ 事業内容の詳細は、別添 1 参照。
- ・ 整備初年度の抑止件数は、整備時期が年度当初から年度末にわたっているため、1基当たりの 1 年間の効果×基数で算出される抑止件数の半分とし、翌年度からの抑止件数は、その年度の抑止件数の半分と過年度の抑止件数の累積との和としている。

◎死傷事故抑止による経済便益

$$= 320.0 \text{ 万円 事故 1 件あたりの経済的損失※} \times 106,565 \text{ 事故抑止件数}$$

$$= 34,100,800 \text{ 万円}$$

$$3,400 \text{ 億円}$$

※ 交通事故による経済的損失に関する調査研究報告書 (内閣府政策統括官) より

○ 交通円滑化効果

時間便益)

単位:億円)

事業 年度	集中制御化		プログラム多段系統化		半感応化		右折感応化		合計
	基数	効果(億円)	基数	効果(億円)	基数	効果(億円)	基数	効果(億円)	効果(億円)
平成 9年度	2,318	367	750	138	390	4	150	3	511
平成 10年度	2,848	1,185	805	423	396	11	136	9	1,627
平成 11年度	2,721	2,066	560	673	296	17	173	15	2,771
平成 12年度	3,550	3,059	950	950	440	24	221	23	4,056
平成 13年度	2,304	3,986	488	1,214	362	31	106	29	5,260
小 計	13,741	10,663	3,553	3,397	1,884	86	786	78	14,225

走行便益)

事業 年度	集中制御化		プログラム多段系統化		半感応化		右折感応化		合計
	基数	効果(億円)	基数	効果(億円)	基数	効果(億円)	基数	効果(億円)	効果(億円)
平成 9年度	2,318	15	750	5	390	0	150	0	21
平成 10年度	2,848	48	805	16	396	1	136	0	65
平成 11年度	2,721	83	560	23	296	1	173	1	109
平成 12年度	3,550	123	950	33	440	2	221	1	159
平成 13年度	2,304	161	488	42	362	3	106	1	207
小 計	13,741	430	3,553	120	1,884	8	786	4	561

・ 単位未満四捨五入しているため、表中各項目の和が小計と必ずしも一致しない。

・ 整備初年度の経済便益は、整備時期が年度当初から年度末にわたっているため、1基当たりの1年間の経済便益×基数で算出される経済便益の半分とし、翌年度からの経済便益は、その年度の経済便益の半分と過年度の経済便益の累積との和としている。

◎交通円滑化効果

= 1兆 4, 225億円 (時間便益) + 561億円 (走行便益)

= 1兆 4, 786億円

1兆 5, 000億円

○ 二酸化炭素排出量の削減効果

単位: t-CO₂)

事業 年度	集中制御化		プログラム多段系統化		半感応化		右折感応化		合計
	基数	効果	基数	効果	基数	効果	基数	効果	効果
平成 9年度	2,318	30,667	750	16,178	390	634	150	296	47,774
平成 10年度	2,848	99,013	805	49,719	396	1,911	136	859	151,502
平成 11年度	2,721	172,691	560	79,162	296	3,036	173	1,468	256,356
平成 12年度	3,550	255,657	950	111,733	440	4,232	221	2,244	373,864
平成 13年度	2,304	333,105	488	142,750	362	5,535	106	2,888	484,278
小 計	13,741	891,133	3,553	399,541	1,884	15,347	786	7,754	1,313,775

・ 単位未満四捨五入しているため、表中の各項目の和が小計と必ずしも一致しない。

・ 整備初年度の削減効果は、整備時期が年度当初から年度末にわたっているため、1基当たりの1年間の効果×基数で算出される削減効果の半分とし、翌年度からの削減効果は、その年度の削減効果の半分と過年度の削減効果の累積との和としている。

◎二酸化炭素排出量の削減効果は、

約 131万 t-CO₂

○ 死傷事故発生件数の抑止効果

(単位 :件)

事業 年度	集中制御化		プログラム多段系統化		半感応化		閑散時半感応化		右折感応化	
	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数
平成14年度	2,589	893	542	225	332	156	425	244	161	142
平成15年度	2,328	2,590	661	724	396	498	359	695	172	437
小計	4,917	3,483	1,203	949	728	654	784	940	333	580

事業 年度	多現示化		プログラム多段化		閑散時押ボタン化		速度感応化		高速走行抑止	
	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数
平成14年度	897	1,049	2,547	930	68	18	26	8	10	11
平成15年度	843	3,085	1,821	2,524	80	57	47	32	16	40
小計	1,740	4,135	4,368	3,454	148	75	73	41	26	51

事業 年度	対向車接近表示		高齢者等感応化		歩行者感応化		計
	基数	抑止件数	基数	抑止件数	基数	抑止件数	抑止件数
平成14年度	13	16	540	224	74	40	3,957
平成15年度	13	47	369	601	70	117	11,448
小計	26	62	909	825	144	156	15,405

- ・単位未満四捨五入しているため、表中の各項目の和が小計と必ずしも一致しない。
- ・事業内容の詳細は、別添1参照。

・整備初年度の抑止件数は、整備時期が年度当初から年度末にわたっているため、1基当たりの1年間の効果×基数で算出される抑止件数の半分とし、翌年度の抑止件数は、その年度の抑止件数の半分と過年度の抑止件数の累積との和としている。

◎死傷事故抑止による経済便益

$$\begin{aligned}
 &= 320.0 \text{万円} \text{ (事故1件あたりの経済的損失※)} \times 15,405 \text{ (事故抑止件数)} \\
 &= 4,929,600 \text{万円} \\
 &= 500 \text{億円}
 \end{aligned}$$

※ 交通事故による経済的損失に関する調査研究報告書 (内閣府政策統括官) より

○ 交通円滑化効果

(時間便益)

単位:億円)

事業 年度	集中制御化		プログラム多段系統化		半感応化		右折感応化		合計
	基数	効果	基数	効果	基数	効果	基数	効果	効果
平成14年度	2,589	410	542	99	332	3	161	3	515
平成15年度	2,328	1,188	661	320	396	10	172	10	1,528
小 計	4,917	1,598	1,203	419	728	13	333	13	2,043

(走行便益)

事業 年度	集中制御化		プログラム多段系統化		半感応化		右折感応化		合計
	基数	効果	基数	効果	基数	効果	基数	効果	効果
平成14年度	2,589	17	542	4	332	0	161	0	21
平成15年度	2,328	48	661	12	396	1	172	0	61
小 計	4,917	64	1,203	16	728	1	333	1	82

・単位未満四捨五入しているため、表中各項目の和が小計と必ずしも一致しない。

・整備初年度の経済便益は、整備時期が年度当初から年度末にわたっているため、1基当たりの1年間の経済便益×基数で算出される経済便益の半分とし、翌年度の経済便益は、その年度の経済便益の半分と過年度の経済便益の累積との和としている。

◎交通円滑化効果

= 2, 043億円 (時間便益) + 82億円 (走行便益)

= 2, 125億円

2, 100億円

○ 二酸化炭素排出量の削減効果

単位: tCO₂)

事業 年度	集中制御化		プログラム多段系統化		半感応化		右折感応化		合計
	基数	効果	基数	効果	基数	効果	基数	効果	効果
平成14年度	2,589	34,252	542	11,691	332	540	161	317	46,800
平成15年度	2,328	99,304	661	37,640	396	1,723	172	973	139,640
小 計	4,917	133,557	1,203	49,331	728	2,262	333	1,290	186,440

・単位未満四捨五入しているため、表中の各項目の和が小計と必ずしも一致しない。

・整備初年度の削減効果は、整備時期が年度当初から年度末にわたっているため、1基当たりの1年間の効果×基数で算出される削減効果の半分とし、翌年度の削減効果は、その年度の削減効果の半分と過年度の削減効果の累積との和としている。

◎二酸化炭素排出量の削減効果は、

約19万トンCO₂

行政課題 警察改革の推進

評価の対象とする施策の名称 第2 「国民のための警察の確立」

2 国民の身近な不安を解消するための警察活動の強化-c

1 政策の内容

ストーカー行為等新たな問題への対応

ストーカー事案に関しては、被害者からの訴えや相談に対する警察の対応の在り方が厳しく問われたことを踏まえ、被害者の立場に立った的確な対応を推進することにより、国民の信頼確保を図る。

2 実施事項

- (1) 「ストーカー行為等の規制等に関する法律等の施行について（依命通達）」（平成12年警察庁乙生発第21号）、「ストーカー行為等の規制等に関する法律等の運用上の留意事項について」（平成12年警察庁丁生企発第120号）等により、都道府県警察に対して被害者の立場に立った的確な対応を推進するように指示。
- (2) 国民からの相談等に適切に対応するため、関東管区警察学校でストーカー・配偶者暴力対策実務担当者専科を実施。（平成13年度以降毎年）
- (3) 平成14年度予算で、「ストーカー対策マニュアル」を作成し、都道府県警察に配付したほか、「ストーカー行為者視察用車両」を都道府県警察に配備。
- (4) 「ストーカー対策ビデオ」等を都道府県警察に配付し広報啓発活動を実施。（平成13～15年度）

3 推進状況

ストーカー行為等の規制等に関する法律（以下、「ストーカー規制法」という。）の運用状況

(1) ストーカー規制法の適用状況

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
警告	117件	871件	965件	1,169件
仮の命令	0件	0件	0件	0件
禁止命令等	2件	36件	32件	24件
警察本部長等の援助	80件	719件	677件	856件
命令違反検挙	0件	11件	8件	7件
ストーカー行為罪検挙	22件	131件	170件	185件

(2) 他法令による検挙状況

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
総数	104件	921件	758件	663件
傷害	14件	176件	144件	130件
住居侵入	16件	124件	98件	110件
脅迫	18件	145件	99件	70件
器物損壊	14件	96件	99件	66件
その他	42件	380件	318件	287件

注1）未遂のある罪については未遂を含む。

注2）「その他」には、殺人、強姦、銃刀法違反等が含まれる。

(3) その他対応状況(前記(1)及び(2)以外の措置を講じたものを複数計上)

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
被害者への防犯指導	1,262件	7,668件	6,223件	6,770件
行為者への指導警告	313件	2,416件	2,286件	2,313件
パトロール	204件	1,061件	918件	1,009件
他機関等への引継ぎ	47件	256件	128件	45件
その他	—	—	—	763件

注1) 他機関とは、医療機関、保健所、婦人相談所、福祉事務所、弁護士会等をいう。

注2) 「その他」は、平成15年から計上し、保護、入院措置、住民基本台帳の閲覧制限依頼等を計上。

※ 上記(1)～(3)について、平成12年については、ストーカー規制法の施行(平成12年11月24日)後、平成12年12月末日までの約1か月間余における件数である。

(別添資料参照)

4 政策効果等の分析

(1) 効果

ストーカー規制法施行以前には、取締りが困難であったストーカー事案について、同法に基づく警告、禁止命令等の措置を行うことが可能となったことから、重大な結果になる前段階での未然防止が図られるようになった。

(2) 問題点

警察が相談等を受けたことのある事案で、結果として事件に発展したものもわずかながらあるが、この種事案の対応には、相談者の被害届出等の意思がないことにより、積極的な対応がとれない場合があるなどの問題点がある。

5 今後の課題等

- ストーカー事案への対応の強化を図るべく、現行での法運用上の問題点の把握、事例収集等を行っていく
- 被害者対策には万全を期しているところであるが、相談者に対し事態が深刻になる前に早期の対応を強く促すなど、引き続き的確な対策を講じるなど、更に効果的な対策について検討する必要がある。

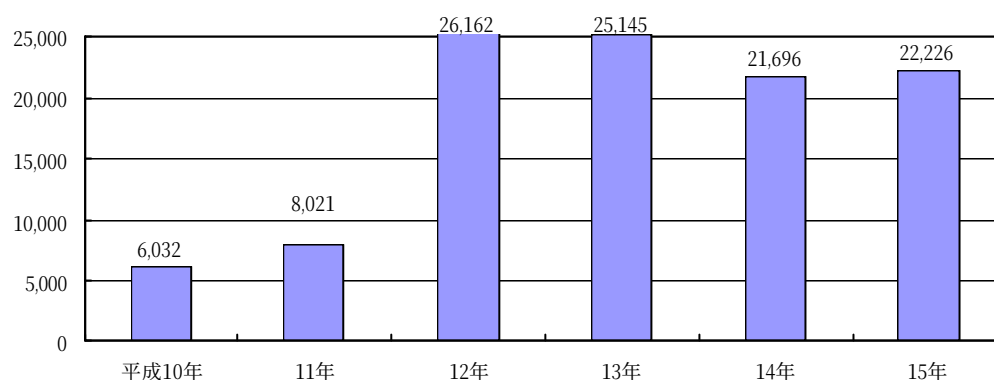
6 政策所管課

生活安全企画課

ストーカー対策の推進状況

1 ストーカー事案に関する相談件数

平成15年の相談件数は、22,226件で、前年の21,696件に比べて、530件（約2.4%）増加した。

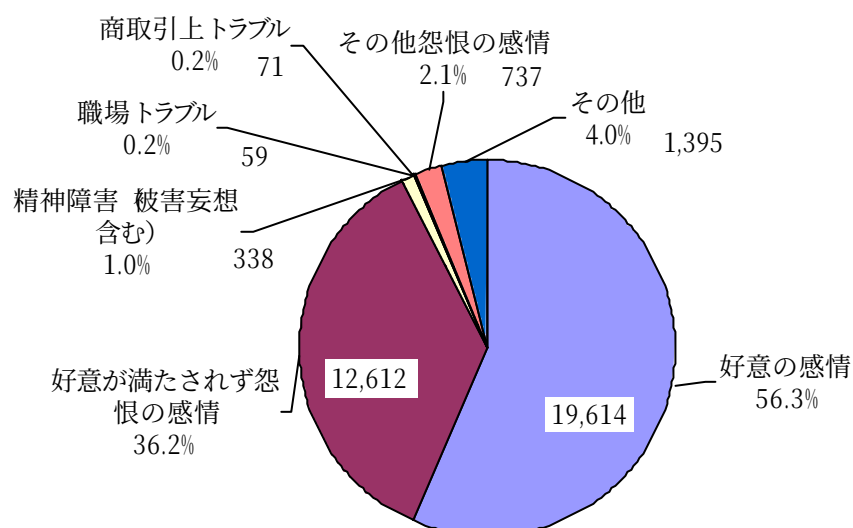


※ 警察安全相談、性犯罪相談窓口等における相談受理件数。

2 ストーカー事案の分析結果（平成12年11月24日～平成14年12月31日、都道府県警察で取り扱い、警察庁に報告があった事案の分析）

（1）動機

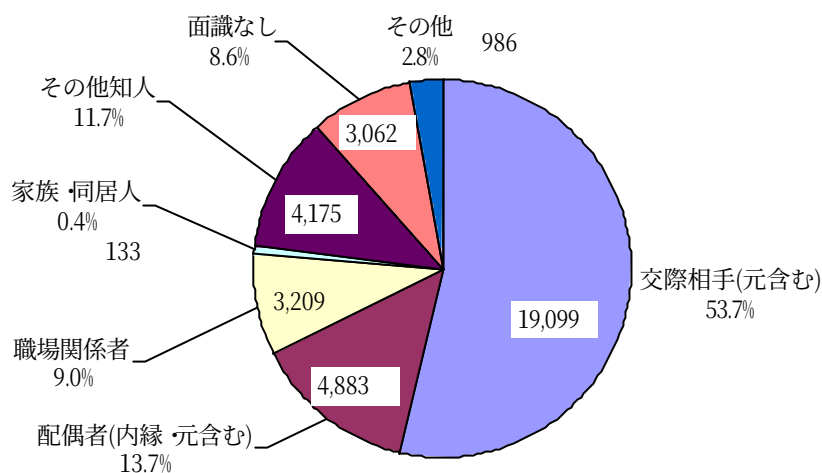
好意の感情によるものが19,614件（約56.3%）と最も多く、次いで好意の感情が満たされなかったことに対する怨恨の感情が12,612件（約36.2%）となっており、動機が不明なものを除くと好意の感情に端を発するもの（ストーカー規制法の目的要件に該当するもの）が約92.5%と大半を占めている。



※ 動機が不明なもの6,063件を除く。

(2) 「特定の者」にとっての行為者との関係

ストーカー規制法第2条第1項(注)にいう「特定の者」と行為者(判明しているものに限る。)の関係は、交際相手(現、元を含む。)が19,099件(約53.7%)、配偶者(現、元、内縁関係を含む。)が4,883件(約13.7%)と、恋愛関係にあったものだけで約67.5%を占める。被害者と面識のないものは3,062件(約8.6%)であり、全体の約91.4%が面識のある者による行為となっている。



※ 関係が不明なもの5,342件を除く。

(注)

(定義)

第二条 この法律において「つきまとい等」とは、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることをいう。

一 つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所(以下「住居等」という。)の付近において見張りをし、又は住居等に押し掛けること。

二～八 (略)

2 (略)

行政課題 警察改革の推進

評価の対象とする施策の名称 第2 「国民のための警察の確立」

2 国民の身近な不安を解消するための警察活動の強化－c

1 政策の内容

児童虐待等新たな問題への対応及び少年犯罪対策の強化

国民は、児童虐待等の被害に遭った少年に対する的確な支援や依然として深刻な状況にある少年犯罪に的確に対応することを求めている。よってこうした国民の要求に的確に対応することにより、国民の信頼回復を図る。

2 実施事項

- (1) 少年警察活動の一層の適正化及び充実強化を図ることにより非行少年等の立直り等を促進するため、「少年警察活動規則」（平成14年国家公安委員会規則第20号）を施行。
- (2) 少年事件捜査の遅延は、被害者感情に相反するばかりではなく、被害者の保護や被疑少年の健全育成・立直りにも重大な支障をきたすことになるため、長期末処理事件の解消等を内容とした「少年事件の迅速的確な捜査の推進について」（平成14年9月25日付け警察庁丙少発第25号）を発出。
- (3) インターネット異性紹介事業（いわゆる「出会い系サイト」）の利用に起因する犯罪から児童を保護し、もって児童の健全な育成に資するため、児童を性交等の相手方となるように誘引する行為等を禁止するとともに、児童によるインターネット異性紹介事業の利用を防止するための措置を定める「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」（平成15年法律第83号）を施行。
- (4) 内閣総理大臣を本部長とする政府の青少年育成推進本部において「青少年育成施策大綱」が策定され、少年非行対策を含む幅広い分野にわたる青少年育成施策を総合的かつ効果的に推進。
- (5) 「児童虐待の防止等に関する法律を踏まえた虐待への適切な対応について」（平成12年11月16日警察庁丙少発第29号、丙生企発第151号、丙地発第39号、丙捜一発第29号、丙給厚発第30号）により、都道府県警察に対して、児童虐待事案の早期発見に努めるとともに、虐待を受けた児童を発見した場合は、速やかに児童相談所等に通告するよう指示。
- (6) 警察職員一人一人の児童虐待への対応能力を向上させるため、都道府県警察における児童虐待事案への対応経験を踏まえ、第一線の警察職員用として児童虐待への対応マニュアルを全国の少年サポートセンター及び警察署に配付。
特に、少年相談専門職員、少年補導職員及び少年係の警察官に対しては、児童虐待問題に関する専門的な知識・技能の向上のため、警察庁において「カウンセリング技術専科」（昭和62年より実施）、「全国少年補導職員研修会」（昭和43年より実施）を実施。
また、部外者用のリーフレットを会議の機会を利用して配布するなどの広報啓発を実施。
- (7) 体制の整備等

ア 地方警察官の増員

平成15年度において、少年事件の凶悪・粗暴化に対応する体制の確立のための要員として、地方警察官の増員を実施。

イ 関連予算の獲得

被害少年サポーター^{注1)}、被害少年カウンセリングアドバイザー^{注2)}に対する協力謝金を確保するとともに、少年サポートセンター^{注3)}に相談者が気楽に立ち寄れるようにするため民間施設への移転を促進。

また、平成15年度予算において、少年補導職員等が家庭を訪問し、被害少年やその保護者と面接し必要な助言を行う等の支援を実施する際に使用する少年健全育成車（81台）を配備。

注1）少年補導職員等の指導又は助言の下に、対象少年に対し、平素におけるきめ細かな訪問活動等を行い、少年補導職員等と一体となった継続的な支援を行うことを任務とするボランティア。

注2）少年補導職員等が被害少年に対する継続的な支援を行うに際して必要な助言を受けるために、大学の研究者、精神科医、臨床心理士等の専門家を、被害少年カウンセリングアドバイザーに委嘱している。

注3）専門的な知識及び技能を有する少年補導職員、警察官が配置され、少年相談、継続補導、被害少年に対する支援等の専門的・継続的な少年警察活動について中心的な役割を果たす警察本部の内部組織。

3 推進状況

（1）都道府県における児童虐待に対する取組みの実施状況

ア 児童虐待の早期発見と保護

少年相談等各種の警察活動を通して児童虐待の発見保護に努めている。

【事例】

- 県警が開設しているホームページに被害者の養父から「娘が性的被害を受けている。」旨の書き込み相談を受け、祖母の内縁の夫を児童買春事件被疑者として逮捕した。
- 交番に被害児童の実母から「娘が内縁の夫から暴力を受けていたので家出してしまった。」旨の相談があり、搜索の結果被害児童を発見保護し、実母の内縁の夫を傷害被疑者として逮捕した。

イ 児童虐待と被害少年に対する適切な支援等

被害少年が精神的打撃を早期に克服して立ち直ることができるように児童相談所等の関係機関との連携と役割分担の下、少年補導員や少年相談員等による個々の少年の特性を踏まえたカウンセリング、保護者に対する助言指導等、家庭環境の調整等のきめ細やかな継続的支援を行っている。

また、被害少年サポーターは、平成15年4月現在、21都府県で772人委嘱している。

さらに、児童を保護する観点からも、関係部門が緊密に連携し、事件として取り扱うべき事案については事件化を図っている。

【事例】

- 被害児童は小学校5年生のころから伯父から性的虐待を受けていたことか

ら、認知時から担当者が継続支援を実施するとともに、伯父（母親の実兄）を児童福祉法違反被疑者として逮捕した。

等がある。

ウ 関係機関との連携の強化

児童相談所等の関係機関とのネットワークを構築し、又はこれに参加するなどして、実質的かつ効果的な連携の強化に努めている。

- 岩手県盛岡市では、児童虐待の早期発見及び児童の保護のため、平成13年2月、盛岡地区児童虐待防止地域連絡会議を設置したが、岩手警察署等4警察署は、同会議の設置に協力し、児童相談所、医師会、教育委員会等教育機関等とともに、同会議に参加している。

(2) 職員に対する指導・教育と広報啓発活動の実施

都道府県警察では、児童虐待への対応マニュアルを活用し、集合教育、随時の指導、巡回教育等の機会を活用して指導、教育を行っている。

(3) 児童虐待事件の検挙状況

平成15年中の児童虐待事件の検挙件数は157件（前年比15件（8.7%）減）、検挙人員は183人（同1人（0.5%）減）、被害児童数は166人（同13人（7.3%）減）である。（別添資料1参照）

態様別では、身体的虐待が109件（69.4%）と最も多く、次いで性的虐待が29件（18.5%）、怠慢又は拒否が19件（12.1%）の順となっている。

罪種別では、傷害が80件（51.0%）と最も多く、次いで殺人が23件（14.6%）、児童福祉法違反が18件（11.5%）、保護責任者遺棄が16件（10.2%）、等となっている。

死亡した被害児童数は41人であり、前年と比較すると3人増加している。

平成15年に警察の少年相談に寄せられた「児童虐待」に関する相談は1,271件であり、前年と比較すると111件（8.0%）減少している。（別添資料2参照）

(4) 少年非行に対する取組みの実施状況

少年犯罪に対して、厳正に対処できるように体制の強化に努めるとともに、少年非行の抑止、立直り支援のための諸施策を強力に推進している。

ア 少年サポートセンターを中心とした少年非行対策

各都道府県警察に設置されている少年サポートセンターを中心として、少年警察ボランティアと共同での街頭補導活動等を推進している。

イ 少年サポートチームの普及促進等関係機関との連携の強化

問題行動をとる少年の素行や少年を取り巻く環境は個々に異なるため、少年の問題性に応じて、警察等必要な権限を有する関係機関が「少年サポートチーム」を結成し、適切な役割分担により対処するなど、関係機関との連携の強化に努めている。

ウ 長期末処理事件解消対策の推進

少年事件の捜査状況を掌握・管理するため、少年事件管理システムを構築し運用するなど長期末処理事件の解消に努めている。

(5) 刑法犯少年の検挙人員

過去10年間の刑法犯少年の検挙人員、人口比等の推移は、別添資料3のとおりである。刑法犯少年の検挙人員は、平成6年には13万1,268人であったものが、15年

には14万4,404人（前年比1.9%増）となり、3年連続の増加となった。14年には16.7であった人口比（国立社会保障・人口問題研究所推計人口に基づく同年齢層1,000人当たりの検挙人員をいう。）は15年は17.5と、成人の約7.6倍となった。

一方、14年には40.8%であった成人を含めた刑法犯総検挙人員に占める少年の割合は15年には38.0%となった。

過去10年間の少年による凶悪犯（殺人、強盗、放火及び強姦をいう。）の検挙人員の推移は、別添資料4のとおりである。検挙人員は、平成2年の1,078人を底に増加に転じ、平成9年に2,000人を超えてからは、高い水準での推移が続いており、15年は2,212人（前年比11.4%増）と依然として深刻で予断を許さない状況が続いている。

街頭犯罪（ここでは、ひったくり、路上強盗、車上ねらい、オートバイ盗、部品盗、自動車盗、自転車盗及び自動販売機荒しの8罪種をいう。）の成人を含めた総検挙人員に占める少年の割合は平成9年以降、7割前後で推移しているが、15年は66.0%を占め、依然として高水準にある。

特に、国民の体感治安を悪化させる要因となるひったくりでは66.3%、路上強盗では65.8%と高い割合になっている。（別添資料5参照）

（6）不良行為少年^{注4）}の補導人員

平成15年中に不良行為により補導した少年の補導人員は、129万8,568人で、3年連続の増加となった。態様別では、「深夜はいかい」が57万7,082人で最も多く、次いで「喫煙」54万2,214人となっている。（別添資料6参照）

注4）非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年をいう。

（7）出会い系サイト規制法の施行状況

平成15年中における出会い系サイト規制法第6条（不正誘引）違反の検挙は、8件8人であり、事業者に対する警告は41件であった。また、関係機関、団体と連携して児童が出会い系サイトを利用して児童買春等の犯罪被害に遭わないよう広報啓発活動を実施した。

4 政策効果等の分析

（1）効果

「少年警察活動規則」の趣旨に沿い、非行少年や被害少年の立直りを主眼とした次のような少年警察活動が促進されつつある。

- 児童虐待防止法が浸透し、関係機関とのネットワーク化が充実強化され、被害少年対策官を設置するなど、早期発見、支援の体制強化が図られたため、児童虐待の相談件数は大幅に増加するとともに、児童虐待事件については適切な事件化が図られるようになっている。
- 街頭補導活動を強化した結果、平成14年中の不良行為少年の補導人員は2年連続で百万人を超えており、重大な非行の前兆となり得る不良行為の段階での早期発見、事後のケアに努めた。
- 警察が把握した少年の非行等に関する情報を学校に連絡して、学校における指導に役立て、少年の健全な育成を図る仕組みの重要性の認識がより高まり、警察と教育委員会の間で協定を結ぶ「学校警察連絡制度」の構築等により具体

的な対応事案等がより協力して行われるようになるなど、学校と警察の相互の実効ある連携が強化されつつある。

- 「少年警察ボランティア活動の活性化に向けたガイドライン」を受けて、15年には各都道府県警察において、少年警察ボランティアの増員（22県）が行われたほか、定年制の導入（15年までに22県で導入済）、公募制の導入（15年までに5県で導入済）等の活性化が図られている。

（２）問題点

ア 児童虐待に適切に対応していくためには、学校、病院等における早期の発見と児童相談所への確実な通告、通告を受けた児童相談所における的確な判断と迅速な対応、これらの機関に対する警察による必要な援助、支援が円滑に行われなければならない。

イ 最近の少年非行は、凶悪犯、粗暴犯が依然として高水準で推移しているほか、特に、街頭犯罪の66%を少年が占めるなど、深刻な状況が続いている。事件が多発しているため、捜査が長期化しがちであることや、少年の立直り対策に十分に手が回らないという問題がある。

５ 今後の課題

- （１）児童虐待については、平成15年には検挙件数、被害児童数のいずれも減少しているが、死亡児童数は増加していること及び児童虐待は潜在性が強いことから、引き続き取組みを強化する必要がある。

しかしながら、児童虐待について警察のみで対応することは極めて困難である。

児童相談所による児童の安全確認、一時保護等が的確に行われるよう促すとともに、関係機関・団体や民間ボランティア等との実質的な連携を一層強化し、児童の安全と被害児童の継続的支援が図られるようにしていく必要がある。

- （２）少年犯罪対策の強化を推進するため、事件捜査体制の整備、少年事件の長期未処理事件の解消、捜査書類の保守管理等の徹底を図り、少年事件の迅速的確な捜査を今後とも推進していく必要がある
- （３）街頭犯罪の検挙人員の約７割を占める少年犯罪を抑止するため、非行集団に対する取締りの強化に加え、少年の集団への加入阻止、構成員の離脱支援等を通じた非行集団の解体及び立直り対策を推進していく必要がある。
- （４）少年非行を抑止するための総合的な対策を推進するためには、引き続き少年サポートセンターを中心とした関係機関とのネットワークを構築し、個別の事案に対応できる仕組みづくりを進める必要がある。特に、学校との連携強化が不可欠であることから、「学校警察連絡制度」、「少年サポートチーム」、「スクールサポーター」等の仕組みづくりを推進する必要がある。

６ 政策所管課

少年課、情報技術犯罪対策課

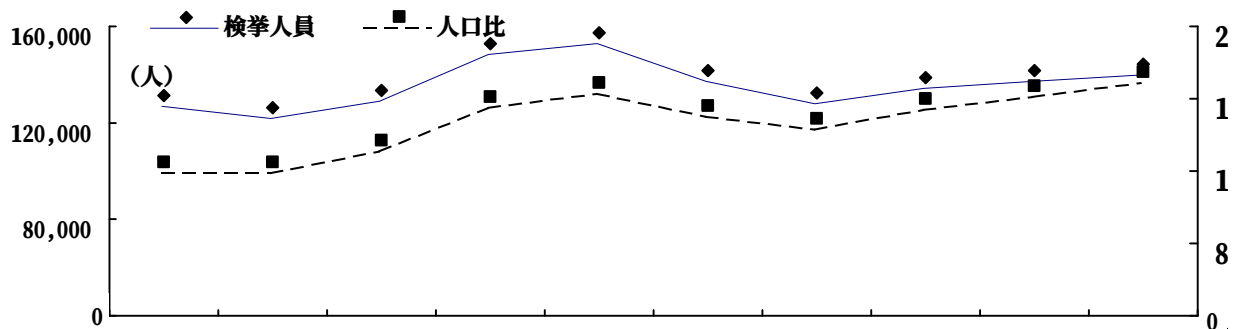
1 児童虐待事件の検挙状況（平成11～15年）

	件数	人員	死亡児童数
11年	120	130	45
12年	186	208	44
13年	189	216	61
14年	172	184	39
15年	157	183	42
増減数	▲ 15	▲ 1	3
増減率	▲ 8.7	▲ 0.5	7.7

2 児童虐待に関する少年相談受案件数の推移（平成8年～15年）

区分	8	9	10	11	12	13	14	15
件数（件）	257	511	413	924	1,342	1,574	1,382	1,271

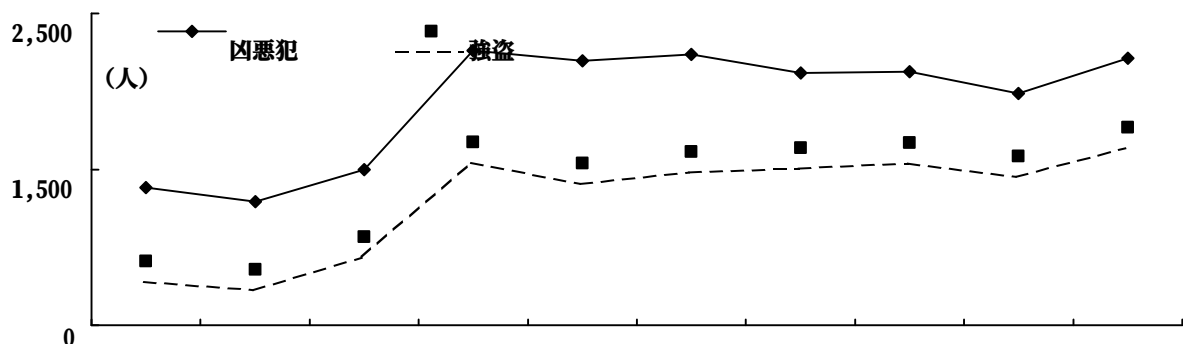
3 刑法犯少年の推移（平成6～15年）



年次	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年
検 挙 人 員	131,268	126,249	133,581	152,825	157,385	141,721	132,336	138,654	141,775	144,404
人 口 比	12.5	12.5	13.7	16.1	16.9	15.6	14.9	16.0	16.7	17.5
全刑法犯に占める割合	42.6	43.1	45.2	48.7	48.5	44.9	42.7	42.6	40.8	38.0

注）人口比とは、国立社会保障・人口問題研究所推計人口に基づく同年齢層1,000人当たりの検挙人員をいう。

4 凶悪犯少年の推移（平成6～15年）



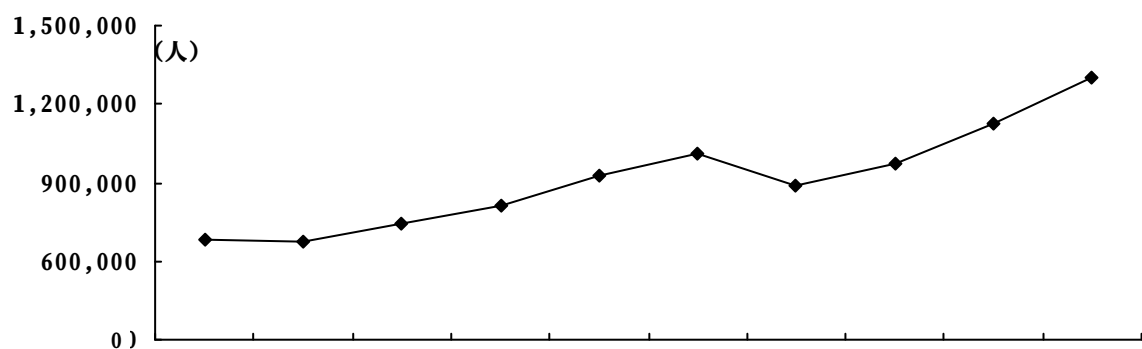
年次	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年
凶 悪 犯	1,382	1,291	1,496	2,263	2,197	2,237	2,120	2,127	1,986	2,212
強 盗	911	856	1,068	1,675	1,538	1,611	1,638	1,670	1,586	1,771
人 口 比	0.09	0.09	0.11	0.18	0.17	0.18	0.18	0.19	0.19	0.21

注）人口比とは、国立社会保障・人口問題研究所推計人口に基づく同年齢層1,000人当たりの検挙人員をいう。

5 少年による街頭犯罪の推移（平成6～15年）

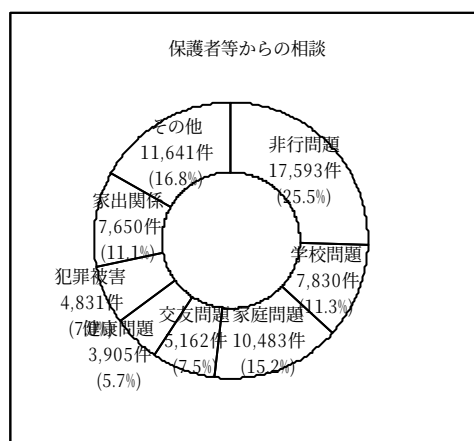
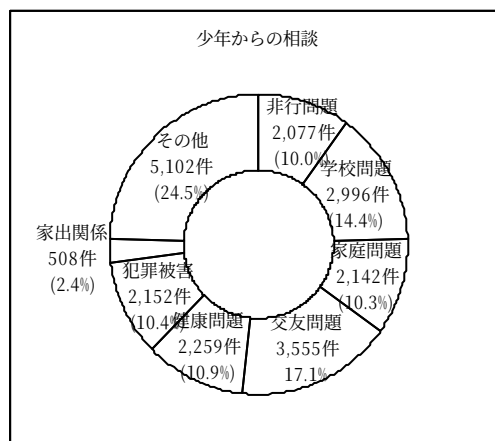
年次	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	少年の割合
ひったくり	835	973	1,331	1,568	1,871	2,420	2,179	2,190	2,166	1,957	66.3
路上強盗	612	615	791	1,178	1,098	1,111	1,122	1,103	1,027	1,227	65.8
自動販売機荒し	800	802	740	821	789	1,044	1,196	1,593	2,163	2,453	75.9
部品盗	1,361	1,241	1,149	1,024	1,054	1,234	1,259	1,329	1,574	1,468	62.6
車上ねらい	1,195	1,037	798	793	742	704	658	663	816	776	22.2
自転車盗	15,493	14,227	15,466	16,476	16,675	16,271	12,991	13,843	14,710	16,316	64.1
オートバイ盗	21,173	19,770	19,109	18,749	18,202	16,872	14,746	14,288	12,650	10,669	95.1
自動車盗	2,834	2,752	2,257	2,106	2,091	1,658	1,531	1,691	1,680	1,542	33.5

6 不良行為少年の補導人員の推移（平6～15年）



年次	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年
補導人員	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####	#####

7 平成15年中における少年相談受理件数



行政課題 警察改革の推進

評価の対象とする施策の名称 第2 「国民のための警察」の確立

2 国民の身近な不安を解消するための警察活動の強化－d

1 政策の内容

民事介入暴力対策の強化

暴力団等が組織の威力を背景に、一般市民生活等に介入して違法・不当な利益の獲得を図る民事介入暴力が国民に身近な不安として存在していることから、これを解消するために、関係機関・団体との連携を強化しつつ、暴力団関係相談への適切な対応及び援助の措置の推進を図ることにより、民事介入暴力対策を強化し、暴力団等による違法・不当な行為から一般市民を守る。

2 実施事項

(1) 暴力団関係相談への適切な対応及び援助の措置の推進

都道府県警察に対し、「暴力団対策部だより（暴力団、総会屋等に関する相談事案への対応等について 平成9年12月3日）」により、民事介入暴力対策の大きな柱である暴力団関係相談への適切な対応、及び「暴力団対策部だより（暴力的要求行為の相手方に対する援助の実施状況について 平成7年2月10日）」により、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴力団対策法」という。）による中止命令等を発出した際、暴力的要求行為等の相手方や暴力団員から犯罪の被害を受けた者に対して、本人からの申出に基づき、交渉に当たったの助言や交渉場所の提供等の援助を積極的に推進するよう指示した。

(2) 弁護士会、暴力追放運動推進センターとの連携

変貌する民事介入暴力事案に迅速かつ的確に対応するため、警察庁において、日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会及び全国暴力追放運動推進センターとの連携を図るとともに、都道府県警察に対して、「単位弁護士会民事介入暴力対策委員会との連携強化について 平成12年9月14日丁暴一発第57号」により、単位弁護士会及び都道府県暴力追放運動推進センターの三者間の情報交換の場としての「民暴研究会」を設置し、緊密な連携の下、具体的な民事介入暴力事案に対する民事訴訟支援等に取り組むよう指示した。

3 推進状況

(1) 暴力団関係相談への適切な対応及び援助の措置の推進状況

○ 暴力団関係相談への適切な対応の実施状況

平成15年に警察及び都道府県暴力追放運動推進センターで受理した暴力団関係相談の件数は、40,012件であった。平成12年以降、警察相談窓口が多様化したため、平成12年から平成13年にかけての警察（暴力団対策部門）における受理件数は、若干減少したが、ここ数年の全体的傾向としては横ばいである。一方、センターにおける受理件数は、一貫して増加傾向を示している。

相談の内容別については、平成 15 年中暴力団対策法第 9 条各号に関する相談が 10,189 件（25.5％）と最も多くなっている。

また、平成 15 年中警察で受理した相談を端緒として 1,119 件について事件検挙し、1,481 件について行政命令を発出した（別紙 1、2、3、4、5、6 参照）。

【事例】五代目山口組傘下組織組員による恐喝未遂事件に係る相談事案（香川）

公務員男性は、当該男性の長男が起こした交通事故に関して、当該交通事故の相手方である五代目山口組傘下組織組員から、電話で「おまえの命を取りに若い者と行くぞ」などと脅迫を受け、250 万円を要求されるという被害にあった。警察は、この男性からの相談を端緒として捜査の後、五代目山口組傘下組織組員を恐喝未遂罪で検挙した。（平成 15 年 6 月検挙）。

○ 援助の措置の推進状況

平成 15 年に行った暴力団対策法に基づく援助の措置は 81 件となっている。

	11 年	12 年	13 年	14 年	15 年
暴力団対策法に基づく援助の措置件数	143	127	(88)	130	81

（注）平成 13 年の数値は暴力団対策法第 13 条第 2 号に基づく措置のみを集計したもの

【事例】山口組傘下組織幹部の不当債務免除要求行為に対して援助した事例（大阪）

山口組傘下組織幹部が、病院に対して入院治療費約 42 万円の債務履行の免除を要求して中止命令を発出された事案において、平成 15 年 10 月、要求行為の相手方からの申出により、被害回復交渉のための警察施設の提供、違反行為者に対する必要事項の連絡等の援助を行った結果、平成 16 年 1 月までに全額を支払う約束を取り付け解決した。

（2）弁護士会、暴力追放運動推進センターとの連携状況

平成 15 年の民事訴訟支援件数は 136 件である。

	12 年	13 年	14 年	15 年
民事訴訟支援件数	94	152	145	136

平成 14 年 6 月末現在、すべての都道府県において民暴研究会が設置されている（別紙 7 参照）。

【事例】警察、都道府県センター及び弁護士会の三者の連携により、組事務所等の動産を差し押さえて、競売を実施した事例（千葉）

千葉県警察は、建物所有者による稲川会傘下組織組事務所の明渡し及び未払い家賃の支払いを求める訴訟について、県弁護士会及び県暴力追放運動推進センターと連携チームを編成して、民事訴訟支援を行っていたところであるが、一審で勝訴判決を得たことから、訴訟代理人である弁護士は、1 月、同組事務所や組長の自宅等の関係箇所における動産を差し押さえて競売を実施し、暴力

団側に落札させた結果、未払い家賃の一部を回収することに成功した。

なお、10月、東京高裁において、事務所の明渡し及び被告による和解金の支払いを内容とする、原告側実質勝利の和解が成立した。

4 政策効果等の分析

(1) 効果

弁護士会、暴力追放運動推進センターとの連携を推進した結果、民暴研究会が設置され、単位弁護士会との連携が強化されたことから、刑事に関する相談のみならず、民事に関する相談についてもより適切な対応がなされており、上記事例のような効果があったと認められる。

(2) 問題点

都道府県暴力追放運動センターにおける暴力関係相談の受理件数は一貫して増加しているが、暴力団と一定の関係を有する集団等に係る相談等が増加するなど、相談の内容が多様化しつつあり、担当者の対応能力の向上を図っていく必要がある。

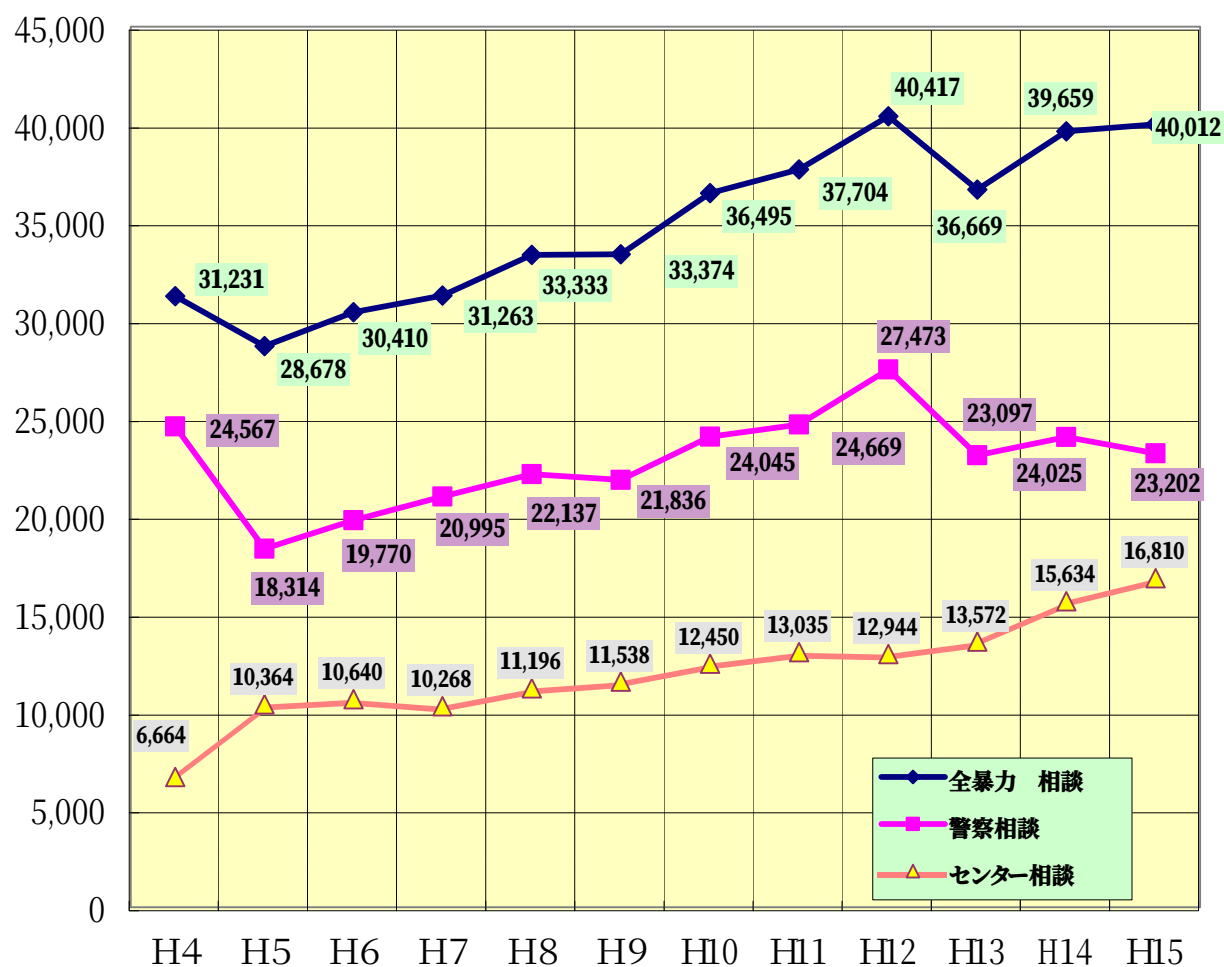
5 今後の課題等

- 都道府県暴力追放運動推進センターの相談担当者に対して、相談内容の多様化に係る対応能力の向上を図るため、全国センター主催による「暴力追放相談委員等研修会」において、教育を実施する。
- 今後更に民暴研究会を効率的、効果的な情報交換等の場とするため、その活用の充実を図る。

6 政策所管課

暴力団対策課

暴力団関係相談受理件数の推移



区 分	H 4	H 5	H 6	H 7	H 8	H 9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
全暴力相談	31,231	28,678	30,410	31,263	33,333	33,374	36,495	37,704	40,417	36,669	39,659	40,012
警察相談	24,567	18,314	19,770	20,995	22,137	21,836	24,045	24,669	27,473	23,097	24,025	23,202
センター相談	6,664	10,364	10,640	10,268	11,196	11,538	12,450	13,035	12,944	13,572	15,634	16,810

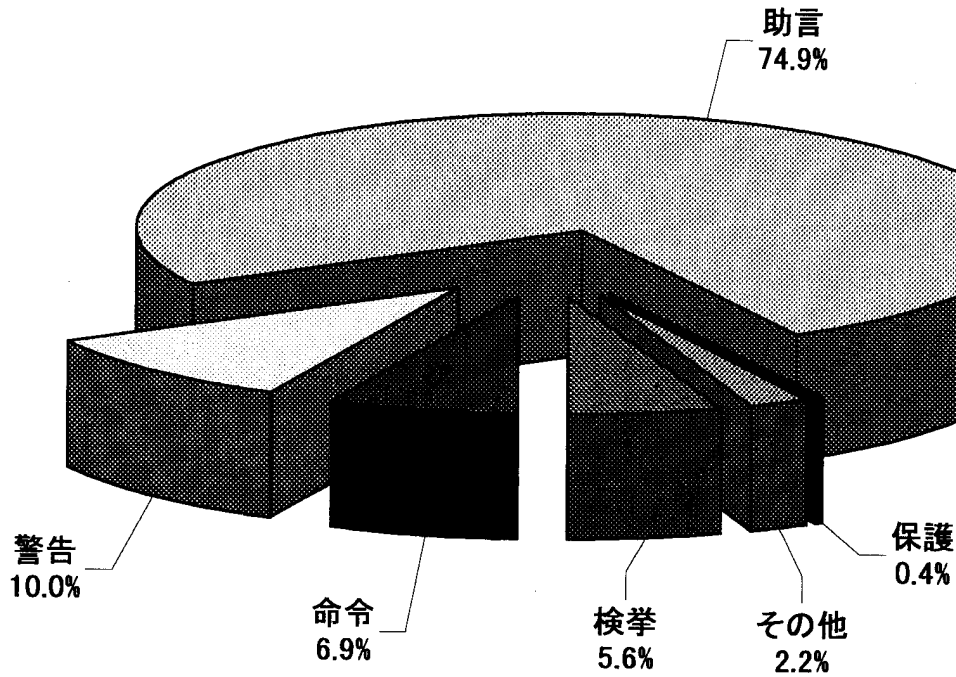
相談種別暴力団関係相談受理件数の推移

項目	年度	平成 1 1 年			平成 1 2 年			平成 1 3 年			平成 1 4 年			平成 1 5 年		
		警察	センター	合計	警察	センター	合計	警察	センター	合計	警察	センター	合計	警察	センター	合計
1 法 9 条各号の行為（小計）		7,714	3,291	11,005	8,124	2,921	11,045	6,736	2,929	9,665	6,346	3,999	10,345	5,251	4,938	10,189
（ 1 ）人の弱みにつけ込む金品等要求行為		654	177	831	664	286	950	484	197	681	497	301	798	440	302	742
（ 2 ）不当寄付金要求行為		1,393	905	2,298	1,296	662	1,958	1,248	639	1,887	1,010	1,082	2,092	1,006	1,335	2,341
（ 3 ）不当下請等要求行為		235	85	320	257	108	365	232	141	373	248	153	401	252	179	431
（ 4 ）みかじめ料要求行為		580	97	677	598	51	649	558	71	629	557	54	611	497	62	559
（ 5 ）用心棒料等要求行為		390	16	406	363	20	383	310	34	344	263	17	280	234	28	262
（ 6 ）高利債権取立行為		189	125	314	208	100	308	229	154	383	280	358	638	232	462	694
（ 7 ）不当債権取立行為		856	371	1,227	941	345	1,286	745	280	1,025	863	463	1,326	713	880	1,593
（ 8 ）不当債務免除要求行為		803	239	1,042	744	231	975	649	208	857	457	226	683	316	248	564
（ 9 ）不当貸付要求行為		190	61	251	171	53	224	139	60	199	109	42	151	70	58	128
(10) 不当信用取引要求行為		37	12	49	43	12	55	28	14	42	16	18	34	22	13	35
(11) 不当自己株式買取要求行為		10	1	11	8	6	14	7	1	8	8	0	8	2	4	6
(12) 不当地上げ行為		31	11	42	21	13	34	14	8	22	24	2	26	4	3	7
(13) 競売等妨害行為		124	60	184	145	45	190	91	40	131	94	43	137	50	33	83
(14) 利得示談介入行為		406	224	630	388	168	556	257	135	392	200	181	381	151	145	296
(15) 因縁をつけての金品等要求行為		1,816	907	2,723	2,277	821	3,098	1,745	947	2,692	1,720	1,059	2,779	1,284	1,186	2,470
2 準暴力的要求行為の要求等に関する相談		15	3	18	48	3	51	56	5	61	62	12	74	48	15	63
3 離脱・勧誘・加入強要に係る相談（小計）		1,320	492	1,812	1,538	416	1,954	1,452	326	1,778	1,619	441	2,060	1,466	567	2,033
(1) 離脱に関する相談		917	447		1,101	386		1,042	307	1,349	1,234	414	1,648	1,146	515	1,661
(2) 勧誘・加入強要に関する相談		403	45	448	437	30	467	410	19	429	385	27	412	320	52	372
4 暴力団事務所等に係る相談（小計）		1,077	350	1,427	1,207	303	1,510	933	262	1,195	743	305	1,048	683	278	961
(1) 禁止行為に関する相談		33	8	41	39	6	45	39	2	41	7	4	11	24	5	29
(2) 苦情・取締要望等		623	98	721	721	54	775	535	38	573	419	57	476	392	41	433
(3) 進出阻止・撤去等に関する相談		159	43	202	169	61	230	138	74	212	92	59	151	96	51	147
(4) 立ち退きに関する相談		262	201	463	278	182	460	221	148	369	225	185	410	171	181	352
5 1～4に該当しない不当行為（小計）		11,743	2,132	13,875	13,443	2,151	15,594	7,594	2,214	9,808	6,601	2,347	8,948	5,988	2,784	8,772
(1) 刑罰法令に該当する 刑 法		4,229	821	5,050	4,442	801	5,243	3,115	879	3,994	3,271	873	4,144	2,638	993	3,631
行為に関する相談 その他		1,464	165	1,629	1,439	143	1,582	766	236	1,002	618	136	754	526	112	638
(2) (1)以外の不当な行為に関する相談		6,056	1,146	7,202	7,562	1,207	8,769	3,713	1,099	4,812	2,712	1,338	4,050	2,829	1,679	4,508
6 暴力団対策法に関する相談（小計）		2,800	6,767	9,567	3,113	7,150	10,263	606	4,509	5,115	471	4,550	5,021	456	3,882	4,338
(1) センター事業に関する相談		184	3,211	3,395	114	3,220	3,334	79	2,590	2,669	79	2,047	2,126	80	1,915	1,995
(2) そ の 他		2,616	3,556	6,172	3,000	3,930	6,930	527	1,919	2,446	392	2,503	2,895	375	1,967	2,342
7 その他の暴力団関係相談								5,720	3,327	9,047	8,183	3,980	12,163	9,310	4,346	13,656
合 計		24,669	13,035	37,704	27,473	12,944	40,417	23,097	13,572	36,669	24,025	15,634	39,659	23,202	16,810	40,012

警察相談処理状況

別紙3

解決状況(平成15年中)

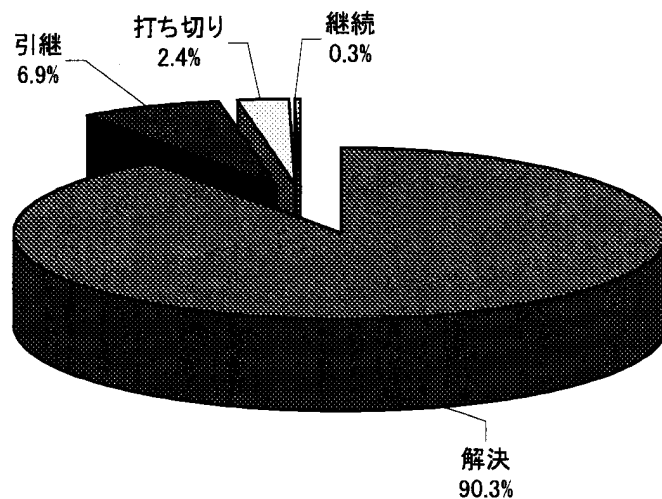


	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
要処理件数	25,564	29,235	24,084	25,199	24,837
当期受理件数	24,669	27,473	23,097	24,025	23,202
前期受理件数	895	1,762	987	1,176	4,032
解 決	22,698	21,096	20,442	21,266	20,794
刑事事件検挙	1,743	1,661	1,322	1,368	1,199
行政命令	1,888	1,427	1,799	1,731	1,481
(準暴力的要求行為)	2	12	12	4	5
援助措置	110	58	209	227	451
就職支援	5	15	48	20	7
指導・警告	2,984	2,588	2,541	2,372	2,146
助言・指導	17,603	15,013	15,626	15,980	16,002
保護の実施	360	322	208	185	80
引き継ぎ	216	260	170	210	124
センター	45	47	44	50	36
弁護士会	64	69	51	56	31
その他の機関	107	144	75	104	57
打ち切り	1,544	1,538	1,584	1,876	1,538
継 続	1,106	6,353	1,888	1,834	2,381

※ 解決の内訳については、重複回答で集計

セ ン タ ー 相 談 処 理 状 況

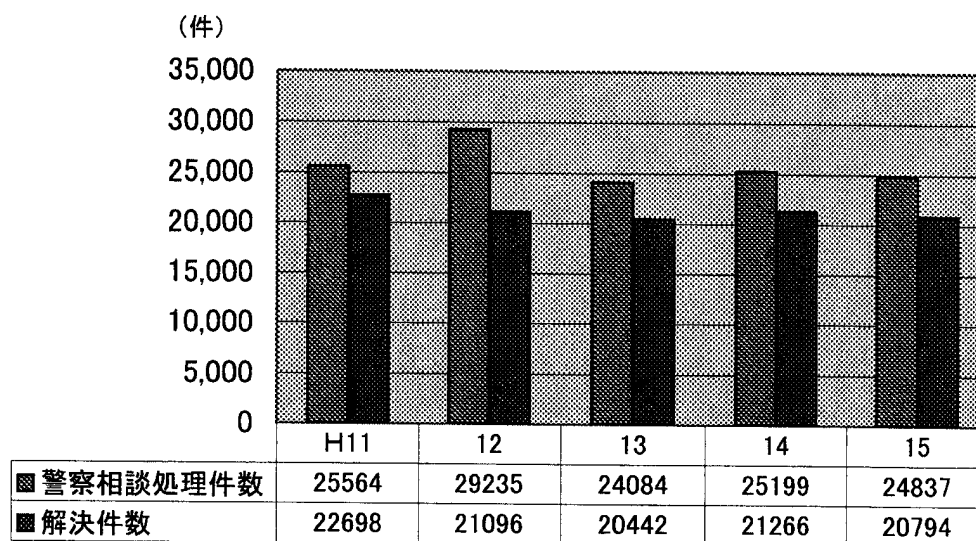
処理状況(平成15年中)



		平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
要処理件数		13035	13478	13659	15691	16827
	当期受理件数	12993	12944	13572	15634	16810
	前期受理件数	42	534	87	57	17
解 決		11437	12267	12121	14345	15199
	指導・助言					
	警察OB対応	11405	10125	11816	13980	14715
	弁護士対応	402	322	443	505	494
	保護司対応	27	18	18	26	0
	少年指導員対応	25	33	10	48	0
	支援					
	就職支援	8	15	16	36	21
	被害者救援	21	5	3	0	8
引き継ぎ		1345	1009	1120	1260	1169
	警察	1082	820	825	906	861
	弁護士会	224	170	279	273	216
	その他の機関	39	19	16	39	27
打ち切り		86	91	352	32	411
継 続		167	111	66	22	48

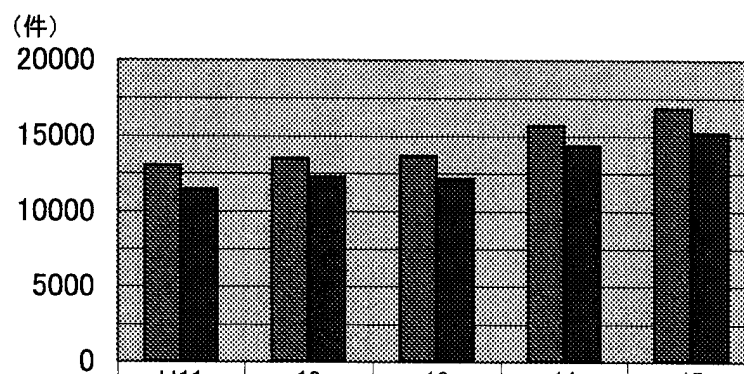
※ 解決の内訳については、重複回答で集計

警察相談処理件数及び解決件数の推移(平成11～15年)



	H11	12	13	14	15
警察相談処理件数	25,564	29,235	24,084	25,199	24,837
解決件数	22,698	21,096	20,442	21,266	20,794

センター相談処理件数及び解決件数の推移(平成11～15年)



	H11	12	13	14	15
センター相談処理件数	13035	13478	13659	15691	16827
解決件数	11437	12267	12121	14345	15199

	H11	12	13	14	15
センター相談処理件数	13035	13478	13659	15691	16827
解決件数	11437	12267	12121	14345	15199

警察・弁護士会・暴追センターとの連携状況

平成15年12月31日現在

		三者協定 締結年月日	民暴研究会 設置年月日	その他の定例協議会等 (従前からの弁護士会等との連携会議等)
北海道		H15.3.25	H12.11.7	暴力団関係民事訴訟支援強化のための関係機関等意見交換会
東北	青森	H14.2.20	H14.2.20	青森県民事介入暴力対策連絡会
	岩手	H13.11.1	H13.11.1	
	宮城	H14.1.8	H14.1.8	民事介入暴力問題協議会
	秋田	H13.10.24	H13.10.24	警察・弁護士意見交換会
	山形	H13.2.2	H13.2.2	民事介入暴力対策連絡会議
	福島	H13.6.8	H12.11.29	民事介入暴力情報連絡会
警視庁			H12.12.5	民事介入暴力被害者救済に関する懇談会
関東	茨城	H12.10.2	H12.10.2	民事介入暴力対策定例協議会
	栃木	H14.1.30	H13.2.8	民暴研修会
	群馬		H12.12.18	民事執行妨害対策連絡会
	埼玉	H13.10.31	H13.10.31	民事介入暴力被害者救済に関する懇談会
	千葉	H10.10.21	H12.12.12	千葉県民事介入暴力対策協議会
	神奈川	H11.7.12	H12.11.8	神奈川県民事介入暴力事案等協議会
東部	新潟		H14.1.10	新潟県被害者支援連絡協議会
	山梨	H13.2.1	H13.2.1	民事介入暴力対策研究会
	長野	H12.2.15	H13.6.15	警察・弁護士会・暴追センター三者連絡協議会
	静岡		H12.12.22	県警・暴追センター・民暴弁護士との協議会
	富山		H12.11.6	警察・弁護士会・暴追センター三者連絡会議
	石川	H15.11.25	H12.12.18	警察・弁護士会・暴追センター三者連絡会議
中部	福井	H14.12.3	H13.2.15	福井県民事介入暴力等対策研究会
	岐阜		H12.9.27	民事介入暴力対策連絡懇話会
	愛知		H12.12.8	
	三重		H13.2.2	三重県暴力排除対策連絡協議会
	滋賀		H13.6.27	民事介入暴力対策協議会
	京都		H12.11.13	警察と民暴・非弁取締委員会との検討会
畿部	大阪		H14.2.14	府警と民暴委員会との協議会
	兵庫		H13.12.18	兵庫県弁護士会との意見交換会
	奈良		H12.12.11	
	和歌山		H12.12.15	警察・弁護士・暴追センターとの勉強会
	鳥取	H14.6.21	H13.7.3	鳥取県民事介入暴力対策研究会
	島根		H13.4.9	
中国	岡山	H13.8.1	H12.11.10	警察・弁護士・暴追センター三者連絡会議
	広島		H12.11.10	警察・民暴委員会との意見交換会
	山口	H13.2.23	H13.2.23	警察・弁護士・暴追センター三者勉強会
	徳島	H14.3.6	H12.11.9	民暴弁護士との意見交換会
	香川	H13.3.29	H13.7.3	民暴委員会・警察・センター三者協議会
	愛媛		H13.6.15	警察・民暴委員会・暴追センターの意見交換会
四国	高知	H12.11.7	H12.11.7	民暴委員会との連絡会
	福岡	H12.4.3	H12.11.10	県警・県弁護士・県民会議連絡会
	佐賀	H11.10.5	H13.12.3	民暴対策協議会
	長崎	H15.4.25	H13.11.29	民暴協議会
	熊本	H13.1.22	H12.1.19	警察・民暴弁護士・暴追協・裁判所等との勉強会
	大分	H13.12.18	H13.12.18	民事介入暴力対策連絡協議会
九州	宮崎	H15.10.3	H12.10.3	宮崎県民事介入暴力対策連絡協議会
	鹿児島	H12.2.1	H12.12.4	鹿児島県三者連絡会
	沖縄		H12.10.17	民暴相談委員連絡会議
合 計		29県	47都道府県	

行政課題 警察改革の推進

評価の対象とする施策の名称 第2 「国民のための警察」の確立

3 被害者対策の推進－a

1 政策の内容

犯罪被害給付制度の拡充

犯罪被害者等給付金支給法の改正により内容が拡充された犯罪被害給付制度を適正に運用することにより、被害者の経済的被害等の軽減を図る。

2 実施事項

- (1) 適正かつ迅速な事務処理を図るため、平成15年度予算で、犯罪被害給付事務処理システムの構築に要する経費を措置。
- (2) 犯罪被害給付制度の適正な運用を図るため、都道府県警察において新たに犯罪被害給付事務担当となった者を集め、新任犯罪被害給付事務担当者研修会を開催。
- (3) 全国的に犯罪被害給付制度の適正かつ斉一な運用を期すため、全国都道府県警察を6ブロックに分け、警察庁の犯罪被害給付事務担当者を交えての犯罪被害給付事務担当者会議及び個別検討会を開催。
- (4) 犯罪被害給付事務の迅速化、適正化を図るため、都道府県警察からの質疑が多い事項や事務処理上参考となる事項に関する執務資料「犯給ノート」を作成し、都道府県警察への周知徹底を推進。
- (5) 7月の警察庁月別広報重点を「被害者相談窓口の積極的な利用の促進と犯罪被害給付制度の周知徹底」と定め、各都道府県警察に対して、「被害相談窓口等に関する広報活動の推進について」(平成15年警察庁丁給厚発第94号)により、犯罪被害給付制度についての積極的かつ重点的な広報を指示。
- (6) 上記(5)に合わせて、犯罪被害給付制度のポスターを作成し、都道府県警察を通じて一般国民に対する制度の周知を推進。

3 推進状況

犯罪被害給付制度の運用状況(平成15年中)

- ・申請に係る被害者数 482人
- ・裁定又は決定した被害者数 502人
 - 支給(仮給付)の裁定(決定)をした被害者数 487人
 - 不支給の裁定をした被害者数 15人
- ・裁定・決定金額 約14億2,100万円
- ・国家公安委員会に対する審査請求件数: 4件(うち、3件は棄却、1件は取下げ)
- ・平成13年の法律改正により、新たに創設された重傷病給付金の申請に係る被害者数は152人、障害給付金の支給対象が拡大された部分(障害等級第5級～第14級)の申請に係る被害者数は63人であった。

犯罪被害者等給付金の申請及び裁（決）定状況

	10 年	11 年	12 年	13 年	14 年	15 年
申請に係る被害者数 （ 申 請 者 数 ）	189 (277)	222 (349)	290 (447)	307 (499)	393 (544)	482 (641)
裁定 又は 決定 者数	支給被害者数 （ 申 請 者 数 ）	149 (224)	157 (258)	171 (258)	343 (547)	356 (529)
	不支給被害者数 （ 申 請 者 数 ）	13 (16)	14 (20)	13 (17)	33 (55)	23 (39)
	計 （ 申 請 者 数 ）	162 (240)	171 (278)	184 (275)	376 (602)	379 (568)
	裁定・決定金額(百万円)	572	641	696	1,242	1,135
					1,421	

国家公安委員会に対する審査請求状況

	10 年	11 年	12 年	13 年	14 年	15 年
請求件数	1	1	0	3	2	4
裁決状況	却下	棄却		すべて棄却	すべて棄却	3 件棄却 1 件取下 げ

新制度に基づく申請及び裁（決）定状況

	重 傷 病 給 付 金		障害等級第 5 級～第 14 級	
	申請に係る被害者数	裁定又は決定者数	申請に係る被害者数	裁定又は決定者数
H13.7.1 ～ H13.12.31	7	0	0	0
H14	94	63	28	13
H15	152	128	63	53

4 政策効果等の分析

（１）効果

犯罪被害者等給付金の支給件数が年々増加しており、被害者の経済的被害等の軽減に効果を発揮している。ただし、これは、給付対象事件の発生件数にも左右されることから、一概に評価することはできない面がある。

（２）問題点

犯罪被害者等給付金の申請件数は年々増加しており、適正な事務処理とともに、迅速性が求められることから、業務負担が増大している。

5 今後の課題等

増加する申請に適正かつ迅速に対応できるよう、犯罪被害給付事務担当者の処理能力の向上を図るとともに、新たに構築された犯罪被害給付事務処理システムを効果的に活用する。

被害者に対する制度の確実な教示とともに、一般国民に対する制度の周知を図る。

6 政策所管課

給与厚生課

行政課題 警察改革の推進

評価の対象とする施策の名称

第2 「国民のための警察」の確立

3 被害者対策の推進－b

1 政策の内容

きめ細かな被害者支援の推進

〔被害者の視点に立ったきめ細かな被害者支援を推進することにより、被害者の精神的被害等の軽減を図る。〕

2 実施事項

- (1) 警察庁における「平成15年度被害者対策推進計画」を策定するとともに、各都道府県警察に対して本推進計画を示し、各都道府県警察の実情に応じた被害者対策の推進を指示。
- (2) 平成15年度地方警察官増員要求において、所要の増員を措置し、犯罪被害者対策を強化するための体制を確立。
- (3) 都道府県警察において被害者対策を推進する上で指導的な立場にある警視又は警部（計21名）を対象として、被害者対策の第一線への定着及び関係機関・団体等との連携方策に重点を置いた被害者対策指導専科を警察大学校で実施（平成11年度以降毎年）。
- (4) 都道府県警察において被害者支援活動に従事している警察職員（計20名）を対象として、カウンセリングに関する基礎的な知識、技術の習得及び向上に重点を置いた被害者カウンセリング技術専科（初級）を関東管区警察学校で実施（平成16年2月には、被害者カウンセリング技術専科（上級）を実施。初級と上級に分けての実施は、平成15年度が初）。
- (5) 都道府県警察本部において被害者カウンセリングや被害者支援に従事している警察職員（計10名）が、警察大学校で、警察における被害者カウンセリング実施要領や対応要領等の在り方について研究。
- (6) 犯罪被害者対策関係省庁連絡会議幹事会において、各省庁が取り組んでいる犯罪被害者対策について意見交換を実施し、関係省庁の連携を強化。
- (7) 我が国における被害者対策の現状について、特に被害者と警察とのかかわりに焦点を当てて、国際的見地から検証を加えるとともに、被害者支援にかかわる機関・団体等との連携の在り方を始めとする今後の課題について検討等を行うことにより、被害者対策の更なる進展を図るため、被害者支援の先進国である英米から専門家2名を招へいするなどし、「犯罪被害者対策国際シンポジウム2003」を開催。
- (8) 全国被害者支援ネットワークが10月3日を「犯罪被害者支援の日」と定めて、『「犯罪被害者支援の日」制定記念・中央大会』を開催することとしたことから、警察庁では本大会を後援し、民間被害者支援団体との連携を推進。
- (9) 7月の警察庁月別広報重点を「被害者相談窓口の積極的な利用の促進と犯罪被害給付制度の周知徹底」と定め、各都道府県警察に対して、「被害相談窓口等に関する広報活動の推進について」（平成15年警察庁丁給厚発第94号）により、被害者相談窓口についての積極的かつ重点的な広報を指示。

3 推進状況

都道府県警察における被害者支援の実施状況

(1) 被害者への情報提供

被害者は、刑事手続の流れや今後、受けることができる支援の内容等について、一般にあまりなじみがなく、また、事件の当事者として様々な情報を求めている

ことから、警察では、被害者に対する適切な情報提供に努めている。

- 侵入窃盗事件の被害者を対象に、侵入されにくい建物や再び被害に遭わないための留意事項等を記載した「再被害防止カード」を配布し、被害者に対する情報提供を推進した。(三重)
- 社団法人京都犯罪被害者支援センターが犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けたことから、被害者にとって有益な情報を取りまとめた冊子「被害者の手引」に、当該団体の支援内容等を新たに盛り込み、被害者に対する適切な情報提供を推進した。(京都)

(2) 相談・カウンセリング体制の整備

被害者は、身体的被害等の犯罪による直接的な被害のほか、精神的にも打撃を受けていることから、警察では、被害者の精神的被害の軽減を図るため、カウンセリングに関する専門的知識や技術を有する職員の配置や精神科医、民間のカウンセラーとの連携等を推進している。

- 臨床心理士の資格を有する者1名を新たに採用して本部犯罪被害者対策室に配置し、臨床心理士2名によるカウンセリング体制を確立した。(秋田)

(3) 捜査過程等における被害者の負担の軽減

被害者は、捜査や裁判の過程において、様々な精神的負担を負うことから、警察では、これらの軽減を図るため、施設の整備や被害者への付添いなど様々な施策を推進している。

- 本部庁舎移転に伴い、被害者のプライバシー保護や心情に配慮した内装や設備を備えた被害者用の事情聴取室を整備した。(石川)
- 証人出廷することになった、わいせつ略取・強姦事件の被害者の要望に基づき、臨床心理士の資格を有する警察職員が被害者の証人尋問時に付き添い、被害者の精神的負担の軽減を推進した。(京都)

(4) 被害者の安全の確保

被害者の中には、加害者から再び危害を加えられるのではないかなどの不安を抱いている者がいることから、警察では、被害者の再被害を防止するため、緊急通報装置の貸与や身辺警戒などの様々な施策を推進している。

- 出所間近の服役囚が証拠品還付のために面接した検察事務官に対し被害者に報復する旨の言動を行ったことから、検察庁と連携を図り、被害者宅への自動監視通報システムの設置、警戒体制の確立等により、被害者の安全確保を推進した。(鳥取)
- 再被害のおそれのある被害者及びその家族に対して、携帯電話を一時貸与し、非常時の連絡体制を確立するなどし、被害者の安全確保を推進した。(愛媛)

(5) 関係機関・団体等との連携

被害者は、生活上の支援を始め医療や公判に関することなど様々なニーズを有しており、これらすべてに警察だけで対応することは困難であることから、警察では、被害者支援にかかわる機関・団体等との連携を推進している。

- 県警が県議会や関係機関・団体に対して、社会全体で被害者を支援していくことの重要性等について積極的に説明したところ、都道府県レベルでは全国初となる犯罪被害者支援のみを内容とする「宮城県犯罪被害者支援条例」が成立した。(宮城)
- 都道府県警察では、被害者を対象として精神的被害回復のためのカウンセリングや直接的支援等を行う民間被害者支援団体の設立や法人化等に際して積極的に協力・支援を実施。

・平成15年中に設立された民間被害者支援団体（全国被害者支援ネットワーク関係）

- ① 3月、「長崎被害者支援センター」設立（長崎）
- ② 3月、「熊本犯罪被害者支援センター」設立（熊本）
- ③ 4月、「被害者支援センターかがわ」設立（香川）
- ④ 7月、「大分被害者支援センター」設立（大分）

・平成15年中に法人化された民間被害者支援団体（全国被害者支援ネットワーク関係）

- ① 3月、「犯罪被害者支援センターみやぎ」が社団法人化し、「社団法人みやぎ被害者支援センター」設立（宮城）
- ② 4月、「熊本犯罪被害者支援センター」が社団法人化し、「社団法人熊本犯罪被害者支援センター」設立（熊本）
- ③ 6月、「長野犯罪被害者支援センター」が特定非営利活動法人化し、「特定非営利活動法人長野犯罪被害者支援センター」設立（長野）
- ④ 6月、「長崎被害者支援センター」が特定非営利活動法人化し、「特定非営利活動法人長崎被害者支援センター」設立（長崎）
- ⑤ 8月、「秋田被害者支援センター」が社団法人化し、「社団法人秋田被害者支援センター」設立（秋田）
- ⑥ 11月、「石川被害者相談室」が特定非営利活動法人化し、「特定非営利活動法人石川被害者サポートセンター」設立（石川）

・犯罪被害者等早期援助団体の指定

10月、京都府公安委員会が社団法人京都犯罪被害者支援センターを犯罪被害者等早期援助団体に指定

- 2（8）に関連して、都道府県警察でも、全国被害者支援ネットワークに加盟している民間被害者支援団体が実施する講演会や街頭における広報活動等「犯罪被害者支援の日」に係るキャンペーンに協力した。

4 政策効果等の分析

（1）効果

警察では、被害者への情報提供やその安全の確保などの被害者の心情等に配慮した被害者支援を推進しており、警察の支援に対する被害者からの謝意も寄せられるなどの効果を上げている。

（2）問題点

被害者の心情に対する理解不足から被害者を傷つけてしまった事案が未だに見受けられる。

また、被害者のニーズは多様であり、そのすべてに警察だけで対応することは困難である。

5 今後の課題等

被害者と接する警察職員への教育を徹底し、被害者の心情に配慮した適切な被害者支援を推進する。

また、警察では、被害者の多様なニーズに対応するため、関係機関・団体等との連携を図ってきたところであるが、引き続き、関係機関・団体等との連携強化、的確な引継ぎ等に努め、社会全体で被害者を支援していく体制の充実に努める。

6 政策所管課 給与厚生課

行政課題 警察改革の推進

評価の対象とする施策の名称

第2 「国民のための警察」の確立

4 実績評価の見直し

1 政策の内容

相談、保護、被害者対策等の業務に対する適切な評価

相談、保護、被害者対策等の業務について適切な評価が行われれば、これらの業務が的確に推進されることとなり、ひいては、国民の信頼回復につながる。

2 実施事項

(1) 相談業務について

「犯罪等による被害の未然防止活動の徹底について（依命通達）」（平成12年3月4日警察庁乙生発第5号、乙刑発第3号、乙官発第9号、乙交発第4号）により、都道府県警察に対して、困りごと相談業務に関する評価について指示し、「困りごと相談業務の強化について」（平成12年3月4日警察庁丙生企発第61号、丙総発10号、丙人発第22号）により、都道府県警察に対して、警察署における困りごと相談業務に関し、対応に功績のあった職員に対する適切な賞揚等の措置を講ずるよう指示した。

(2) 被害者対策について

「被疑者対策に関する表彰の上申について」（平成13年警察庁丁給厚発第81号）により、被害者対策に関する個人及び部署に対する随時表彰を新設。また、全国都道府県警察の被害者支援担当者の体験記を広く募集し、優秀な作品を賞揚することにより、担当者の士気高揚を図るとともに、作品を編集、刊行して警察職員への被害者支援業務の定着化を推進している（平成13年以降毎年）。

3 推進状況

(1) 相談業務に係る表彰状況

○ 表彰件数（平成15年中）

警察庁	都道府県警察
生活安全局長賞	部署 個人
1件	75件 1,552件

○ 表彰事例

・ 警察庁生活安全局長賞

警察における相談取扱いの中で、関係機関との緊密な協力関係等が必要な分野に関して、関係機関と個別的にワーキンググループを設置して協議を継続し、連携機能の充実を図った。（宮城）

・ 都道府県警察本部長賞状

平成15年1月、「ヤーコン芋の海外委託栽培等を名目に元本保証、生産配当金の分配をうたって資金集めをしている会社があるが、元本等を返金してもらえない。」との相談を受け、同社役員らによる出資法違反・詐欺事件を検挙し

た。(岡山)

(2) 保護業務に係る表彰状況

○ 表彰件数(平成15年中)

警 察 庁	都 道 府 県 警 察	
地 域 課 長 賞	部 署	個 人
1 件	2 件	640件(1,068件)

○ 表彰事例

・ 警察庁地域課長賞

保護業務に関する適正な評価により職員の士気高揚を図った。(香川)

・ 都道府県警察本部長賞

ア 川に入水自殺を図った者を発見し、自ら川に飛び込み保護した。(北海道)

イ マンションの一室においてガス自殺を図った者を発見、保護するとともに、ガス爆発事故を未然に防止した。(大阪)

ウ 橋からの飛び降り自殺を図った者を発見し、自殺を思いとどまらせ、保護した。(宮崎)

(3) 被害者対策に係る表彰状況

○ 表彰件数(平成15年中)

警 察 庁		都 道 府 県 警 察	
警察庁長官賞	管 区 警 察 局 長 賞	部 署	個 人
2 件	1 件	125件	581件

○ 表彰事例

・ 警察庁長官賞

①民間被害者支援団体(社団法人)設立を積極的に支援、②臨床心理士を新規採用するなど被害者支援体制の整備を推進、③霊安室の整備や遺体搬送業務の民間委託など遺族の心情に配慮した施策を推進した。(熊本)

・ 都道府県警察本部長賞

けん銃使用人質立てこもり等事件につき、被害者及び遺族に対する情報提供、事情聴取時の付き添い及び要望把握等に努めるとともに、民間被害者支援団体等と連携を図り、被害者等のニーズに沿ったきめ細やかな被害者支援を実施した。(静岡)

4 政策効果等の分析

(1) 相談及び保護業務に対する適切な評価

警察庁及び都道府県警察において、賞揚措置が推進されている。

(2) 被害者対策業務に対する適切な評価

警察庁及び都道府県警察において、個人表彰を含めた積極的な表彰を推進するなどにより、被害者対策に従事する職員に対する適切な評価を行っている。

5 今後の課題等

警察庁及び都道府県警察において、今後とも適切な賞揚措置を推進する。

6 政策所管課

(1) 相談及び保護業務に対する適切な評価

生活安全企画課、地域課

(2) 被害者対策業務に対する適切な評価

給与厚生課

行政課題 警察改革の推進

評価の対象とする施策の名称

第3 新たな時代の要請にこたえる警察の構築

1 暴力団犯罪その他の組織犯罪との対決－a

1 政策の内容

銃器対策の強化

暴力団その他の犯罪組織の管理する違法銃器の取締りを強化するとともに、関係機関と一層連携を強化するほか、国際協力を積極的に推進し、水際対策の強化を図る。

2 実施事項

- (1) 「平成 15 年度銃器対策推進計画の策定について」(平成 15 年 5 月 2 日 警察庁丁銃発第 126 号、丁暴二第 18 号)により、都道府県警察に対して、「平成 15 年度銃器対策推進計画」に盛り込まれた諸施策の積極的推進を指示。
- (2) 「暴力団に係る銃器犯罪の取締り等の徹底について」(平成 15 年 1 月 27 日 警察庁丁暴二発第 3 号、丁暴一発 4 号、丁銃発第 28 号)により、都道府県警察に対して、銃器摘発及び銃器犯罪捜査の重要性の再認識、暴力団に係る銃器犯罪の取締り等の徹底を指示。
- (3) 銃器捜査専従員の専門的知識・技術等のより一層のレベルアップを図るため、警察大学校等において実践的な専科教育や訓練を実施。
- (4) 銃器対策推進本部、密輸出入取締対策会議等の枠組みを通じ、関係機関との連携を緊密化。
- (5) 既に構築された諸外国コンタクトポイントと引き続き良好な関係を維持し、密輸事案の摘発に向けた各種対策を積極的に推進。
- (6) 組織的な銃器事犯が依然として潜在的に敢行されているなど深刻な銃器情勢にかんがみ、情報の収集、分析及び共有、銃器犯罪組織の壊滅に向けた戦略的捜査を推進するため、警察法等の改正により、薬物対策、銃器対策に係る事務を生活安全局から新設の刑事局組織犯罪対策部に移管するとともに、これら事務を一体的に推進する薬物銃器対策課を設置(平成 16 年 4 月)

3 推進状況

(1) 暴力団員等からのけん銃押収丁数

平成 15 年のけん銃押収丁数(総数)は 785 丁で、平成 11 年(1,001 丁)と比べて 216 丁減少した。このうち、暴力団からの押収丁数は 334 丁で、同比 246 丁減少し、暴力団以外の者からの押収丁数は 451 丁で、同比 30 丁増加した。

	11 年	12 年	13 年	14 年	15 年
けん銃押収丁数	1,001	903	922	747	785
うち暴力団	580	564	591	327	334
構成比(%)	57.9	62.5	64.1	43.8	42.5

なお、平成 15 年中に押収されたけん銃のうち、インターネットを利用して取引されたと認められるものは 201 丁であった。

	11 年	12 年	13 年	14 年	15 年
インターネットに係るけん銃押収丁数	0	16	30	115	201

○ **米国在住邦人による大量のけん銃密輸・密売事件（兵庫等）**

米国在住邦人のガンショップ経営者が、平成 12 年夏頃からインターネットを利用してけん銃等の販売広告を行い、日本国内の客から注文を受け、国際郵便や宅配便でけん銃やけん銃部品等を大量に密輸・密売していた。同人からけん銃等を購入していた顧客は 20 数都道府県 40 数人、押収したけん銃は 100 丁以上に上った。

(2) **暴力団の武器庫の摘発件数**

暴力団の武器庫については、平成 15 年中 10 件を摘発し、60 丁を押収した。平成 11 年と比べて、8 件、32 丁それぞれ減少した。

	11 年	12 年	13 年	14 年	15 年
武器庫摘発件数	18	12	19	8	10
押収丁数	92	45	105	68	60

○ **住吉会傘下組織の武器庫摘発（宮城）**

他事件の関係先であるアパート（空室）の押入れ内からけん銃 20 丁、実包 540 個を発見、押収し、その後の捜査により住吉会関係被疑者 9 人を逮捕した。（平成 15 年 2 月）

(3) **けん銃密輸入事件の摘発件数**

けん銃密輸入事件等の摘発は、平成 15 年中、13 件（けん銃密輸入事件 8 件、けん銃部品密輸入事件 3 件、けん銃実包密輸入事件 2 件）で、平成 11 年と比べて 2 件減少した。また、押収したけん銃は 13 丁で、同比 6 丁の減少であった。

	11 年	12 年	13 年	14 年	15 年
密輸入事件摘発件数	15	6	2	5	13
押収丁数	19	114	0	10	13

○ **小売店経営者等によるけん銃等密輸入事件（神奈川・滋賀）**

横浜税関において、米国から滋賀県在住の小売店経営者宅宛に発送された外国郵便物から、けん銃等 1 丁が発見されたことから、クリーン・コントロールド・デリバリー捜査を実施し、同郵便物を受け取った経営者を逮捕するとともに、同人の供述から同銃を密輸入した男を逮捕した。（平成 15 年 1 月）

※ コントロールド・デリバリーとは、取締り機関が規制薬物等の禁制品を発見しても、その場で直ちに検挙することなく、十分な監視の下にその運搬を継続させ、関連被疑者に到達させてその者らを検挙する捜査手法をいう。

なかでも、クリーン・コントロールド・デリバリーとは、銃器等の禁制品を発見した際に、別の物品と差し替えて行うものをいう。

(4) **銃器発砲事件の発生件数**

平成 15 年中の銃器発砲事件の発生は 139 件であり、平成 11 年（162 件）と比べ

て23件減少した。内訳をみると、暴力団によるとみられる発砲事件が104件で、平成11年（133件）と比べて29件減少した。

	11年	12年	13年	14年	15年
銃器発砲件数	162	134	215	158	139
うち暴力団	133	92	178	112	104

（5）教育及び教育訓練の実施

都道府県警察においてけん銃の密輸・密売事犯の捜査に従事する者を対象として、通信傍受やクリーン・コントロールド・デリバリー等の各種捜査手法や効果的な装備資機材の活用方策を採り入れた実践的な専科教育や訓練を実施した。

（6）関係機関との連携状況

各都道府県警察において、税関、海上保安庁、入国管理局等と連携して全国で、協議会等、合同訓練、合同サーチ（船内検査）を行っている。

○ 外国船船員等によるけん銃等密輸入事件（神奈川）

「米国人船員が、コンテナ船船員からけん銃等を手に入れる。」旨の情報に基づき、税関・海上保安庁と共同捜査を開始し、対象船から下船した船員に対して保税地域で税関職員が質問・検査したところ、所持品からけん銃1丁等を発見したので逮捕した。さらに現場付近の車内にいた港湾作業員に対して車内検索を行い、けん銃1丁を発見し、逮捕した。（平成15年6月）

（7）国際協力の推進状況

ア 国連銃器議定書の締結に向けた取組み

警察庁では、平成10年12月、国連総会において国際組織犯罪条約起草特別委員会の設置が決議されて以来、同条約の補足銃器議定書の起草作業に積極的に関与するなどしてきたところ、平成13年5月31日、ニューヨークで開催された国連総会において、同議定書が全会一致で採択され、平成14年12月9日に日本政府としての銃器議定書への署名が行われた。警察庁としては、銃器議定書の早期締結に向けて、関係省庁と検討作業を積極的に推進している。

イ 銃器不正取引対策のための国際協力の推進

警察庁では、国際銃器捜査の進展と情報交換等を目的として、ブラジル（5月）、ロシア（7月）、フィリピン（10月）の関係機関幹部を招へいし、我が国と招へい国の銃器対策を中心に協議を行った。

4 政策効果等の分析

（1）効果

ア 複数の部門に分散していた犯罪組織に係る情報の集約、分析及び共有を推進することにより、銃器犯罪組織の壊滅に向けた戦略的な取組みが効果的に推進できる。

イ 徹底した内偵捜査及び捜査の実施、都道府県警察間における積極的な合同・共同捜査の推進等により、平成15年中に暴力団から押収したけん銃は334丁で前年より2.1%増加したほか、暴力団による武器庫事犯の摘発も10件と、前年よ

り2件増加した。さらに、15年上半期に29件発生した対立抗争がらみの発砲件数が、下半期には3件に減少するなど、発砲を伴う対立抗争に対する一定の抑止力になったものと認められる。

ウ 平成15年中に摘発したけん銃密輸入事件は13件で、対前年比8件増加した。そのうち7件は税関からの通報を端緒とするもので、1件は税関との共同捜査によりクリーン・コントロールド・デリバリー捜査を実施した。また、1件は税関、海上保安庁との共同捜査により検挙するなど、関係機関との緊密な連携が図られている。なお、密輸入事件の摘発件数が増加した要因の一つとしては、インターネットを利用して取引されたけん銃の押収が急増する中で、それらのうち4事件を密輸入事件として検挙したことが挙げられる。

エ 上記3(1)の検挙事例(米国在住邦人による大量のけん銃密輸・密売事件)では、米国捜査当局の協力により、日本国内の顧客を特定するなど、外国捜査当局との緊密な捜査協力が進んでいる。

オ 暴力団の対立抗争による発砲事件は増加したものの(14年、21件→15年、32件)、暴力団による発砲事件の総数及び暴力団以外の者による発砲を含めた発砲事件の総数は2年連続減少した。

(2) 問題点

ア 平成15年中のけん銃押収丁数のうち、暴力団からの押収丁数は334丁で、前年より増加したものの、平成11年との比較では246丁減少し、けん銃押収丁数全体の減少の要因となっている。理由として、中長期的には、暴力団がけん銃等の組織的な管理を強めけん銃の隠匿方法が一層巧妙化していることなどが考えられる。

イ インターネットを利用して取引されたけん銃の押収丁数の増加

平成15年中にインターネットを利用して取引されたけん銃の押収丁数は201丁で、過去最高となった前年(115丁)をさらに86丁(74.8%)上回った。これらの事犯の特徴としては、被疑者の大半がいわゆる「ガンマニア」等の暴力団以外の者である。

5 今後の課題

(1) 国内外の関係機関との連携の強化等

引き続き銃器犯罪組織に対する視察内偵を強化し、銃器事犯の摘発を徹底することにより銃器犯罪組織の壊滅を図るとともに、国内外の関係機関との連携を密にし、水際対策を一層強力に推進する。また、暴力団対策部門や来日外国人犯罪対策部門と連携した戦略的な組織犯罪対策のための取組みを強化する。

(2) 暴力団の武器庫事犯等組織的なけん銃隠匿事犯の摘発強化

情報収集活動を強化して入手した情報を集約、一元化し、創意工夫を凝らした捜査を実施するとともに組織性の立証に配意した捜査を推進する。

(3) けん銃密輸・密売事犯の摘発強化

情報収集を推進し、税関、海上保安庁等の関係機関と連携するとともに、外国捜

査機関から必要な捜査情報を入手するなど積極的な国際捜査の推進を図る。また、インターネット上の銃器に関する情報の収集に努め、インターネットを利用した銃器取引の取締りを推進する。

(4) 銃器捜査力の強化

通信傍受法等の効果的かつ適正な活用を図るとともに、全国一体となった合同・共同捜査を積極的に行うなど警察の総合力を発揮した組織捜査を推進する。また、専科等各種機会を通じ、通信傍受やクリーン・コントロールド・デリバリー等の各種捜査手法や効果的な装備資機材の活用方策を取り入れた実践的かつ効果的な教育・訓練を推進し、各種装備資機材の有効活用による効率的な捜査の推進と受傷事故の防止を図るとともに、適正捜査を徹底する。

(5) 広報啓発活動の積極的推進

マスメディアやインターネットなど様々な媒体を活用した各種広報啓発活動を企画、実施するとともに、けん銃 110 番等を活用し、国民の理解と協力を確保する。

6 政策所管課

薬物銃器対策課・生活環境課

行政課題 警察改革の推進

評価の対象とする施策の名称 第3 新たな時代の要請に応える警察の構築

1 暴力団犯罪その他の組織犯罪との対決－a

1 政策の内容

薬物対策の強化

覚せい剤を始めとする薬物は、暴力団等の犯罪組織により組織的に密輸・密売されていることから、密輸・密売等の薬物関係事犯の取締りを強化し、犯罪組織に打撃を与える。

2 実施事項

(1) 薬物乱用防止新五か年戦略等の策定

平成 15 年 7 月、内閣総理大臣を本部長とする政府の薬物乱用対策推進本部（副本部長：内閣官房長官、国家公安委員会委員長等）において、「薬物乱用防止新五か年戦略」を策定するとともに、水際対策を重点的に行うため、新たに「薬物密輸入阻止のための緊急水際対策」を決定した。これらを受け、警察を含む関係機関が連携し、密輸・密売対策を含む総合的な対策を講じることとなり、これらに沿った諸施策を推進するとともに、都道府県警察に対しても同様の指示をした。

(2) 国内関係機関と連携した水際対策、薬物取締りの強化

- ・ 財務省、厚生労働省及び海上保安庁と連携して、薬物事犯取締活動強化月間（5 月）を実施したほか、水際等における共同摘発を推進するよう都道府県警察に対して指示をした。
- ・ 薬物取締りに関する情報交換のため、関係省庁間（警察庁、法務省、財務省、厚生労働省及び海上保安庁）で定期的な情報交換会議を実施したほか、都道府県警察においても、連絡会議、共同訓練、人事交流等関係機関間の連携を推進するよう指示した。

(3) 海外関係機関との情報交換の強化

国際会議等に積極的に参加し密輸情報等の収集に努めるとともに、我が国において、第 8 回アジア・太平洋薬物取締会議（2 月）、2003 年薬物犯罪取締セミナー（9、10 月）を開催し、薬物取締り等に関する情報交換を行った。

(4) 薬物犯罪組織壊滅に向けた取締りの推進

- ・ 業として行う薬物密輸等を重く罰する「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」（以下「麻薬特例法」という。）第 5 条の適用に努めるなど、薬物犯罪組織壊滅のために麻薬特例法を活用した。
- ・ 薬物犯罪組織の実態解明のために地方警察官の増員を行うなど、捜査体制を強化した。
- ・ 薬物犯罪組織の視察内偵等を強化するために平成 15 年度予算において約 4,200 万円を措置し、捜査用車両等を整備した。

(5) 警察庁刑事局組織犯罪対策部薬物銃器対策課の設置（警察法等の改正）

覚せい剤を始めとする違法薬物が犯罪組織の大きな資金源となるなど深刻な薬物情勢にかんがみ、情報の収集、分析及び共有、薬物犯罪組織の壊滅に向けた戦略的捜査を推進するため、警察法等の改正により、薬物対策、銃器対策に係る事務を生活安全局から新設の刑事局組織犯罪対策部に移管するとともに、これら事務を一体的に推進する薬物銃器対策課を設置（平成 16 年 4

月)

3 推進状況

(1) 覚せい剤事犯の検挙状況

【検挙人員】

11 年	12 年	13 年	14 年	15 年	単位：人
18,285	18,942	17,912	16,771	14,624	

【押収量】

11 年	12 年	13 年	14 年	15 年	単位：kg
1,975.9	1,026.9	406.1	437.0	486.8	

【密輸入事犯の検挙件数】

11 年	12 年	13 年	14 年	15 年	単位：件
39	45	46	16	47	

【大量（1 kg以上の押収）密輸入等事犯の検挙件数】

11 年	12 年	13 年	14 年	15 年	単位：件
35	24	17	9	24	

※ 覚せい剤大量（1 kg以上の押収）密輸入等事犯には、覚せい剤のほとんどが海外から密輸入されたものであり、1 kg以上の大量押収が密輸入と密接な関係にあるため、密輸入罪のほか、所持罪等により1 kg以上の覚せい剤を押収した事件の検挙件数が含まれている。

(2) 大麻事犯の検挙状況

【検挙人員】

11 年	12 年	13 年	14 年	15 年	単位：人
1,124	1,151	1,450	1,748	2,032	

【押収量】

	11 年	12 年	13 年	14 年	15 年	単位：kg
乾燥大麻	552.1	306.4	818.7	224.3	537.2	
大麻樹脂	199.9	183.4	72.8	244.1	267.0	

(3) MDMA等錠剤型合成麻薬事犯の検挙状況

【MDMA等錠剤型合成麻薬の押収量】

11 年	12 年	13 年	14 年	15 年	単位：錠
17,500	77,076	112,358	174,248	393,062	

(4) 暴力団員等及び来日外国人による覚せい剤事犯の検挙状況

【覚せい剤事犯検挙人員に占める暴力団員等の割合】

	11年	12 年	13 年	14 年	15年	単位：人
総検挙人員	18,285	18,942	17,912	16,771	14,624	
うち暴力団員等	7,944	7,729	7,307	6,738	6,050	
割合(%)	43.4	40.8	40.8	40.2	41.4	

【来日外国人、来日イラン人による覚せい剤事犯検挙人員】

	11年	12 年	13 年	14 年	15年	単位：人
来日外国人	509	483	621	553	534	
来日イラン人	137	135	157	165	109	
うち営利犯	37	53	50	74	41	
割合(%)	27.0	39.3	31.8	44.8	37.6	

(5) コントロール・デリバリーの実施状況

【コントロール・デリバリーの実施件数】

11 年	12 年	13 年	14 年	15 年
19	29	28	26	63

単位：件

(6) 麻薬特例法の適用状況

【麻薬特例法第5条(※)の適用件数】

11 年	12 年	13 年	14 年	15 年
18	34	18	43	32

単位：件

※ 麻薬特例法第5条 薬物の密輸・密売等を「業とした」者を重く処罰するもの。

【麻薬特例法第6条及び第7条(※)の適用件数】

第6条	1	2	3	0	8
第7条	0	0	0	0	2

単位：件

※ 麻薬特例法第6条 薬物犯罪により得た財産等を隠匿等した者を処罰するもの。

麻薬特例法第7条 薬物犯罪により得た財産等を収受した者を処罰するもの。

【麻薬特例法第19条(※)に基づく起訴前の没収保全命令の請求件数】

11 年	12 年	13 年	14 年	15 年
0	2	4	7	8

単位：件

※ 麻薬特例法第19条 薬物犯罪等の没収対象財産について、没収の裁判の執行等を確保するため、起訴前に警察官等の請求により、裁判所の命令によって、没収対象財産の処分を禁止するもの。

4 政策効果等の分析

(1) 効果

- 関係省庁が連携した水際対策と薬物取締り強化の結果、平成15年には前年を上回る覚せい剤密輸入事件等を検挙しており、覚せい剤の押収量も増加している。3月には、覚せい剤の大型密輸入事件等(約147kg押収/警視庁、約260kg押収/神奈川県警察等)を摘発し、香港・中国からの大きな覚せい剤の流入ルートを遮断し、覚せい剤の供給を一定程度遮断しているものと認められる。
- 麻薬特例法第5条の適用件数は高水準にあり、薬物犯罪により得た財産等を隠匿、収受等した者を処罰する麻薬特例法第6条及び第7条についても平成15年にはその適用がみられたところであり、麻薬特例法の運用が定着して、資金面を含めた薬物犯罪組織に対する取締りが進展しているものと認められる。
- 複数の部門に分散していた犯罪組織に係る情報の集約、分析及び共有を推進することにより、薬物犯罪組織の壊滅に向けた戦略的な取組みが効果的に推進できる。

(2) 問題点

- 覚せい剤については、供給の遮断に一定の成果が認められるが、国内には依然根強い需要があり、航空機利用の携帯密輸入事犯や国際郵便等による航空貨物便を利用した小口密輸入事犯が増加するなど、薬物犯罪組織が巧妙な手段を用いて覚せい剤の密輸入を企図しているものと思料される。
- MDMA等錠剤型合成麻薬の押収量、大麻事犯の検挙件数・大麻樹脂の押

収量が過去最高を記録しており、覚せい剤以外の薬物乱用の拡大が懸念される状況にある。

5 今後の課題

- 引き続き薬物犯罪組織に対する視察内偵を強化するとともに、国内外の関係機関と連携して、水際対策を推進していく必要があるが、これに加え、暴力団対策部門や来日外国人犯罪対策部門と連携した戦略的な組織犯罪対策のための取組みを強化する。
- 少年部門等の関係部門と連携して、MDMA等の乱用防止のため、その有害性・危険性についての広報啓発を強化するとともに、乱用実態の把握とその突き上げ捜査を徹底する。
- 巧妙化する薬物犯罪組織による密輸・密売に対処するため、コントロールド・デリバリーを始めとする捜査手法や捜査資機材の充実に努めるとともに、乱用薬物の拡大に対応した捜査・鑑定手法等の研究開発を図る。

6 政策所管課

薬物銃器対策課

薬物種類別押収量・薬物事犯別検挙人員（平成 11 年～ 15 年）

薬物種類別押収量（kg）

区 分 \ 年 別	平 成 11 年	平 成 12 年	平 成 13 年	平 成 14 年	平 成 15 年
覚せい剤	1,975.9	1,026.9	406.1	437.0	486.8
コカイン	10.3	15.6	23.7	16.7	2.3
ヘロイン	2.0	7.0	4.3	19.1	5.1
あへん	7.4	9.0	11.4	5.7	5.2
乾燥大麻	552.1	306.4	818.7	224.3	537.2
大麻樹脂	199.9	183.4	72.8	244.1	267.0
MDMA 等	17,500	77,076	112,358	174,248	393,062

注 1 平成 14 年の MDMA 等の押収量は、1 件 1,000 錠以上の大量押収事件における覚せい剤と MDMA の混合錠剤を含む。

2 MDMA 等の単位は（錠）である。

薬物事犯別検挙人員（人）

区 分 \ 年 別	平 成 11 年	平 成 12 年	平 成 13 年	平 成 14 年	平 成 15 年
覚せい剤取締法違反	18,285	18,942	17,912	16,771	14,624
麻薬及び向精神薬取締法違反	236	224	241	261	465
うちコカイン	71	57	52	40	58
うちヘロイン	52	48	33	40	72
あへん法違反	119	65	44	43	50
大麻取締法違反	1,124	1,151	1,450	1,748	2,032
合 計	19,764	20,382	19,647	18,823	17,171

行政課題 警察改革の推進

評価の対象とする施策の名称 第3 新たな時代の要請にこたえる警察の構築

1 暴力団犯罪その他の組織犯罪との対決－a

1 政策の内容

密入国対策の強化

入国管理局等関係機関と緊密に連携し、また、密航形態の把握等を通じて、各種水際対策を推進することにより、入管法違反事件・集団密航事件を迅速・的確に検挙し、国民の警察に対する信頼の回復を図る。

2 実施事項

(1) 不法滞在対策の実施

- 平成12年3月、警察庁、法務省及び労働省（当時）の担当局長によって構成される「不法就労外国人対策等関係局長連絡会議」が開催され、不法就労等外国人対策について、緊密な情報交換、合同摘発の強化等に取り組むことを合意した。以後、3省庁による協議を継続的に開催している。
- 平成13年4月、「悪質な不法滞在者に対する取締りの強化について」（局長連名通達）により、悪質な不法滞在者取締りの強化を各都道府県警察に指示した（別添1参照）。
- 毎年6月を来日外国人犯罪対策に関する活動強化月間とし、不法滞在・不法就労防止に取り組んでいる。

(2) 関係機関との連携

関係省庁における前掲の合意等に基づき、海上保安庁、法務省入国管理局、税関等関係機関との連携に努めたほか、民間協力の確保に取り組んだ。
また、平成13年には、海上保安庁等の関係機関と連携し、集団密航の主たる出発国である中国に対して密航防止対策の強化等を申し入れた。

3 推進状況

(1) 出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）違反送致件数・人員

(ア) 全体

入管法違反事件の検挙は、数十人規模の集団密航が相次いだ平成9年をピークに減少傾向を示していたが、平成13年に再び増加に転じ、平成15年中に検挙した入管法違反の件数・人員は、10,854件9,579人で、前年比2,599件（31%）、2,534人（36%）増加し過去最高となった（別添2参照）。

(イ) 罪種別

罪種別にみると、不法残留罪による検挙が5,265人と前年比1,662人増加し、平成11年の入管法改正（平成12年2月18日施行）で新設された不法在留罪による検挙が2,321人と前年比1,320人増加したことが、全体の増加に大きく寄与しているものと考えられる（別添3参照）。

(ウ) 国籍別

入管法違反事件の検挙状況を国籍別に見ると、中国人、韓国人、フィリピン人、タイ人が検挙件数、検挙者数の上位を占める。特に、中国人の検挙者数が多く、昨年は3,873人（全検挙者数9,579人の約40%）を検挙した。

(2) 集団密航事案の検挙件数、密航形態等

(ア) 全体

集団密航（2人以上の外国人が、本邦へ不法に入国・上陸すること）事件は、

73件1,360人を検挙した平成9年をピークに減少傾向にあり、平成15年に検挙した集団密航事件の件数・人員は、26件139人で前年比1件（4%）増、31人（18%）減であった（別添4参照）。

（イ）形態別

形態別では、船舶利用の集団密航の検挙件数・人員は、15件114人で、前年比2件（15%）増、23人（17%）減であった。他方、平成14年に急増した航空機利用の集団密航事件の検挙件数・人員は、11件25人で、前年比1件（8%）8人（24%）減となったが、依然として空路による集団密航事件は活発化の傾向にある（別添5参照）。

これは、蛇頭等の密航請負組織が国内外の関係機関による摘発の間隙を突いた形態の密航を敢行した結果であり、その手段、方法が巧妙化・多様化していることによるものといえる。

（3）関係機関との連携状況

- 平成15年中には、関係機関と連携した各種協議会、合同訓練等を平時から実施した結果、集団密航事件等発生時の緊密な連携と迅速・的確な対処、検挙に結びついた（別添6参照）。
- 平成13年に海上保安庁等の関係機関と連携し、中国に対して密航防止対策の強化等を申し入れた結果、平成14年4月以降、中国側が蛇頭等密航請負組織の摘発及び取締りを強化し、中国を出発地とする船舶利用の集団密航が減少している。
- 地方入国管理局との連携を強化し、合同摘発による不法滞在者の摘発等を積極的に推進している。

4 政策効果等の分析

（1）効果

- 平成15年中の入管法違反検挙は、前年比件数で31%・人員で36%増であり、とりわけ、不法滞在に係る違反で最多を占める中国人については、前年比52%増の3,873人を検挙した。
- 3の（1）（イ）のとおり、不法在留罪が創設されたことにより、不法入国罪が時効となった者についても不法在留罪を適用して検挙・処罰が出来るようになり、摘発と強制退去手続を通じた不良外国人の排除が着実になされている。

（2）問題点

密入国者等外国人被疑者を検挙した場合、被疑者の人定確認等が困難な上、通訳人や留置施設の確保等に時間が割かれるため、捜査の負担となっており、更なる検挙数増加を阻害する要因となっている。

5 今後の課題等

- 国内外関係機関との情報交換及び捜査共助をより強力に実施するなど、多様化・巧妙化する密入国事件に迅速・的確に対処するほか、広報等を通じて民間協力の確保に努める。
- 警察の各部門間の情報の共有に努め、部門間の合同捜査を実施するほか、入管法以外の各種法令を積極的に適用し、密入国者の検挙及び受入組織の壊滅を図る。
- 通訳の人材育成と確保及び留置場の効率的運用等に努める。

6 政策所管課
外事課

悪質な不法滞在者に対する取締りの強化について（平13.4.27丙外発第35号、丙備企発第25号、丙国一発第22号、丙生企発第28号、丙刑企発第46号、丙暴一発第11号、丙交企発第58号、警備局長、長官官房長、生活安全局長、刑事局長、交通局長から各地方機関の長、各都道府県の長、各方面本部長あて）

（概要）

本通達は、大量の不法滞在者による各種犯罪が深刻化している情勢にかんがみ、悪質な不法滞在者の取締りの強化を指示したものである。

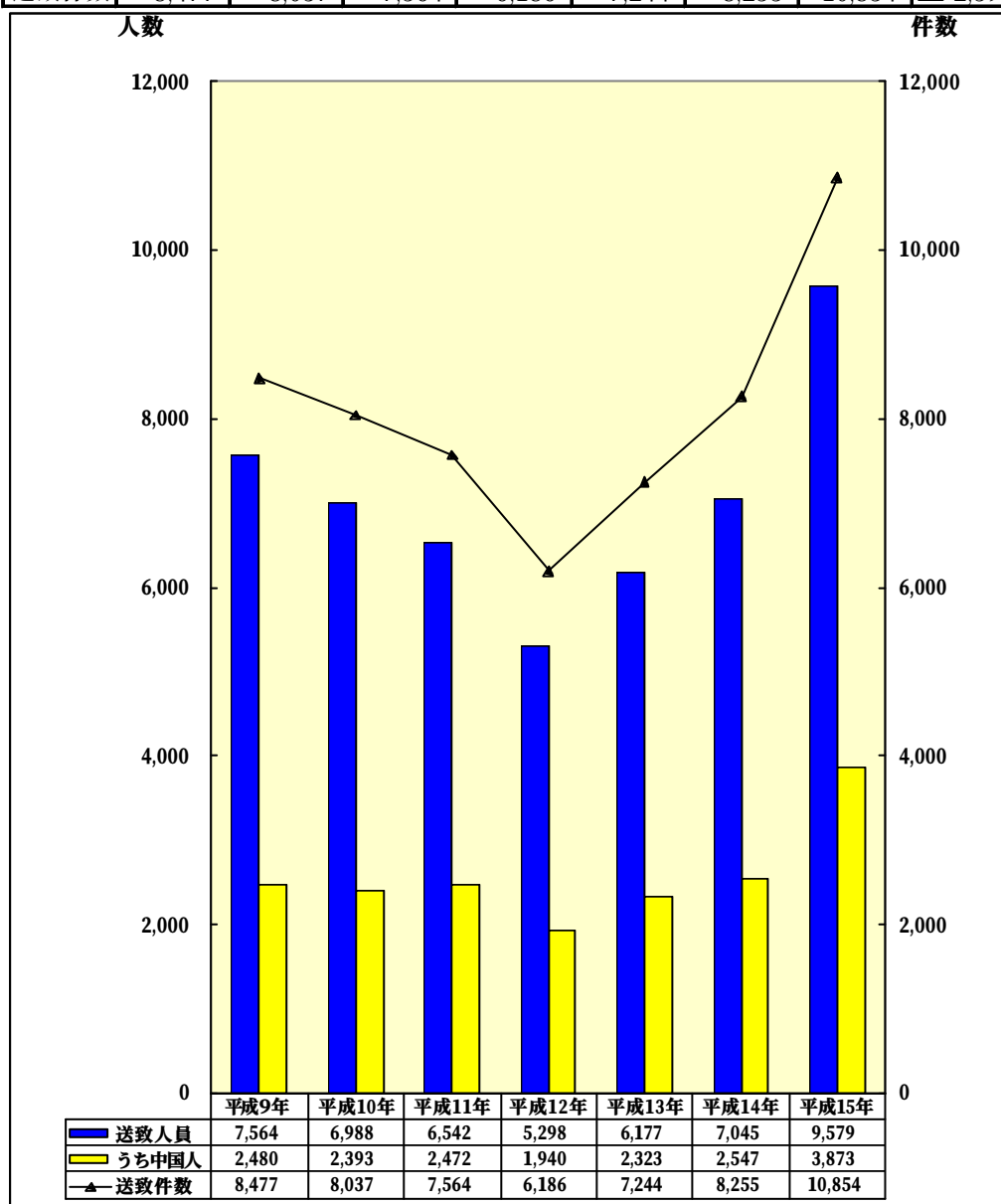
内容は、

- 1 総合的な取締体制の確立
 - (1) 警察庁における取組み
 - (2) 都道府県警察における体制強化
 - ア 指導・連絡体制の確立
 - イ 取締体制の確立
 - 2 取締り重点対象
 - (1) ぐ犯性の高い悪質な不法滞在者
 - (2) 住民が不安感を抱く不法滞在者密集地区
 - 3 計画的な取締りの実施
 - (1) 地方入管との合同摘発の積極的实施
 - (2) 地方入管による集中取締りに対する対応
 - 4 受傷事故、被疑者事故の防止
 - 5 効果的な広報活動の推進
- などである。

別添 2

○ 出入国管理及び難民認定法違反送致件数・人員の推移

	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	前年比
送致人員	7,564	6,988	6,542	5,298	6,177	7,045	9,579	△ 2,534
うち中国人	2,480	2,393	2,472	1,940	2,323	2,547	3,873	△ 1,326
送致件数	8,477	8,037	7,564	6,186	7,244	8,255	10,854	△ 2,599



別添3

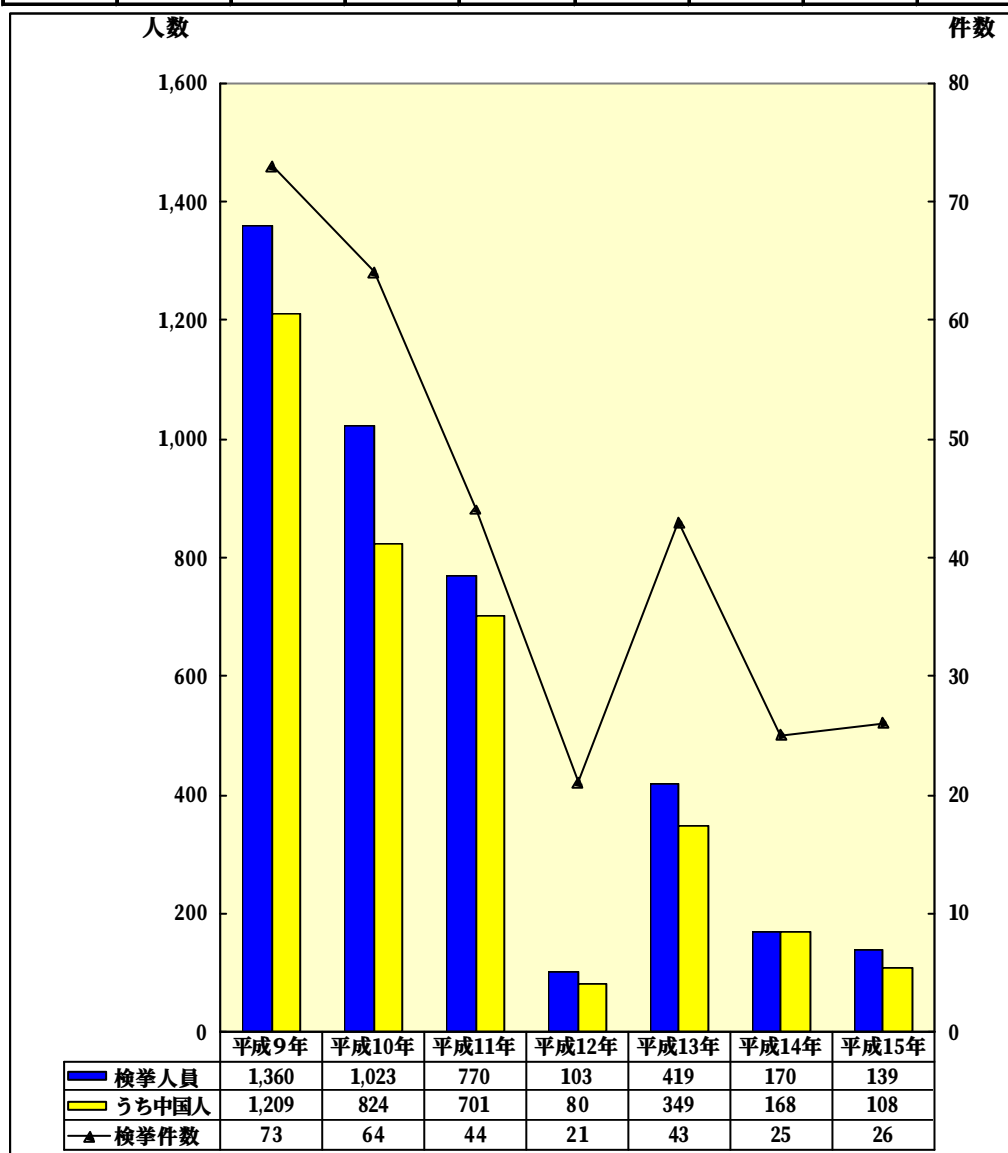
○ 出入国管理及び難民認定法違反罪種別送致件数・人員の推移

	平成14年		平成15年		前年比	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員
総数	8,255	7,045	10,854	9,579	△ 2,599	△ 2,534
不法入国・上陸	470	366	423	347	▼ 47	▼ 19
不法在留	1,318	1,080	2,638	2,321	△ 1,320	△ 1,241
不法残留	4,122	3,603	5,818	5,265	△ 1,696	△ 1,662
旅券不携帯	1,756	1,411	1,290	913	▼ 466	▼ 498
集団密航助長	38	42	35	63	▼ 3	△ 21
不法就労助長	333	347	336	392	△ 3	△ 45
資格外活動	203	186	292	269	△ 89	△ 83
その他	15	10	22	9	△ 7	▼ 1

○ 集団密航事案の検挙件数・人員の推移（全体）

集団密航事件検挙状況（全体）

	平成 9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	前年比
検挙人員	1,360	1,023	770	103	419	170	139	▼ 31
うち中国人	1,209	824	701	80	349	168	108	▼ 60
検挙件数	73	64	44	21	43	25	26	△ 1

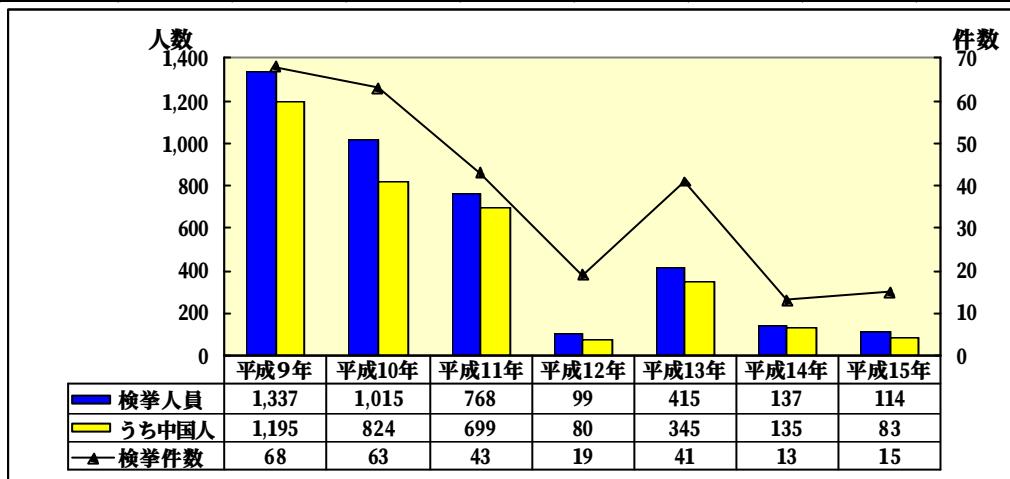


別添 5

○ 集団密航事案の検挙件数・人員の推移 形態別)

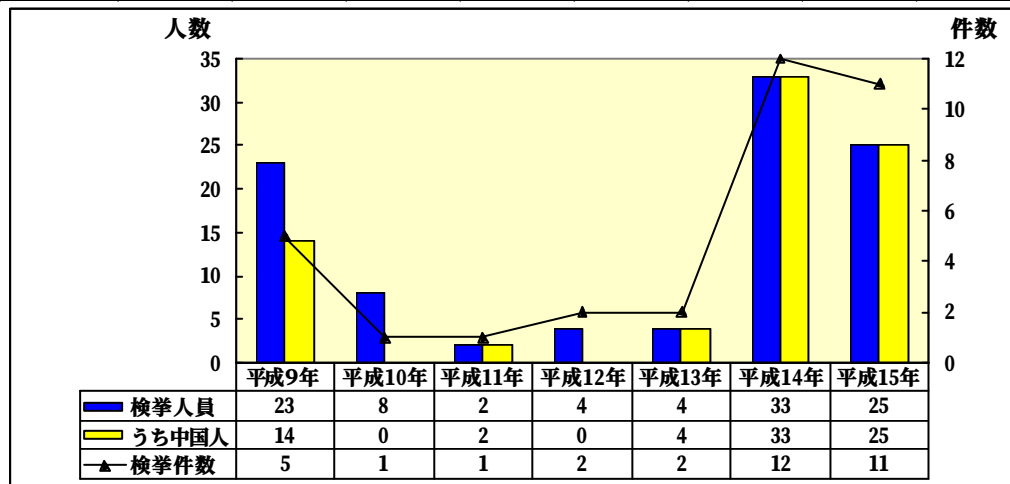
船舶利用による集団密航事件検挙状況

	平成 9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	前年比
検挙人員	1,337	1,015	768	99	415	137	114	▼ 23
うち中国人	1,195	824	699	80	345	135	83	▼ 31
検挙件数	68	63	43	19	41	13	15	△ 2



航空機利用による集団密航事件検挙状況

	平成 9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	前年比
検挙人員	23	8	2	4	4	33	25	▼ 8
うち中国人	14	0	2	0	4	33	25	▼ 8
検挙件数	5	1	1	2	2	12	11	▼ 1



○ 関係機関との連携状況（主な事例）

＜愛知県名古屋港における船舶使用の中国人集団密航事件の検挙（愛知）＞

愛知県警察は、平成15年6月20日、名古屋税関から「集団密航者と思われる男女30数名が、ワゴン車と保冷車に乗車して逃走した。」との通報を受けたことを端緒に、緊急配備等所要の捜査を実施し、密航者37人と出迎えの助長者4人を出入国管理及び難民認定法違反で逮捕した。

また、海上保安庁との共同捜査体制を確立し、当該密航者を運搬してきた密航船の船員8人を出入国管理及び難民認定法違反で逮捕した。

＜新宿歌舞伎町における集中摘発の実施（警視庁）＞

平成15年4月22日から23日にかけて、東京入国管理局と合同で、新宿区歌舞伎町を中心とする地区の風俗営業店、外国人居住アパート等に対する立ち入りを実施し、出入国管理及び難民認定法違反等で86人の外国人を摘発した。

＜首都圏における歓楽街総合対策の実施（警視庁・埼玉・千葉・神奈川）＞

平成15年11月25日から26日にかけて、東京入国管理局と合同で、4都県の歓楽街において一斉合同摘発を実施し、出入国管理及び難民認定法違反等で84人を摘発した。

行政課題 警察改革の推進

評価の対象とする施策の名称 第3 新たな時代の要請にこたえる警察の構築

1 暴力団その他の組織犯罪との対決－a

経過の分析

1 政策の内容

マネー・ローンダリング対策の強化

暴力団その他の犯罪組織の弱体化、ひいては壊滅を図るためには資金源に打撃を与える対策を徹底することが必要不可欠であるところ、従来の資金獲得犯罪の検挙の推進に加え、組織的犯罪処罰法に定めるマネー・ローンダリング処罰規定を適用し、事件検挙を推進する。

2 実施事項

- (1) 平成 12 年 1 月、都道府県警察に対し、暴力団員等が得た違法不当な収益のはく奪について、組織的犯罪処罰法によるマネー・ローンダリング罪の検挙を推進するよう指示するとともに、「暴力団総合対策の推進」における重点施策として位置付け、積極的な適用に努めている。
- (2) 従来から警察大学校で毎年実施している指定職種任用専科（暴力犯特捜）等専科教育にマネー・ローンダリング対策に必要な科目を多数盛り込み、実施。
- (3) 海外不正送金先となっているアジア諸国に対して、ODA事業による「アジア地域組織犯罪対策セミナー」を実施し、マネー・ローンダリング対策を中心とする組織犯罪対策の連携を図っている。

3 推進状況

(1) 都道府県警察におけるマネー・ローンダリング対策の実施状況

平成 13 年から平成 15 年までの間における暴力団等に係る組織的犯罪処罰法の適用による犯罪収益隠匿、収受等の検挙状況は下記のとおりである。

年 次	13 年	14 年	15 年
区 分			
マネー・ローンダリング件数合計	12	28	56
10 条（隠 匿）	10	19	45
うち暴対審門による検挙	4	9	19
11 条（収 受）	2	9	11
うち暴対審門による検挙	2	6	4

(2) 都道府県の暴力団対策部門における組織的犯罪処罰法による不法収益はく奪状況は下記のとおりである。

年 次	12 年	13 年	14 年	15 年
区 分				
没 収 件 数 (件)	1	2	1	2
没収額(円)	2,059,530	817,319	1,115,000	2,824,573
追 徴 件 数	1	2	4	2
追 徴 額	3,377,113	12,922,381	82,987,436	2,833,000
起 訴 前 保 全 件 数	1	1	4	3
起訴前保全額	2,060,055	768,500	3,975,630	8,159,061

(参考指標)

金融機関等から金融庁に対する「疑わしい取引」の届出件数

	10 年	11 年	12 年	13 年	14 年	15 年
疑わしい取引の 届出件数	13(件)	1,059	7,242	12,372	18,768	43,768

※ 平成 12 年 1 月までは旧麻薬特例法に基づく届出、平成 12 年 2 月以降は組織的犯罪処罰法に基づく届出の件数である。

※ 組織的犯罪処罰法の規定により、金融機関は、顧客から収受した資金が犯罪収益である疑いがある場合又は顧客がその取引でマネー・ローンダリングを行っているのではないかと疑われる場合には、速やかに主務大臣に届出を行わなければならない義務が課されている。届出された「疑わしい取引」は、金融庁に集約され、整理・分析が行われ、犯罪捜査に資すると判断された情報については「疑わしい取引に関する情報」として捜査機関等に提供される。

4 政策効果等の分析

(1) 効果

マネー・ローンダリング対策を実施した結果、組織的犯罪処罰法の適用件数が大幅に増加し、暴力団等の資金源封圧の方法として定着しつつある。

(2) 問題点

「疑わしい取引」の届出件数が激増しているものの、口座捜査の過程で真の利用者が判明しない場合があるなど、資金源の実態解明に困難が生じている。

5 今後の課題

国内外の関係各機関との連携及び情報交換を強化し、資金の流れを徹底解明することと、暴力団を始めとする組織犯罪の資金はく奪を推進する。

6 政策所管課

企画分析課

行政課題 警察改革の推進

評価の対象とする施策の名称 第3 新たな時代の要請にこたえる警察の構築

1 暴力団犯罪その他の組織犯罪との対決-b

1 政策の内容

執行力強化に向けた組織づくり

〔深刻化する暴力団犯罪その他の組織犯罪に的確に対応するための執行力強化に向けた組織整備を行う。〕

2 実施事項

(1) 警察庁刑事局組織犯罪対策部の設置（警察法・警察庁組織令の改正）

暴力団対策、薬物銃器犯罪対策、来日外国人犯罪対策を一体として推進するため、警察法等の改正により、警察庁刑事局に組織犯罪対策部（分課等として企画分析課、暴力団対策課、薬物銃器対策課及び国際捜査管理官が置かれる。）を設置した。（平成 16 年 4 月公布、施行）

(2) 警視庁及び道府県警察本部の内部組織の基準の改正（警察法施行令の改正）

都道府県警察においても、警察庁と同様、暴力団対策、薬物銃器対策等を一体として推進する組織を確立できるよう、警察法施行令の改正により、警視庁及び道府県警察本部の内部組織の基準を改正した。（平成 16 年 4 月公布、施行）

3 推進状況

平成 15 年 4 月に警視庁が組織犯罪対策部（6 課 1 隊体制）を発足させたほか、平成 16 年 4 月には 20 の県警察本部が薬物銃器対策に関する事務を生活安全部から刑事部に移管した。

※ 岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、福井、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、香川、高知、長崎、宮崎、沖縄

4 政策効果等の分析

(1) 効果

情報の集約・分析、捜査の調整がより効果的に推進されることにより、組織犯罪対策がより一層推進される。

(2) 問題点

各都道府県によって組織犯罪情勢が異なるため、今後の組織改編の運用の動向を見極めていく必要がある。

5 今後の課題等

各都道府県の判断により、当該都道府県の組織犯罪情勢に対応したよりの的確な組織整備を行うことが求められる。

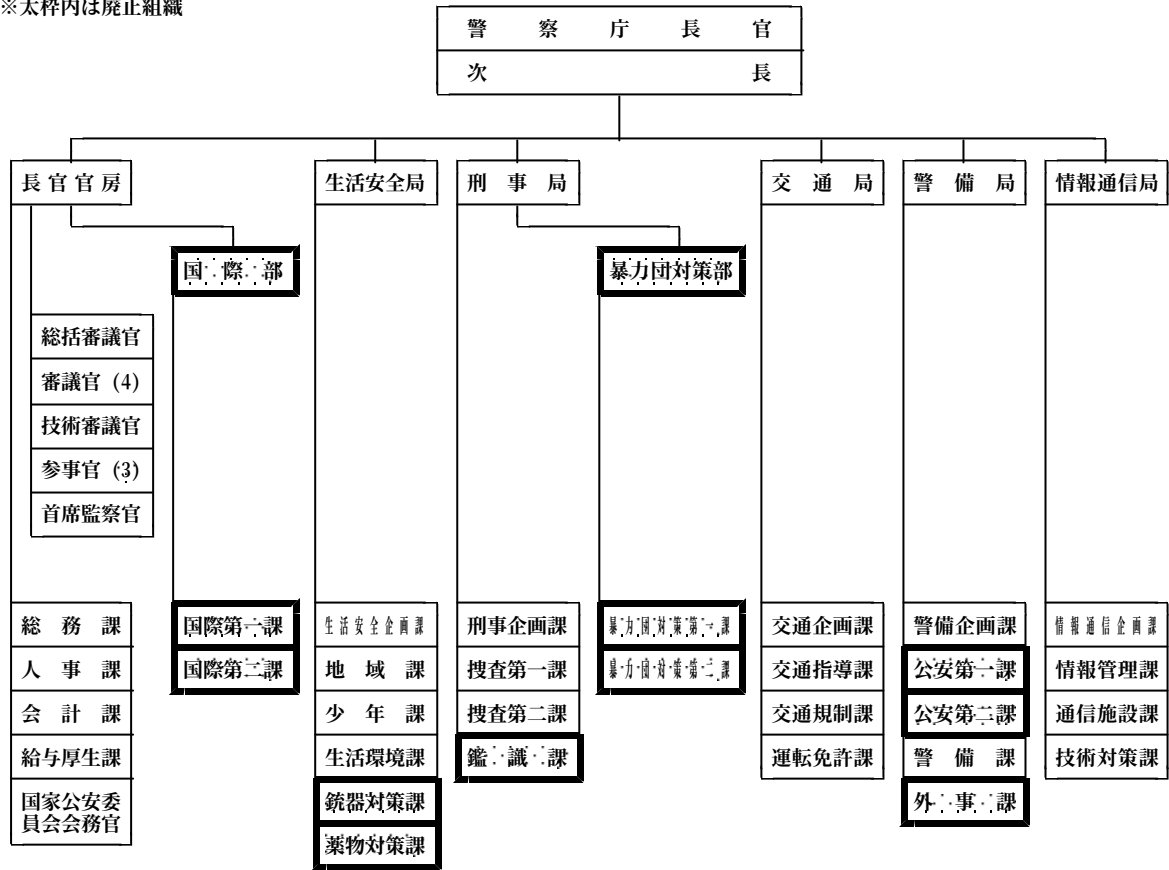
6 政策所管課

総務課

警察庁の組織改正

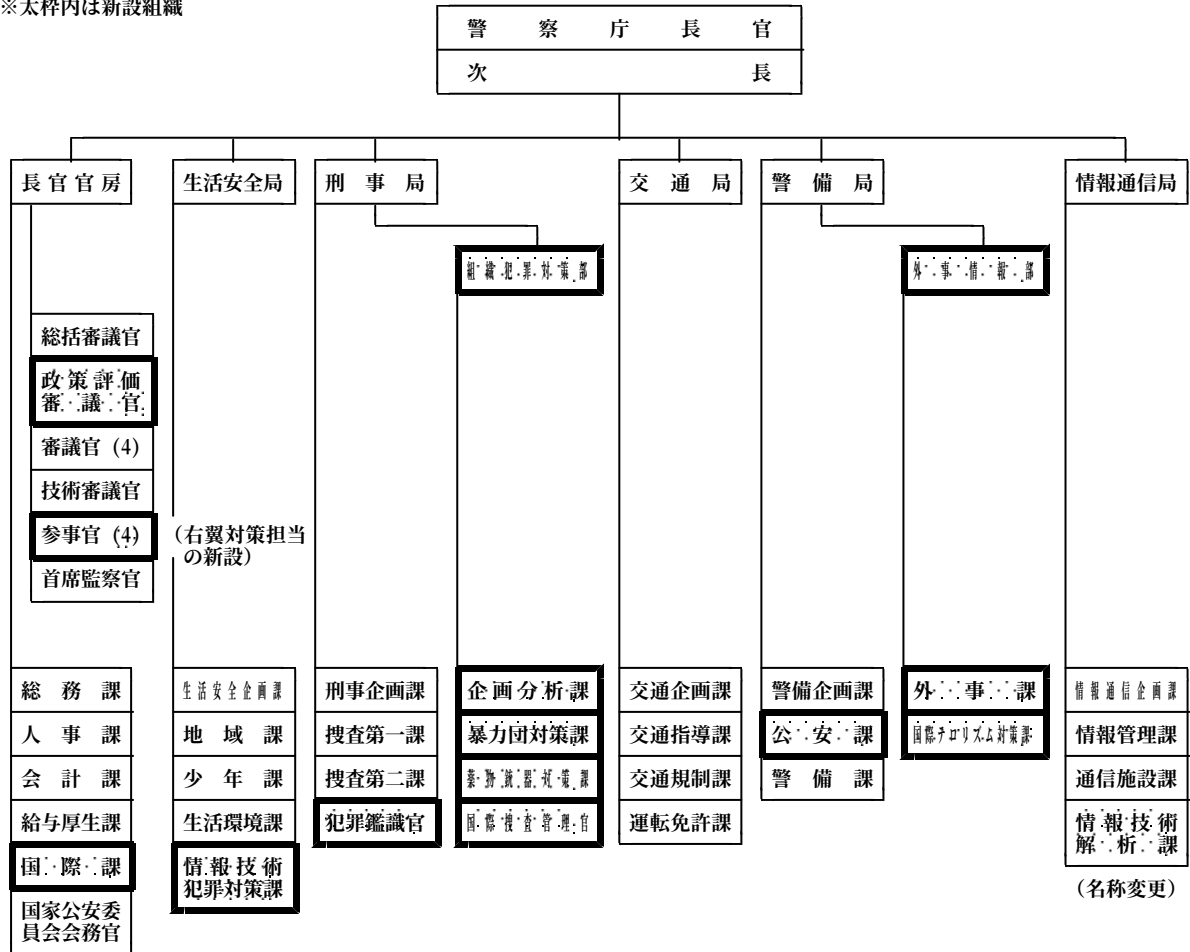
(平成15年度)

※太枠内は廃止組織



(平成16年度)

※太枠内は新設組織



行政課題 警察改革の推進

評価の対象とする施策の名称 第3 新たな時代の要請にこたえる警察の構築

1 暴力団犯罪その他の組織犯罪との対決－c

1 政策の内容

専門的技術能力の向上のための訓練の充実

〔平素から捜査員の専門的技術能力の向上のための訓練を実施することなどにより、組織犯罪が発生した際に迅速・的確な捜査を行い被疑者を検挙する。〕

2 実施事項

警察大学校、管区警察学校等において、暴力団犯罪、来日外国人犯罪、銃器・薬物犯罪等に対処する専門的技術能力を向上させるため専科教育の充実強化及び訓練環境の整備を実施した。

また、財務捜査に関する研修等については、その高度の専門性にかんがみ、教育のための専門の体制を確保し、財務捜査力を有する捜査員を計画的に養成する必要があることから、平成15年3月、警察大学校に「財務捜査研修センター」を設置した。

3 推進状況

財務捜査研修センターにおいては、簿記知識と具体的事件に必要な実践的財務捜査技能の修得や、財務捜査を指揮する指揮官として必要な専門的知識の習得等、目的別に課程が設けられ、平成15年中は、約150人の捜査員が同センターで専門的技術能力を修得・向上させた。

4 政策効果等の分析

専門的知識や技能を必要とする分野の捜査に従事する捜査員に対し、警察大学校や警察学校等で、その捜査要領や技能について教育訓練を行っている。特に、警察大学校に平成15年3月に設置された財務捜査研修センターで専門的技術能力を修得・向上させた者がその能力をいかして捜査に従事している。

5 今後の課題等

新たな形態の犯罪の出現や、特定の分野に関する犯罪の複雑化・高度化に対し、迅速・的確な捜査を行うために、最新かつ高度な内容の教育を定期的の実施するなど、今後も捜査員に専門的知識や技能を向上させるための教育訓練を継続的に実施する必要がある。

6 政策所管課

刑事企画課

行政課題 警察改革の推進

評価の対象とする施策の名称 第3 新たな時代の要請にこたえる警察の構築

1 暴力団犯罪その他の組織犯罪との対決－d

1 政策の内容

国際的協力強化のための枠組みの構築

「犯罪対策に係る国際的協力強化のための枠組みの構築に資する活動を行うことにより、我が国の犯罪対策の推進に努め、国民の信頼回復を図る。」

2 実施事項

平成15年中の警察庁職員による国際的協力強化に係る枠組みの構築のための審議への参画

(1) G8における国際組織犯罪対策

ア G8司法・内務閣僚級会合における協議・検討（5月）

イ G8国際組織犯罪対策上級専門家会合における協議・検討（2月、4月、11月）

(2) 刑事に関する共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間の条約交渉（6月）

3 推進状況

(1) G8における国際組織犯罪対策

ア G8司法・内務閣僚級会合における協議・検討（5月）

国際組織犯罪対策への政治的取組みを強化するため、G8及び欧州連合の司法・内務大臣が出席して開催されている会合。平成10年のテレビ会議を含め、これまでに6回開催されている（15年を含む。）。

15年はフランス共和国パリ市において開催され、国際社会におけるテロとの闘い、重要情報インフラ防護、児童ポルノ、司法協力等について各国閣僚等と協議した。

イ G8国際組織犯罪対策上級専門家会合における協議・検討（2月、4月、11月）

G8国際組織犯罪対策上級専門家会合（リヨン・グループ）は、平成7年のハリファックス・サミットにおいて設立が決定された、G8各国の組織犯罪対策のハイレベル担当官によって構成される政府間会合であり、国際組織犯罪対策のための国際協力の枠組み作りのため、法執行プロジェクト、ハイテク犯罪、司法協力及び移民専門家の各サブグループを置いて、各分野における刑事法制や法執行協力の在り方等について検討を進めている。

15年4月には「重要情報インフラ防護に関するG8原則」、「犯罪資産の追跡可能性、凍結、差押え及び没収に関するベストプラクティス」を策定した。

(2) 刑事に関する共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間の条約交渉（6月）

刑事に関する共助の分野における日米両国の協力を一層実行あるものとし、そのような協力により日米両国において犯罪と戦うことに貢献することを目的に、

平成 11 年 2 月から条約交渉が正式に開始され、15 年 6 月に最終合意に至った。

4 政策効果等の分析

- (1) G 8 司法・内務閣僚級会合における「重要情報インフラ防護に関する G 8 原則」
「犯罪資産の追跡可能性、凍結、差押え及び没収に関するベストプラクティス」
「DNA情報の利用と共有に関する G 8 原則」の採択（5 月）

これらの文書の採択によって、それぞれの分野に関する G 8 各国の取組みの一層の強化と国際的連携の拡充が図られることとなった。

- (2) 刑事に関する共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間の条約への署名

平成 15 年 8 月 5 日、ワシントンにおいて、国家公安委員会委員長、法務大臣及び駐米大使と米国司法長官との間で署名が行われた。

この条約は、一方の締約国が他方の締約国の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続について共助を実施すること、そのための枠組みとして中央当局を設置し、相互の連絡を直接行うことなどを定めるものである。

この条約の締結により、我が国から米国に対して請求できる共助が米国において一層確実に実施されることを確保できるとともに、共助に関する連絡を中央当局間で行うことにより共助の迅速化が期待できる。

5 今後の課題

国際的協力強化のための枠組みの構築に当たっては、これまでも我が国における国際組織犯罪対策との整合性について常に留意してきたところであるが、深刻化する来日外国人犯罪及び国際組織犯罪の現状等にかんがみ、一層実務に即したものとしていく必要がある。

6 政策所管課

国際課、国際捜査管理官

行政課題 警察改革の推進

評価の対象とする施策の名称 第3 新たな時代の要請にこたえる警察の構築

1 暴力団犯罪その他の組織犯罪との対決－e

1 政策の内容

内外の関係機関相互の協調体制構築による共同行動の推進

〔 入国管理局、海上保安庁、税関等国内関係機関及び海外関係機関との連携を強化することにより、暴力団犯罪その他の組織犯罪の検挙を推進する。 〕

2 実施事項

- (1) 国際組織犯罪等対策推進本部を通じた関係省庁と連携した施策の推進
- (2) 外国人労働者問題啓発月間における啓発活動の実施
- (3) 平成16年警察法改正により、国際刑事警察機構(ICPO)、外国の警察行政機関その他国際的な警察に関する関係機関との連絡に関することを、国家公安委員会がつかさどる事務として規定(警察法第5条第2項第8号の新設)。

3 推進状況

(1) 警察庁における内外関係機関との連携状況

○ 国際組織犯罪等対策推進本部を通じた関係省庁と連携した施策の推進

急増している国際組織犯罪等に対して、関係行政機関の緊密な連携を確保するとともに、有効適切な対策を総合的かつ積極的に推進することを目的として、平成13年7月に、内閣に国際組織犯罪等対策推進本部が設置され、国家公安委員会委員長が副本部長として参加している。平成15年には、第6回(9月)会合が開催され、最近の国際組織犯罪等をめぐる情勢や諸対策の進捗状況等について意見交換を行い、今後推進すべき取組みの見直しを図った。今回、様々な機関によって担われる水際対策について、現場レベルにおける連携の更なる強化を図るため、「空港・港湾における水際対策幹事会」が設置されることとなった。

○ 外国人労働者問題啓発月間における啓発活動実施

警察庁を含む関係12省庁は、「外国人労働者問題関係省庁連絡会議」を開催し、外国人労働者を中心とする外国人受入れに関する諸問題につき検討を行った(4月、12月)。

会議では、各省庁の施策、取組み及び現状認識についての情報交換を行うとともに、6月を、政府の「外国人労働者問題啓発月間」として設定し、更に警察では法務省及び厚生労働省と合同で、主要な事業主団体等を通じ、傘下団体・会員企業等に対して不法就労防止への協力を要請するなど民間協力の確保に努めたほか、全国の警察において各種の啓発活動を行った。

(2) 都道府県警察で行われた内外関係機関との連携状況

- ベトナム人密輸グループによる麻薬及び向精神薬取締法違反事件(大阪・兵庫)
両県警察は、大阪税関関西空港税関支署との合同により、平成15年6月までに、

ベトナムの犯罪組織を背景に同国から大量のヘロインを密輸し本邦に在留するベトナム人らに販売していたとみられる密輸グループを解明し、首謀者のベトナム人3人（男2人、女1人）並びに運び屋などとして日本人男女各1人、ベトナム出身のオーストラリア人男2人、同カナダ人男1人及びベトナム人ら合計19人を麻薬及び向精神薬取締法違反（営利目的輸入等）等で逮捕するとともに、ヘロイン合計約5キログラム（末端価格3億円相当）等を押収した。

○ 中国人グループによる強盗殺人・死体遺棄等事件（福岡）

福岡県警察は、平成15年6月、福岡市内で発覚した一家4名に対する強盗殺人、死体遺棄等事件に関し、中国公安局との連携により、平成16年1月、中国人男1人を強盗殺人・死体遺棄で逮捕した。

なお、犯行後中国に帰国した共犯者の中国人男2人は、中国公安局が身柄を拘束した。

4 政策効果等の分析

（1）効果

- 推進状況に示すとおり、警察庁及び都道府県警察における内外関係機関との情報交換及び捜査協力によって、組織犯罪の検挙が推進されていると考えられる。
- 平成16年警察法改正により、国家公安委員会の管理の下、警察庁自身が日本警察を代表し、自らの責務として外国の機関や国内の関係機関と連絡・折衝に当たることが明確化された。また、都道府県警察に対し、外国から入手した情報の管理や外国の領域における行動について、警察庁が従来より強く関与することも可能となった。

（2）問題点

年々深刻化する国際組織犯罪等に的確に対処するためには、水際において、指名手配者や薬物事犯等に係る容疑者をいち早く把握し、検挙等の措置を講じる必要があるが、近年、入国者が膨大な数に上っており、現在の仕組みでは、手配者や容疑者を把握することが困難になってきている。

5 今後の課題等

引き続き、入国管理局等の内外関係機関との情報交換及び捜査協力を推進するとともに、水際における手配者や容疑者の把握に必要な体制を整備する。

6 政策所管課

国際捜査管理官

行政課題 警察改革の推進

評価の対象とする施策の名称

第3 新たな時代の要請にこたえる警察の構築

2 サイバー犯罪等ハイテク犯罪対策の抜本的な強化

1 政策の内容

- ・ 警察庁及び管区警察局におけるサイバーフォースの設置を始めとする警察情報通信組織の改編
- ・ 監視・緊急対処体制の整備強化
サイバーテロに対する監視・緊急対処体制を整備強化し、その対策技術的見地からの支援を含め的確に推進することにより、国民の信頼回復を図る。

2 実施事項

- (1) サイバーテロ対策の体制強化及び重要インフラ事業者等の訪問
「サイバーテロ対策の強化」（平成14年12月20日付、警察庁丙備企発第69号ほか）により、重要インフラ事業者等と警察との連絡・連携体制の強化を要請した。
- (2) コンピュータセキュリティに係る広報・啓発活動
警察庁セキュリティポータルサイト（@police）を開設し、広く国民へコンピュータセキュリティに係る情報やリアルタイム定点観測情報を迅速かつ的確に提供した。
- (3) サイバー犯罪及びサイバーテロ対策に係る研修
サイバー犯罪対策又はサイバーテロ対策に従事する警察官及び技術職員を対象として、捜査手続及び技術的知識を習得するための専科教育等を実施した。
- (4) 海外法執行機関等との連携
海外法執行機関等との連携を図るため、国際会議を積極的に参加するとともに、アジア地域の法執行機関を招集し、サイバー犯罪に係る国際会議を主催した。
- (5) 重要インフラ事業者等への情報提供
サイバー空間における情報を集約した「我が国におけるインターネット治安情勢の分析について」を定期的に発出し、重要インフラ事業者等への情報提供を実施した。
- (6) 都道府県警察に対する技術支援体制の強化
都道府県警察に対するサイバー犯罪対策に係る技術支援体制を強化するため、都道府県（方面）情報通信部に情報技術解析課を設置した（平成16年4月）

3 推進状況

- (1) サイバーテロ対策の体制強化及び重要インフラ事業者等の訪問状況
 - 全国の都道府県警察にサイバーテロ対策プロジェクトが確立した。
 - 平成15年中に全国重要インフラ事業者等457団体を訪問した。
 - 警視庁、大阪府警察、広島県警察に続き、平成15年11月、香川県警察において、サイバーテロ対策協議会を設置した。
- (2) コンピュータセキュリティに係る広報・啓発活動
 - いわゆる「ブラスター・ワーム」が蔓延した際には、サイバーフォースが24時間体制でサイバー空間の情勢を把握する体制を確立しているため、蔓延の兆候を

- いち早く察知し、@policeにおいて速やかに情報提供を実施した。
- 平成15年10月、インターネット定点観測情報（全国の警察施設に設置された不正侵入検知システム及びファイアウォールで検出したアクセス（件数）を集計したもの）の提供を開始。当初は1日2回の更新頻度であったが、12月以降、1時間に1回と、更新間隔の短縮を図った。
 - 全国の警察施設への不正アクセス動向を取りまとめ、分析を加えた「我が国におけるインターネット治安情勢の分析について」を年報、四半期報に加え、平成15年7月からは月報の提供も開始した。
- (3) サイバー犯罪及びサイバーテロ対策に係る研修状況
- サイバー犯罪に係る研修状況

警察庁、管区警察局及び都道府県警察において、サイバー犯罪対策に従事する警察官及び技術職員を対象として、サイバー犯罪の防止及び捜査を行うために必要となる手続や技術的知識を習得させるための専科教育を11回（警察庁3回、その他8回）実施した。※ 警察庁(36名)、その他(105名)
 - サイバーテロ対策に係る研修状況

警察庁において、サイバーテロ対策に従事し、又は従事する予定のある警察官及び技術職員を対象として、サイバーテロの未然防止策及び関連事案の捜査に関する基礎知識・技能を習得させるための専科教育を2回（警察庁1回、その他1回）実施した。※ 警察庁(15名)、その他(25名)

警察庁において、全国の都道府県警察のサイバーテロ対策要員を対象に、サイバー攻撃及びその防御並びにサイバー攻撃の有無の確認等に資する知識・技能を修得するための民間委託研修を含む専科教育を実施した。

※ 対象：都道府県警察サイバーテロ対策要員（警察官）45名
教育期間：H15.11月～12月7週間（45名）

警察庁及び管区警察局のサイバーフォース要員に対して、情報通信システムを構成するハードウェア、OS、各種アプリケーションに係る詳細な知識等民間の最先端技術を習得させるための教育・訓練を実施した。

※ 対象：サイバーフォース要員67名
教育期間：H15.1月～3月12週間（36名）
H15.4月～12月11週間（31名）

米国及び英国の捜査機関等に、延べ16名のサイバーフォース要員を派遣し、サイバー犯罪への技術的対応・手法に関するトレーニングを実施した。
 - 海外法執行機関等との連携
 - ・ アジア地域サイバー犯罪捜査技術会議

アジア地域サイバー犯罪捜査技術会議を主催し、アジア地域における各国（9か国・1地域：日本を含む。）にサイバー犯罪捜査等に係る技術情報等を提供、共有した。
 - ・ G8国際組織犯罪対策上級専門家会合（リヨン・グループ）ハイテク犯罪サブグループ

平成9年12月のG8司法・内務閣僚級会合で策定された「ハイテク犯罪と闘うための原則と行動計画」等に基づき、ハイテク犯罪に関する国際捜査協力や各国国内の体制整備に関する議論に積極的に参加した。
- (4) 技術支援に係る資機材の整備
- 都道府県警察に対する技術支援を実施するために使用する現場活動用資機材を都道府県（方面）情報通信部に整備
 - 電磁的記録等を解析するために使用するファイル復元用資機材を管区警察局情報通信部に整備。
- 4 政策効果等の分析

(1) 効果

- 重要インフラ事業者等の訪問又はサイバーテロ対策協議会の開催等により、適切な指導・助言を実施したことにより、セキュリティに対する意識が高まり、自主的に対策に取り組むようになった。また、警察との連絡窓口を確立することができた。
- @policeにおいて、セキュリティ情報やインターネット定点観測情報等を提供することにより、国民及びインターネットプロバイダ等が自ら諸対策を講じる上での情報共有が可能となった。
また、「我が国におけるインターネット治安情勢」を提供することにより、重要インフラ事業者等が、分析情報からサイバー空間での動向を捉えることができ、短期及び長期的なセキュリティ対策が可能となった。
- サイバー犯罪及びサイバーテロ対策に係る研修を実施したことにより、警察官及び技術職員の技術力が向上し、高度な知識を要する事案に対しても適切に対応することが可能となった。
- サイバー犯罪及びサイバーテロ対策に関する国際会議を主催するとともに、積極的に参加することにより、海外法執行機関との連携を確立し、また、情報共有することにより、先進的な技術情報を得ることができた。
- 各種資機材を整備することにより、技術的に高度化・複雑化しているサイバー犯罪、サイバーテロに的確に対応することが可能となった。

(2) 問題点

- コンピュータに係る技術の発展は、日進月歩であり、新しい技術により国民は利便性を享受することができるようになるが、その一方で、新しい技術を悪用した犯罪が発生する。警察としてそれらに適切に対処していくためには、常に最新かつ高度な技術力を維持している必要があるが、この種の知識の修得には、技術レベルに相応した時間が必要である。
- 技術に加えて、各種活動を実施する上で、最新の資機材が必要となるが、情報通信技術分野においては資機材の陳腐化が早く、予算面での配慮が必要となる。
- 情報の収集の遅れは、対応の遅れにもつながることから、この種の分野で先進する欧米等において、最新の技術情報を素早く収集するための枠組みを確立する必要がある。そのため、国際会議等、国際的な枠組みに参画し、国際連携を強化する必要がある。
- セキュリティに対する国民及び重要インフラ事業者等の理解を深めるためには、積極的かつ継続的な取り組みが求められる。

5 今後の課題等

- 警察庁の組織改編（平成16年4月）により生活安全局に設置された情報技術犯罪対策課と綿密な連携を図り、各種施策の効果的な推進を図る。
- 都道府県（方面）情報通信部情報技術解析課の設置、資機材の充実・強化を図りつつ、技術的に巧妙化するサイバー犯罪に国としての的確に対応できる体制を確保するとともに、都道府県警察との連携強化を図る。
- サイバー空間における情報収集・分析能力の強化、技術職員の技術能力の向上、重要インフラ事業者等との連携強化を進め、緊急対処のための更なる態勢の強化を図る。
- @policeや重要インフラ事業者等への訪問を通じて、情報共有を積極的に行うとともに、更なる連携強化を実現するための取り組みを提供する。
- 国際会議等に積極的に参画し、情報収集・情報提供を行い、国際連携を強化するとともに、国際的に共通の技術基盤作りを推進する。

6 政策所管課

警備企画課、情報通信企画課、情報技術解析課

行政課題 警察改革の推進

評価の対象とする施策の名称

第3 新たな時代の要請にこたえる警察の構築

3 広域犯罪への的確な対応

1 政策の内容

広域犯罪に的確に対応するために、平素から広域犯罪を想定した訓練を実施するなどにより、広域犯罪が発生した際に迅速・的確な捜査を行って被疑者を検挙する。

2 実施事項

(1) 自動車ナンバー自動読取システム(※1)の増強整備

(2) 共同・合同捜査(※2)の推進

※1 自動車ナンバー自動読取システムとは、走行中の自動車ナンバーを自動的に読み取り、手配車両のナンバーと照合するシステムである。

※2 「共同捜査」とは、指揮系統の一元化は行わないが、捜査事項の分担やその他捜査方針の調整を図りつつ捜査を行うものであり、「合同捜査」は、広域重要犯罪の発生時に、指揮系統を一元化し、関係都道府県警察が一体となって捜査を行うものである。

3 推進状況

(1) 自動車ナンバー自動読取システムの増強整備

ア 整備状況

自動車ナンバー自動読取システムは、昭和61年度に整備を開始し、平成15年度までに580式を整備した。

【整備状況】

	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
整備数	535	540	550	580	580

イ 自動車ナンバー自動読取システムを活用した検挙状況

【事例】

- ① 盗難車両のナンバーを、自動車ナンバー自動読取システムが読み取ったため、配備中の地域警察官が職務質問を実施し、窃盗事実を自供した運転者を緊急逮捕した。
- ② ひき逃げ事件で緊急配備中の車両ナンバーを、自動車ナンバー自動読取システムが読み取ったため、パトカーで検索して対象車両を捕捉、運転者を緊急逮捕した。

【参考】自動車ナンバー自動読取システムにより盗難車両を捕捉し、検挙した件数

	11年	12年	13年	14年	15年
盗難車両検挙件数	1,468	1,404	1,349	1,273	1,126

(2) 共同・合同捜査の推進

ア 都道府県警察における共同・合同捜査の実施

広域重要事件の継続捜査にあっては、関係都道府県警察が共同捜査又は合同捜査による組織的、効率的な捜査を推進し、事件の早期解決を図っている。

イ 共同・合同捜査を実施した検挙状況

【事例】

- ① ブラジル人グループによる建設用発電機等対象広域組織窃盗事件（警察庁登録組織窃盗第 50 号事件）（兵庫、福井、京都、奈良）

平成 12 年 5 月から平成 15 年 5 月までの間、ブラジル人の男らが、ブラジル人を中心とした窃盗グループを組織し、倉庫や資材置場等から建設用発電機やユニック付きトラック等を窃取する窃盗事件を広域にわたり敢行していた上、窃取した建設用発電機等をナイジェリア等へ不正に輸出していた事案。

犯行が広域にわたっていたことから、合同捜査を実施し、首謀者を含む 24 名を検挙、13 府県にわたる窃盗等 278 件（被害総額 10 億 8,070 万円相当）を解決し、窃盗組織を壊滅した。

- ② 中国人及び日本人グループによるピッキング用具等使用広域窃盗並びに通帳換金詐欺事件（警察庁登録組織窃盗第 52 号事件）（警視庁、福岡、大分、熊本共同捜査）

平成 11 年 6 月から平成 14 年 6 月までの間、中国人の男らが、上海市出身者を集めて犯罪グループを組織し、窃盗実行犯グループがアパート、マンションを対象にピッキング用具を使用した空き巣狙い等を敢行し、預貯金引き下ろしグループが盗難預貯金通帳を使用して不正に預貯金を引き出す詐欺等を敢行していた事案。

犯行が広域にわたっていたことから、共同捜査を実施し、首謀者を含む 38 名を検挙、11 都道県にわたる窃盗、詐欺等 222 件（被害総額 2 億 8,825 万円相当）を解決し、組織を壊滅した。

4 政策効果等の分析

（1）自動車ナンバー自動読取システムの増強整備

ア 効果

窃盗組織による盗難車両の運搬方法の巧妙化等により、自動車ナンバー自動読取システムにより盗難車両を捕捉し、検挙した件数は減少しているものの、依然として多くの盗難車両を捕捉し検挙に結び付けている。

また、犯行後、被疑者が自動車により逃走を図った殺人や、自動車を利用し連続的に敢行された強盗等の重要犯罪の検挙にも多大な効果を上げている。

イ 問題点

捜査上有効であるのにもかかわらず、全国的に整備数が十分であるとはいえないことから、早急に増強整備していく必要がある。

（2）共同・合同捜査の推進

共同・合同捜査が実施されることにより、関係都道府県間において情報を迅速に交換したり、捜査を分担して行うなど、複数の都道府県にわたる事件の捜査が効率的に推進され、早期解決につながっている。

5 今後の課題等

広域事件等に的確に対応するために、今後も自動車ナンバー自動読取システムを増強整備していくとともに、関係都道府県警察において積極的に共同・合同捜査を実施するなどして、より一層関係都道府県間の連携を強化していく必要がある。

6 政策所管課
刑事企画課

行政課題 警察改革の推進

評価の対象とする施策の名称 第3 新たな時代の要請にこたえる警察の構築
4 安全かつ快適な交通の確保－a

1 政策の内容

道路交通のIT化、バリアフリー化の推進

〔道路交通のIT化、バリアフリー化に資する特定交通安全施設等整備事業を推進することにより、交通の安全と円滑の確保、環境負担の低減を図る。〕

※ 本事業のうち政策評価の対象とした事業項目の名称・内容は、別添1のとおりである。

2 実施事項

(1) 社会資本整備重点計画法案を国会に提出。(平成15年3月31日公布、4月1日施行)

(2) 社会資本整備重点計画を作成。(同年10月10日閣議決定)

※ 社会資本整備重点計画において設定された都道府県公安委員会が平成19年度までの5年間に実施する特定交通安全施設等整備事業に係るアウトカム目標は、別添2のとおりである。

(3) 特定交通安全施設等整備事業を実施すべき道路を指定。(同年7月11日)

(4) あんしん歩行エリア及び事故危険箇所を指定。(同年7月11日)

(5) 路側帯拡幅等による交通事故抑止対策実施要領を制定。(同年10月8日)

(6) 視覚障害者用付加装置に関する設置・運用指針を制定。(同年10月22日)

3 推進状況

(1) 平成14年度・15年度の特定交通安全施設等整備事業による主な交通安全施設の整備基数

ア IT化に資する主な交通安全施設

	平成14年度の整備基数	平成15年度の整備基数
集中制御化	2,589	2,328
情報収集提供装置	4,967	3,914
交通情報板	184	146

(注) 14年度の整備基数は、13年度2次補正予算による整備分を含む。

イ バリアフリー化に資する主な交通安全施設

	平成14年度の整備基数	平成15年度の整備基数
歩行者感応化	74	70
視覚障害者用付加装置	905	838
高齢者等感応化	540	369
音響式歩行者誘導付加装置	239	150
歩行者支援装置	—	54

(注1) 14年度の整備基数は、13年度2次補正予算による整備分を含む。

(注2) 歩行者支援装置については、平成15年度から特定交通安全施設等整備事業の事業項目として加えられた。

(2) 特定交通安全施設等整備事業に係る予算額 (単位：百万円)

	平成14年度	平成15年度
当初予算	34,100	35,000
補正予算	3,001	—

(注) 予算額は、事業費ベースである。

4 政策効果等の分析

(1) 効果

道路交通のIT化、バリアフリー化に資する事業を含む特定交通安全施設等整備事業による死傷事故発生件数の抑止効果、交通円滑化効果及び二酸化炭素排出量の削減効果については、「第2『国民のための警察』の確立、2 国民の身近な不安を解消するための警察活動の強化－b」で記載したとおりである。

(2) 必要性、有効性、優先性等からの検討

道路交通のIT化、バリアフリー化に資する事業を含む特定交通安全施設等整備事業は、交通の安全と円滑化の確保及び環境負荷の低減に高い効果を発揮しており、国民の安全で安心できる生活環境を確保するため、引き続き推進する必要がある。

5 今後の課題等

交通を取り巻く情勢は依然として深刻なことから、今後とも、新たな長期計画である社会資本整備重点計画に即して、死傷事故の抑止や交通の円滑化等に高い効果を発揮する特定交通安全施設等整備事業を一層重点的、効果的かつ効率的に推進し、道路交通のIT化、バリアフリー化を進める。

6 政策所管課

交通規制課

○IT化に資する主な特定交通安全施設等整備事業

事業項目	事業内容
・ 集中制御化 ・ 情報収集提供装置 ・ 交通情報板	・ 車両感知器等によって収集した渋滞情報等を基に、複雑に交差する都市内の道路や交通量の多い幹線道路の信号機を、交通管制センターのコンピュータにより面的に制御する ・ 通過車両を感知して交通量等を測定するとともに、車載のカーナビゲーション装置等と交通管制センターの間の情報のやりとりを媒介する路上設置型の赤外線通信装置をいう ・ 路側等に設置され、交通規制、交通渋滞、交通事故、う回路に関する情報等を文字又は図形により運転者に提供する表示板

○バリアフリー化に資する主な特定交通安全施設等整備事業

事業項目	事業内容
・ 歩行者感应化 ・ 視覚障害者用付加装置 ・ 高齢者等感应化 ・ 音響式歩行者誘導付加装置 ・ 歩行者支援装置	・ 横断歩行者を感知した場合は歩行者用信号の青時間を延長し、感知しない場合は短縮する ・ 歩行者用信号の青表示を音響（電子音による鳥の鳴き声等）により視覚障害者に知らせる ・ 高齢者や身体障害者等が、専用の押ボタンや携帯する専用の発信器を操作することにより、歩行者用信号の青時間を延長する ・ 視覚障害者等の横断歩行者に対して、チャイム等の音響により歩行者青信号の開始を知らせる ・ 高齢者や視覚障害者が横断歩道を歩行する際、信号の状態等の音声情報等を提供すること等により、安全・安心かつ快適な移動ができるように支援する

社会資本整備重点計画に定められた重点目標 国家公安委員会 警察庁関係部分))

① 暮らし 少子 高齢社会に対応したバリアフリー社会の形成等

- 1日当たりの平均利用者数が5,000人以上の旅客施設の周辺等の主な信号機のバリアフリー化の割合

【信号機 約4割(H14) → 約8割(H19)】

② 安全 総合的な交通安全対策及び危機管理の強化

- 道路交通における死傷事故率

【18件／億台キロ(H14) → 約1割削減(108件／億台キロ)(H19)】

- ・ あんしん歩行エリアの整備 注1)により、道路管理者と連携してH19までにエリア内の死傷事故を約2割抑止
- ・ 事故危険箇所対策 注2)の推進により、道路管理者と連携してH19までに対策実施箇所の死傷事故を約3割抑止
- ・ 信号機の高度化等により、H19までに死傷事故を約44,000件抑止

③ 環境 地球温暖化の防止

- 運輸部門におけるCO₂排出削減量

【地球温暖化対策推進大綱に基づき約4,530万t-CO₂を削減 (H22)】

- ・ 信号機の高度化等により、H19までにCO₂の排出量を約70万t-CO₂抑止

④ 活力 都市交通の快適性、利便性の向上

- 信号制御の高度化により短縮される交差点等の通過時間

【H19までに対策実施箇所において約1割短縮】

注1) あんしん歩行エリアの整備 :死傷事故発生割合の高い地区約1,000か所を指定の上、面的かつ総合的な事故抑止対策を実施

注2) 事故危険箇所対策 :死傷事故発生率が高く、又は死傷事故が多発している交差点・単路約4,000か所を選定の上、集中的に交通安全施設等を整備

行政課題 警察改革の推進

評価の対象とする施策の名称 第3 新たな時代の要請にこたえる警察の構築

4 安全かつ快適な交通の確保－b

1 政策の内容

凶悪化する暴走族に対する対策の強化

暴走族は、深夜の爆音暴走を繰り返すだけでなく、凶悪事件等も引き起こしており、暴走族に対する国民の取締要望も踏まえ、取締り等各部門が連携した暴走族対策を推進することにより、暴走行為等を抑止し、市民生活の平穏と安全を確保する。

2 実施事項

(1) 平成 13 年 2 月の暴走族対策関係 8 省庁による「暴走族対策の強化についての申合せ」等に基づく総合的な対策を実施。

「暴走族取締強化期間の実施及び総合的な暴走族対策の推進について」（平成 15 年 4 月 24 日警察庁丙交指発第 11 号）により、各部門が有機的に連携した総合的な暴走族対策を指示し、

○ 360 グループを解散させ、9,979 人の離脱・脱退を支援する一方、309 グループ 6,494 人を新規に把握。

○ 少年サポートセンター、地域住民と連携し、元暴走族構成員に対する離脱立直り支援活動（通学路の清掃、公共施設に対する落書き消し等）を実施。

(2) 地域における暴走族対策の推進のため、地方公共団体における暴走族条例の制定・運用への協力のほか、中学・高校における暴走族加入阻止教室等の開催等、少年サポートセンターや地域住民と連携した活動を推進。

(3) 暴走族捜査の指揮・管理能力向上のため、警察大学校で指定職種任用科を実施。

(4) 暴走族集団暴走事案検挙に資するため、平成 15 年度予算で、暴走族取締用車両 20 台を都道府県警察に配備したほか、暴走族視察・内偵用車載ビデオ 20 台、暴走族用阻止柵 20 台、封鎖用エアバッグ 40 台、ストロボ付連射カメラ 20 台分の補助金を予算計上。

(5) 暴走行為を許さない環境作り

あおり行為や公共の場所における暴走行為等に対する罰則規定を盛り込んだ暴走族追放（根絶）条例の制定に積極的に協力した。

制定自治体は全国で 244（平成 15 年中 29 自治体で制定）

(6) 道路交通法改正案の一部改正

暴走族に対する国民の取締り要望に対応するため、共同危険行為等の禁止に係る規定を見直し、騒音運転等に対する罰則の新設、消音器不備に対する罰則の強化を盛り込んだ道路交通法改正案を第 159 回通常国会に提出した。

同改正案は平成 16 年 6 月 3 日成立、同年 6 月 9 日公布された。

3 推進状況

(1) 暴走族の構成員数

暴走族の構成員数は、近年減少傾向にあり、平成 15 年末現在における構成員数は 2 万 1,184 人で、前年に比べて 3,485 人減少(－ 14.1 %)した。

	11 年	12 年	13 年	14 年	15 年
構 成 員 数	28,652	27,764	26,360	24,669	21,184
指数(13 年 = 100)	109	105	100	94	80

○ 暴走族からの離脱者と新規把握者(平成 15 年)

	離脱者数	新規把握数	増減数
共同危険型	7,997	4,523	－ 3,474
違法競走型	1,982	1,971	－ 11
計	9,979	6,494	－ 3,485

(2) 暴走族のい集・走行回数

平成 15 年中のい集・走行回数は、6,239 回となり、前年に比べて 1,191 回減少(－ 16.0 %)したほか、暴走行為に参加した人員及び車両も前年と比べてそれぞれ約 26 %減少した。

	11 年	12 年	13 年	14 年	15 年
い集・走行回数	8,572	8,916	8,682	7,430	6,239
指数(13 年 = 100)	99	103	100	86	72
参 加 人 員	220,697	202,834	210,408	184,857	136,155
指数(13 年 = 100)	105	96	100	88	65
参 加 車 両	111,146	106,565	109,846	101,118	74,865
指数(13 年 = 100)	101	97	100	92	68

(3) 暴走族に関する 110 番通報

平成 15 年中の集団暴走による騒音苦情等の 110 番通報件数は、10 万 6,159 件で、前年に比べて 2 万 3,649 件減少(－ 18.2 %)した。

	11 年	12 年	13 年	14 年	15 年
1 1 0 番通報件数	142,788	148,570	146,042	129,808	106,159
指数(13 年 = 100)	98	102	100	89	73

(4) 暴走族の取締状況

検挙人員そのものは減少しているが、い集走行に参加した人員に対する割合で見ると平成 11 年が 47.3 %、15 年が 58.6 %となっている。

	11 年	12 年	13 年	14 年	15 年
検 挙 人 員	104,286	96,284	93,726	85,888	79,787
指数(13 年 = 100)	111	102	100	92	85
い集・走行人員の検挙割合	47.3 %	47.5 %	44.5 %	46.5 %	58.6 %

4 政策効果等の分析

(1) 効果

暴走族対策については、共同危険行為等の禁止違反を始めとしたあらゆる法令を適用しての取締り強化を図っているほか、関係機関・団体と連携して実施している、加入阻止・離脱支援対策等とあいまって、暴走族の構成員数、い集・走行回数や 110 番通報件数が減少しており、対策の効果が現れている。

(2) 問題点

政策についてはその効果が順調に現れているものの、依然として暴走族は集団暴走や各種犯罪を引き起こしており、住民からは多数の 110 番通報が寄せられている状況にある。また、取締り等により暴走族グループを解散させ、年間 9,979 人を離脱させている一方で、6,494 人が新規に把握されており、世代交代が行われている。

5 今後の課題等

暴走族は、構成員の総数こそ減少しているものの、依然として深夜の爆音暴走を繰り返し、対立抗争やリンチ事件、一般人や警察官に危害を加えるなど悪質な実態が見られる。また、暴走族が暴力団を「後ろ盾」としたり、暴力団から直接支配されたりするなどの状況が認められるほか、暴力団の資金源・人的供給源となるなど、関係の深まりが認められる。

今後の対策としては、警察の取締りを逃れるための証拠隠滅工作等が巧妙化し捜査環境が悪化する中で、取締体制・取締資器材を増強し、強力な取締りを推進するとともに、関係機関・団体及び少年部門と連携して、暴走族への加入阻止・離脱促進対策、車両の不正改造防止対策等を推進する。

特に、暴走族への新規加入を阻止するため、少年サポートセンターや学校等と連携しての中学生を対象とした加入阻止教室等を推進していくことが重要である。

さらに、暴走族を許さない環境作りのため、地方公共団体における「暴走族追放条例」の制定促進を図るなど、暴走族追放気運の高揚や暴走族対策への理解と協力確保に努める。

6 政策所管課

交通指導課

行政課題 警察改革の推進

評価の対象とする施策の名称 第3 新たな時代の要請に応える警察の構築

4 安全かつ快適な、交通の確保－c

1 政策の内容

手続の簡素化による国民の負担軽減

〔運転免許証の更新手続を簡素化することにより国民の負担を軽減し、その要請に応える。〕

2 実施事項

- (1) 道路交通法施行規則の改正により、都道府県公安委員会が規則で定めるところにより、写真の添付を要しないこととすることができるようにした（平成13年4月から）。
- (2) 優良運転者については、本人の住所地の警察署に限るのではなく、原則として同一の都道府県内のすべての更新窓口で申請を受け付けるよう努めることを都道府県警察に対して指導した（平成13年4月から）。
- (3) 道路交通法の改正により、優良運転者が住所地以外の公安委員会を経由して更新申請を行うことが可能となった（平成14年6月から）。
- (4) 更新期間が従来の1か月から2か月に延長された（平成14年6月から）。

3 推進状況

- (1) 更新を行った者に占める更新申請時に写真添付を省略した者の比率

	平成13年中	平成14年中	平成15年中
写真添付を省略した者の比率	58.0 %	77.8 %	82.3 %

※比率：（全国における写真添付を要しない更新申請窓口における更新申請者数／全国における更新申請者数）

- (2) 更新申請窓口に占める優良運転者が申請可能な窓口の比率

	平成13年	平成14年	平成15年
優良運転者が申請可能な窓口の比率	37.7 %	61.6 %	67.0 %

※比率：（当該窓口が所在する都道府県内の優良運転者であれば住所地を問わず申請可能な窓口数／全国の更新申請窓口数）

※表中の数値は、各年9月末の時点のものである。

- (3) 優良運転者が経由申請することのできる窓口数

	平成14年	平成15年
窓口数	77	77

※窓口数：全国において、優良運転者が経由申請することのできる窓口数

- (4) 更新予定者数に対する失効者数の比率

	11年	12年	13年	14年	15年
失効者の比率	1.91%	1.94%	1.99%	1.75%	1.18%

※比率：（失効後6月以内に、試験の一部免除により合格した者の数／全国における更新予定者数）

4 政策効果等の分析

(1) 更新を行った者に占める更新申請時に写真添付を省略した者の比率

写真添付を省略した者は、平成 15 年は約 1,309 万人であり、更新申請者数に占める割合が、平 14 年の 77.8 %から平成 15 年の 82.3 %へと 4.5 ポイント増加しており、更新者の負担の軽減が更に進んだと評価できる。

(2) 更新申請窓口に占める優良運転者が申請可能な窓口の比率

当該窓口が所在する都道府県内の優良運転者であれば住所地を問わず更新申請可能な窓口の数は、平成 15 年は 722 であり、全国の更新申請窓口に占める割合が、平成 14 年の 61.6 %から平成 15 年の 67.0 %へと 5.4 ポイント増加しており、優良運転者である更新者の負担の軽減が更に進んだと評価できる。

(3) 優良運転者が経由申請することのできる経由申請窓口数

平成 14 年から平成 15 年にかけて、全国において優良運転者が経由申請することのできる窓口数に変化はないが、平成 15 年中、3,949 件の経由申請がなされており、優良運転者である更新者の負担が軽減されていると評価できる。

(4) 更新予定者数に対する失効者数の比率

免許を失効し、失効後 6 月以内に試験の一部免除により合格した者の数は、平成 15 年は約 19 万人であり、更新予定者数に対する比率が平成 14 年の 1.75 %から平成 15 年の 1.18 %へと約 0.57 ポイント減少しており、失効に係る更新者の負担の軽減が軽減されていると評価できる。

5 今後の課題

今後も、運転免許証の更新手続の簡素化による国民負担の軽減を更に推進していくこととする。

6 政策所管課

運転免許課

行政課題 警察改革の推進

評価の対象とする施策の名称 第4 警察活動を支える人的基盤の強化

1 精強な執行力の確保と一人一人の資質の向上－a

1 政策の内容

教育の充実

〔 教育の充実を図ることにより、精強な執行力を確保するとともに、警察職員一人一人の資質を向上し、強力かつ的確な職務執行を可能とする。 〕

2 実施事項

(1) 昇任時教育期間の延長

職務倫理及び幹部に対する教育の充実を図るため、各級昇任時教育の期間を延長するなど、平成13年度から新たな教育制度による学校教育を実施。

- 巡査部長任用科 4週間⇒6週間
- 警部補任用科 5週間⇒8週間
- 警部任用科 2か月⇒3か月又は6か月

(2) 「民事不介入」についての誤った認識を払拭するための教授内容の充実

「民事不介入」についての誤った認識を払拭するため、教授内容を充実させ平成13年度から実施。

- 民事問題等に対する警察の立場についての教授内容の充実
- 採用時及び昇任時教育における告訴・告発、警察安全相談及びストーカー・配偶者からの暴力事案への対応に関する教授内容の充実
- 警部補任用科及び警部任用科において、幹部の民事問題に関する法律的理解を深めさせるための民事法授業の導入

(3) 学校教養改善検討委員会の設置と運用

平成13年5月、新教育制度を効果的に実施するため、「学校教養改善検討委員会」（委員長：警察大学校副校長）を設置し、各級警察学校で行う課程の教授内容に関する必要な調査及び研究を実施。

(4) 府県警察学校等教官選抜要綱等の制定

平成13年10月、警察学校における教育の充実を図るため、高い資質等を有する警察官を教官に任用する制度として、府県警察学校等教官選抜要綱及び同推薦基準（任用基準）等を制定。

(5) 一般職員に対する学校教育及び警察官の部門別任用時教育の改善

一般職員に対する職務倫理教育と管理教育の充実を図るため、教授内容を見直し、総授業時間の拡充等の改善を行い、平成14年度から実施。

また、生活安全、刑事、交通、警備の各専門部門に新たに任用される警察官に対する部門別任用時教育についても、職務倫理教育等の充実を図るため、教授内容を見直し、平成14年度から実施。

(6) 長期間学校教育を受けていない者に対する教育の実施

平成14年8月、5年以上にわたり警察学校における教育を受けていない職員を対象に、

職務倫理教育及び被害者対策・警察安全相談等警察活動における重要課題に関する教育を充実させるため、「長期未入校者教養実施要領」を制定。

(7) 第一線の執行力を強化するための教育の改善

平成14年10月、第一線の執行力を強化するため、従来の体力検定制度を抜本的に見直し、一人一人の警察官の基礎体力の維持向上と健康増進を図ることを目的とした新警察体力検定「JAPPAT」（ジャパット）を導入。

3 推進状況

(1) 教育期間の延長により、ゼミ授業及び部外有識者による授業を拡充し、実務能力及び管理・指導能力を養成するための教育が充実された。また、幹部に強く求められる職務倫理の実践及び指導に必要な教育が推進されている。

(2) 「民事不介入」についての誤った認識を払拭するための教授内容を拡充し、関係法令のほか、ストーカー、配偶者からの暴力、児童虐待等の事例を取り入れた教育を実施することにより、この種事案の対処要領及び解決に必要な知識の修得が図られている。

(3) 各分野別の分科会における調査・研究を基に、随時、学校教養改善検討委員会を開催（平成13年度から7回開催）し、各級警察学校で行われる各課程の教授内容等に関する協議を実施している。

(4) 府県警察学校等教官選抜要綱及び同推薦基準（任用基準）等を受け、各都道府県においては、府県の実情に応じた独自の教官任用制度を定めている。

また、教官任用前の警察大学校教官養成科入校を制度化し、平成14年度から同養成科を1期増設して、年間6期実施している。

(5) 一般職員に対する学校教育を改善したことにより、平素、警察官と一体となって業務を行う一般職員について、それぞれの職務に必要な知識・技能等を修得させ、同時に警察職員としての職責の自覚と使命感を高めさせるための教育が推進されている。

また、部門別任用時教育を改善したことにより、新たに生活安全、刑事、交通、警備の各専門部門に配置される警察官にその職責を自覚させるとともに、必要な専門知識・技能を修得させる教育が推進されている。

(6) 「長期未入校者教養実施要領」を定めたことにより、長期にわたり警察学校に入校していない警察職員に焦点を当てた倫理教育及び実務教育が推進され、これらの者に対し「職務倫理の基本」を再認識させるとともに、警察活動における重要課題等に関する教育が推進されている。

(7) 平成15年度から新警察体力検定「JAPPAT」（ジャパット）を実施し、同年度中は、全警察官中97,737名が受検した（受検率41.6%）。

4 政策効果等の分析

(1) 効果

○ 学校教養改善検討委員会における調査・研究により、社会情勢等に応じた最新かつ実践的な教授内容への見直しを図られ、各級警察学校における教育の整合性と一貫性を考慮した効果的な教育が行われている。

○ 警察学校教官任用手続の制度化により、教官として適格性のある優れた人材の登用が

図られている。

(2) 問題点

一部の府県においては、緊急増員や大量採用等により警察学校の収容能力に不足を生じていることから、長期末入校者教育について、対象者全員を入校させることができない場合がある。そのため、これらの府県では、未入校期間の長い者を優先して計画的に入校させるとともに、同様の内容で警察学校以外の施設において研修を実施するなどの措置を講じている。

5 今後の課題

- 教授内容につき入校学生の理解及び修得をより確実にするため、学校教養改善検討委員会の活動を更に充実させ、教育技法、教材等の調査・研究を実施し、警察学校における教育の更なる質的向上に努める。
- 「JAPPAT」は、運動強度の高い無酸素運動であることから、受検に当たっては健康チェックや準備運動を確実に行わせることはもちろんのこと、普段から全警察官が受検に備えた「自主的な事前トレーニング」に取り組むなど、警察官等の基礎体力の向上と健康の増進に努める。

6 政策所管課

人事課

行政課題 警察改革の推進

評価の対象とする政策の名称 第4 警察活動を支える人的基盤の強化

1 精強な執行力の確保と一人一人の資質の向上－b

1 政策の内容

I 種採用者等の人事管理の見直し

〔I 種採用者等について、現場経験の充実を図るなど育成方策を見直すこと〕
により、一人一人の資質の向上を図る。

2 実施事項

(1) I 種採用者の警視昇任時期の延伸

I 種採用者については、若い時期における現場経験を充実させるため、警視昇任を従来の4年目から段階的に遅らせることとし、遅らせた期間については、警部補の階級における第一線警察署等勤務の延長と警部の階級における警察署課長代理等勤務に充当している。

(2) 警察本部長等に対する組織管理者研修の実施等

新たに警察本部長に登用する者については、任命に先立って警察庁の人事検討委員会を開催してその者の適格性を組織的に検討するとともに、登用前に組織管理者研修を実施して各種業務運営に当たって把握すべき事項等を教育するなど、的確な人事管理に努めている。

(3) いわゆる推薦者の警察本部長等への積極的登用

いわゆる推薦者（都道府県警察採用の優秀な警察官で、当該都道府県警察の推薦に基づき警部等の階級で警察庁に中途採用された者）について、警察本部長等への積極的な登用を行っている。

3 推進状況

(1) I 種採用者の警視昇任時期の延伸の実施状況

(ア) 警部補段階での各都道府県警察勤務期間の延長状況（別紙1参照）

・ 平成10年採用者	約9か月
・ 平成11年採用者	約10か月
・ 平成12年採用者	約12か月
・ 平成13年採用者	約13か月
・ 平成14年採用者	約13か月
・ 平成15年採用者	約14か月

(イ) 警部段階での各都道府県警察勤務状況（別紙2参照）

・ 平成12年1月現在	計0名
・ 平成13年1月現在	計2名
・ 平成14年1月現在	計3名
・ 平成15年1月現在	計2名
・ 平成16年1月現在	計2名

(ウ) 警視への昇任まで期間の延伸状況

- ・ 平成 8 年 採用者 (延伸前) 4 年目警視昇任 (平成 11 年)
- ・ 平成 9 年 採用者 5 年目警視昇任 (平成 13 年)
- ・ 平成 10 年 採用者 6 年目警視昇任 (平成 15 年)
- ・ 平成 11 年 採用者 7 年目警視昇任予定 (平成 17 年)

(2) 警察本部長等に任用する際の人事検討委員会の開催状況及び組織管理者研修の実施状況

- ・ 人事検討委員会 (警察改革要綱策定以来) 計 15 回開催
- ・ 組織管理者研修 (警察改革要綱策定以来) 計 4 回開催

(3) いわゆる推薦者の登用状況 (別紙 3 参照)

- ・ 平成 12 年 1 月現在 警察庁課長 0 名、警察本部長等 2 名
- ・ 平成 13 年 1 月現在 警察庁課長 2 名、警察本部長等 3 名
- ・ 平成 14 年 1 月現在 警察庁課長 3 名、警察本部長等 4 名
- ・ 平成 15 年 1 月現在 警察庁課長 2 名、警察本部長等 6 名
- ・ 平成 16 年 1 月現在 警察庁課長 1 名、警察本部長等 5 名

4 政策効果等の分析

【効果】

- 警部補期間の延長等により、交番勤務、刑事勤務、交通勤務、生活安全勤務等の現場経験の充実が図られた。
- 警視への昇任を延伸することにより、県警察の課長に就任する以前に警察庁における行政官、第一線警察署課長代理、海外留学等の多様な経験を積ませている。
- 厳格な人物審査、推薦者の積極的な登用等により、適材適所の人事配置が図られた。

5 今後の課題

- これまでの見直し内容の実態を踏まえ、適切な見直しの在り方について今後更に検討を進める必要がある。
- 公務員制度改革における人事制度の抜本的見直しを踏まえ、警察庁の I 種採用者等の人事評価、育成方策等についても今後更に検討を進める必要がある。

6 政策所管課
人事課

I 種 採 用 者 の 警 部 補 期 間 の 延 長

○ 平成10年採用者以前

7ヶ月

9ヶ月

警察署勤務			本部勤務
地域課	刑事課	交通課又は生活安全課	同一の所属

○ 平成11年採用者

7ヶ月

10ヶ月

警察署勤務			本部勤務
地域課	刑事課	交通課又は生活安全課	同一の所属

○ 平成12年採用者

9ヶ月

12ヶ月

警察署勤務			本部勤務
地域課	刑事課	交通課又は生活安全課	同一の所属

○ 平成13年及び平成14年採用者

9ヶ月

13ヶ月

警察署勤務			本部勤務
地域課	刑事課	交通課又は生活安全課	同一の所属

○ 平成15年採用者

10ヶ月

14ヶ月

警察署勤務			本部勤務
地域課	刑事課	交通課又は生活安全課	同一の所属

＊ 標準的な配置状況を記載した

＊ 配置日数については概ねの月数

警部段階での各都道府県警察勤務状況

○ 警察改革の推進以前（平成 12 年 1 月 1 日現在）	計 0 名
○ 平成 13 年 1 月 1 日現在	計 2 名
警察署生活安全課課長代理	1 名
警察署刑事課課長代理	1 名
○ 平成 14 年 1 月 1 日現在	計 3 名
警察署生活安全課課長代理	1 名
警察署刑事課課長代理	1 名
生活安全特別捜査隊付	1 名
○ 平成 15 年 1 月 1 日現在	計 2 名
警察署生活安全課課長代理	1 名
警察署刑事課課長代理	1 名
○ 平成 16 年 1 月 1 日現在	計 2 名
警察署生活安全課課長代理	1 名
警察署刑事課課長代理	1 名

いわゆる推薦者の登用状況

- 警察改革の推進以前（平成 12 年 1 月 1 日現在）
 - 警察庁課長 0 名
 - 警察本部長 1 名（石川県警察本部長）
 - 方面本部長 1 名（北見方面本部長）
- 平成 13 年 1 月 1 日現在
 - 警察庁課長 2 名（交通指導課長、公安第二課長）
 - 警察本部長 1 名（岩手県警察本部長）
 - 方面本部長 2 名（旭川方面本部長、北見方面本部長）
- 平成 14 年 1 月 1 日現在
 - 警察庁課長 3 名（鑑識課長、交通指導課長、公安第二課長）
 - 警察本部長 2 名（岩手県警察本部長、富山県警察本部長）
 - 方面本部長 2 名（旭川方面本部長、北見方面本部長）
- 平成 15 年 1 月 1 日現在
 - 警察庁課長 2 名（鑑識課長、交通指導課長）
 - 警察本部長 4 名（富山県警察本部長、茨城県警察本部長、高知県警察本部長、佐賀県警察本部長）
 - 方面本部長 2 名（旭川方面本部長、北見方面本部長）
- 平成 16 年 1 月 1 日現在
 - 警察庁課長 1 名（鑑識課長）
 - 警察本部長 3 名（滋賀県警察本部長、佐賀県警察本部長、長崎県警察本部長）
 - 方面本部長 2 名（旭川方面本部長、北見方面本部長）

行政課題 警察改革の推進

評価の対象とする施策の名称 第4 警察活動を支える人的基盤の強化

1 精強な執行力の確保と一人一人の資質の向上－c

1 政策の内容

職務執行の中核たる警部補の在り方の見直し

職務執行の中核たる警部補の在り方を見直し、指揮命令系統を明確化して業務の円滑な遂行を確保することにより、十分な執行力を確保する。

2 実施事項

- (1) 職務執行の中核たる警部補の在り方について（平成13年6月、警察庁丁人発第336号）により、都道府県警察に対して、それぞれの実情に応じた諸対策の実施について指示。
- (2) 全国総務・警務部長会議及び全国警務課長・監察課長会議において警部補の在り方の見直しに関する諸施策の推進等について指示（平成13年5月、11月、平成14年5月、11月、平成15年10月）。

3 推進状況

(1) 警部補の在り方の見直し内容

ア 適正な昇任管理

真に警部補にふさわしい能力を有し、責任を担うことのできる職員を昇任させるよう、昇任試験の在り方を改善する。

イ 弾力的かつ適正な定員管理

適正な昇任管理に資するため、警部補の階級枠を弾力的に運用できるようにする。

ウ 配置・運用

係内における職責の明確化を図るなど、組織の活性化を推進する。

エ 警部補に対する意識付けの徹底

個々のポストに求められる役割を明確に説明し、十分に理解させる。

オ 警部補に係る教養の充実

警部補任用時教育の期間を延長するとともに、教育内容に変更を加える。

※ 警部補のみにとらわれない多角的な見直し

警部補の上級に当たる警部の在り方等についても検討する。

(2) 各都道府県における見直し等

- 大量退職時代等に伴う大量の警部補枠充当に対する弾力的かつ適正な定員管理を図るため、一時的に警部補枠を下位の階級枠に流用するための条例等の改正を23道県で実施。
- 警部補としての資質、能力をよりの確に判断するために昇任試験の内容や配点基準等の改正又は見直しを28県において実施。
- 警部補内において指揮命令権、調整権等を付与し、係内の責任の明確化を推進。

4 政策効果等の分析

(1) 効果

- 能力・資質を的確に反映した昇任審査が行われ、職務執行の中核たる警部補にふさわしい人材の昇任が図られている。
- 警部補個々の責任を明確化することにより、係内の迅速かつ的確な意思決定が図られるようにしている。

(2) 問題点

- 若手警部補の意識改革は進んだが、高齢者の中に職務執行の中核として十分な勤務を行っていると言い難い者が依然として存在している。
- 大量退職時代を迎えると、多数の退職者を補充するために必要な昇任数と能力・資質を的確に反映した適正な昇任数との間に乖離が生じるおそれがある。

5 今後の課題等

- 警部補としての適性を有する者を昇任させるための試験制度（配点、問題）の在り方について引き続き検討する。
- 係内の業務運営が的確に行われるための体制の在り方について、指揮命令や職務調整の権限を付与するなどの方策も含めて引き続き検討する。

6 所管課等 人事課

各都道府県警察における警部補の在り方の見直し状況

- 職制の二分化（４県）
係長と主査など警部補内における職制を二分化することにより、上位警部補と下位警部補間の責任を明確化する。
- 指揮命令権の運用（２３県）
同一係内で上位に位置する警部補に指揮命令権を付与し、責任を明確化する。
- 調整権の運用（１２県）
同一係内で上位に位置する警部補に調整権を付与し、係内の業務の円滑化を図る。
- 現行係長制度の運用（７県）
一つの係に警部補を１名配置することにより、係内で同一階級の警部補が存在することを避け、責任を明確化する。
- 専門官制度の運用（１県）
スタッフ職である専門官に警部補を配置し、ライン職である係長の警部補との責任を明確化する。

行政課題 警察改革への取組

評価の対象とする施策の名称 第4 警察活動を支える人的基盤の強化

1 精強な執行力の確保と一人一人の資質の向上－d

1 政策の内容

優秀かつ多様な人材の確保と活用

真に警察官たるにふさわしい者の採用に努めることにより、十分な執行力を確保する。

2 実施事項

全国総務・警務部長会議等の各種会議において、優秀かつ多様な人材の確保等について指示（平成13年以降毎年）。

3 推進状況

（1）採用試験時における競争倍率等

年 度	受験者数	合格者数	競争倍率
H12	134,611人	8,921人	15.1倍
H13	159,356人	13,227人	12.0倍
H14	184,332人	15,376人	12.0倍
H15	192,803人	15,241人	12.7倍

（別添1参照）

（2）採用試験の在り方の見直し

人物重視の採用試験を推進

○ 見直しの具体例

- ・ 一次試験合格者数の増加
- ・ 採用試験に占める面接配点の増加
- ・ 面接時間の増加
- ・ 面接試験官の面接技能の向上
- ・ 集団討論の導入

（3）中途採用者・特別採用者の採用者数等（平成16年4月1日現在）

- 中途採用者数170名
- 特別採用者数578名

※ 中途採用とは、コンピューター、財務等の専門的能力を有する者を能力に応じた階級に位置付けた上で民間等から採用することをいい、特別採用とは、特定の知識及び能力を有する者を特別枠を設け新規採用することをいう。

（別添2、3参照）

3 政策効果等の分析

（1）効果

- 一定の競争倍率を維持しながら人物重視の採用を行うことによって、真に警察官たるにふさわしい者の採用に努めている。
- 中途採用、特別採用を積極的に活用することによって、優秀かつ多様な人材の確保を図っている。

(2) 問題点

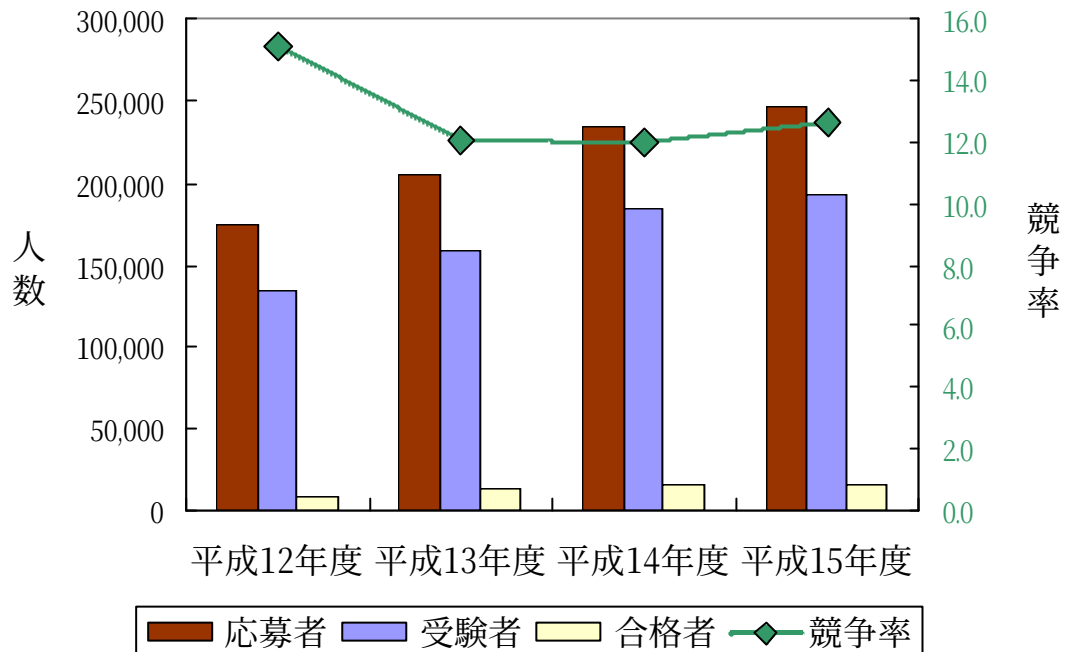
- 一次試験合格者数の増加に伴う面接場所及び面接官の確保と受験生の資質を的確に判断するための面接技能の向上が重要となる。
- 中途（特別）採用時の知識及び能力を衰えさせないためにも、研修会への参加を継続する等により常にスキルアップが求められている。

4 今後の課題等

大量退職時代を迎えるに当たり、警察力を確保するために警察官を大量に採用する必要があるが、警察官たるにふさわしい優秀な人材を確保するためには、人物重視の採用に向けた方策について一層の検討が必要となる。

5 所管課 人事課

【平成12年～15年度の警察官採用試験実施状況】



	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
応募者	174,349	204,429	234,213	246,683
受験者	134,611	159,356	184,332	192,803
合格者	8,921	13,227	15,376	15,241
競争率	15.1	12.0	12.0	12.7

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
応募者	174,349	204,429	234,213	246,683
	大卒	98,952	112,354	156,565
	高卒	48,795	62,055	54,821
	女性	26,602	30,020	35,297
	(46)	(46)	(47)	(46)
受験者	134,611	159,356	184,332	192,803
	大卒	76,772	87,961	121,884
	高卒	38,332	48,277	43,523
	女性	19,507	23,118	27,396
合格者	8,921	13,227	15,376	15,241
	大卒	5,650	8,472	10,715
	高卒	2,477	3,459	3,136
	女性	794	1,296	1,390
競争率	15.1	12.0	12.0	12.7
	大卒	13.6	10.4	11.4
	高卒	15.5	14.0	13.9
	女性	24.6	17.8	19.7

(注) 応募者女性欄の()内数は、当該年度の試験実施県数である。

中途採用取組状況

○ 採用状況

	専門分野				
	財務	国際	ハイテク	科（化）学	合計
H12.4.1現在	4 4	4 6	3 2	1 1	1 3 3
H13.4.1現在	4 6	4 5	5 0	9	1 5 0
H14.4.1現在	4 7	5 1	5 3	1 0	1 6 1
H15.4.1現在	4 9	4 9	5 7	1 0	1 6 5
H16.4.1現在	5 0	4 7	6 1	1 2	1 7 0

※ 数字は人数

○ 階級別内訳

	階 級				
	警視	警部	警部補	巡査部長	合計
H12.4.1現在	1	1 8	3 7	7 7	1 3 3
H13.4.1現在		2 1	5 1	7 8	1 5 0
H14.4.1現在		1 8	5 0	9 3	1 6 1
H15.4.1現在		1 6	5 1	9 8	1 6 5
H16.4.1現在		1 5	5 5	1 0 0	1 7 0

※ 数字は人数

特別採用取組状況

平成16年4月1日現在

(11県・578名)

府県名	試験区分名	採用状況		実施年度
		小計	合計	
☆栃木	●財務	7	15	平成10年度～
	●国際	6		
	●情報	2		
☆埼玉	●国際捜査Ⅰ類		36	平成6年度～
☆静岡	●社会人経験者	93	115	平成7年度～
	●語学	13		平成11年度～
	●情報処理	3		
	●財務会計			
	●心理相談	6		
☆愛知	●語学	17	33	平成14年度～
	●情報管理	16		
三重	●語学		9	平成11年度～
☆兵庫	●社会人経験者(25歳以上30歳以下)	106	144	平成8年度～
	●社会人経験者(18歳以上30歳以下)	38		
香川	●語学		3	平成15年度～
愛媛	●語学	1	3	平成15年度～
	●情報処理	2		
☆福岡	●法律	24	166	平成7年度～
	●経済	22		
	●語学	55		
	●情報工学	55		
	●化学	10		
☆長崎	●語学	15	21	平成13年度～
	●情報処理	6		
大分	●語学	26	33	平成6年度～
	●情報処理	6		
	●経験者採用特別試験	1		

☆印・・・中途採用実施県

行政課題 警察改革の推進

評価の対象とする政策の名称 第4 警察活動を支える人的基盤の強化

1 精強な執行力の確保と一人一人の資質の向上－ e

1 政策の内容

女性警察官の積極的な活用

女性警察官の能力や特性を効果的に活用し、ストーカー事案等の新たな治安上の課題に的確に対処することにより十分な執行力を確保し、国民の信頼回復を図る。

2 実施事項

全国総務・警務部長会議等において、女性警察官の積極的採用・登用と職域の拡大への取組みを指示。

3 推進状況

(1) 都道府県警察に勤務する女性警察官数の推移（別紙1参照）

平成12年4月1日現在 8,520人（条例定員の約3.7%）

平成13年4月1日現在 8,807人（条例定員の約3.8%）

平成14年4月1日現在 9,390人（条例定員の約4.0%）

平成15年4月1日現在 10,177人（条例定員の約4.2%）

平成16年4月1日現在 10,813人（条例定員の約4.4%）

(2) 女性警察官の職域の拡大

従来、交通部門中心であった職域が、総・警務部門（留置業務、被害者対策等）、生活安全部門（生活経済事犯捜査等）、地域部門、刑事部門（強行犯捜査等）に拡大している。（別紙2参照）

4 政策効果等の分析

(1) 効果

女性警察官の能力や特性をいかし、新たな治安上の課題であるストーカー事案、配偶者間暴力、児童虐待、性犯罪等の事象への取組みや被害者対策への的確な対処が可能となった。

(2) 問題点

育児休業期間中に代替要員を得ることが難しい場合がある。

更衣室、仮眠室等の施設面の整備に課題が残る。

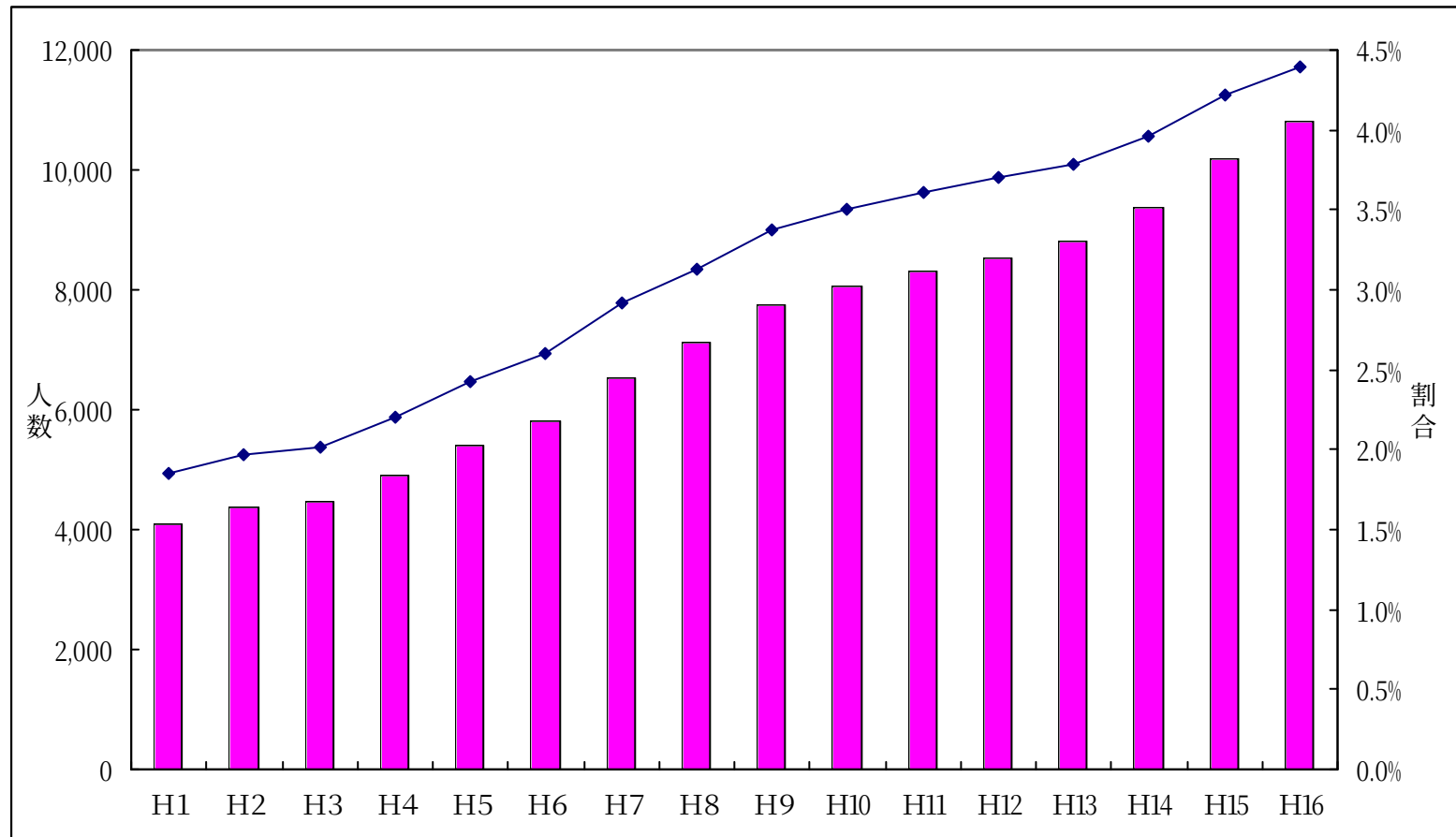
5 今後の課題

- 男女共同参画社会の基本理念や改正男女雇用機会均等法の趣旨等を踏まえ、女性警察官の積極的な活用について、今後更に検討を進めていく。
- 女性警察官を積極的に活用するため、当直勤務等で必要となる更衣室や休憩室等を整備したり、女性警察官が、家事、育児等に従事しながらも仕事に専念できるよう、ベビーシッター制度等の育児・介護を支援するための制度を導入するなど、職場環境の改善に努める。

6 政策所管課

人事課

女性警察官数の推移



	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16
条例定員	221,475	222,375	222,929	222,966	223,031	223,256	224,294	228,079	229,791	229,907	230,000	230,186	232,591	237,056	241,133	244,343
女性警察官	4,101	4,369	4,484	4,919	5,406	5,801	6,546	7,124	7,754	8,058	8,298	8,520	8,807	9,390	10,177	10,813
割合	1.9%	2.0%	2.0%	2.2%	2.4%	2.6%	2.9%	3.1%	3.4%	3.5%	3.6%	3.7%	3.8%	4.0%	4.2%	4.4%

女性警察官の職域拡大状況

○ 女性警察官の配置状況

(単位は人)

	総・警務部門	生活安全部門	地域部門	刑事部門	交通部門	警備部門	初任科生
H12.4.1 現在	1,026	870	1,722	1,029	2,917	297	659
H13.4.1 現在	1,013	1,007	1,786	1,140	2,865	273	723
H14.4.1 現在	1,228	1,093	1,775	1,170	2,745	303	1,076
H15.4.1 現在	1,360	1,159	2,040	1,281	2,702	328	1,307

	総・警務 部門	生活安全 部門	地域部門	刑事部門	組織犯罪 対策部門	交通部門	警備部門	初任科生
H16.4.1 現在	1,479	1,239	2,067	1,303	206	2,761	341	1,417

行政課題 警察改革の推進

評価の対象とする政策の名称 第4 警察活動を支える人的基盤の強化

2 業務の合理化と地方警察官の計画的増員

1 政策の内容

- 徹底した合理化による人員の配置、運用の見直し
- 国民のための警察活動を強化するための地方警察官の計画的増員

犯罪の著しい増加や新しい治安課題の出現等治安情勢は悪化の一途をたどるとともに、国民の身近な犯罪の増加により国民の間に治安に対する不安感が増大しており、このような厳しい治安情勢に的確に対処し、国民が求めている安全と安心を確保するための体制を確立するために、徹底的な合理化を前提として地方警察官の計画的増員を行う。

2 実施事項

- (1) 平成12年9月、「人員の配置、運用の抜本的な見直しの推進について」により、すべての部門の人員を徹底的に見直した上で、最も効果的な人員の再配置を指示。

- 合理化に関する方針
 - ・ 管理部門・デスク部門の削減
 - ・ 業務の在り方、必要性にまで踏み込んだ業務の見直し
 - ・ 効率的な業務運営に資する組織の見直し
 - ・ 人員の効率的運用

- (2) 徹底的な合理化により捻出した人員を体制が不足する部署に振り向けてもなお不足する人員について、緊急に増員を行う。

平成15年8月、「緊急治安対策プログラム」により、現下の課題に緊急に対応するため、現在進行中の増員計画（平成16年度1,500人）に加えて、今後3年を目途に地方警察官約1万人の増員を図る構想を策定。

3 推進状況

- (1) 合理化・再配置及び増員による配置基準の推移

- 部門別配置基準の変化

	総務警務	留置管理	生活安全	地 域	刑 事	交 通	警 備
12年度	12,685人	8,780人	15,480人	83,949人	35,070人	34,888人	28,148人
15年度	13,609人	10,137人	18,258人	86,142人	37,404人	35,191人	25,943人
増 減	+924人	+1,357人	+2,778人	+2,193人	+2,334人	+303人	-2,205人

- 警察署の強化

	警 察 本 部	警 察 署
12年度	63,101人	155,899人
15年度	62,968人	163,716人
増 減	-133人	+7,817人

- 実働部門の強化

	管理・デスク部門	実 働 部 門
12年度	19,282人	199,718人
15年度	18,826人	207,858人
増 減	-456人	+8,140人

(2) 合理化・再配置の具体例

- 警察署における課の統合
- 自動車警ら隊等本部執行隊の犯罪多発時間帯における集中運用
- ひたくり対策を始めとした機動隊の警察署支援 等

(3) 地方警察官の増員

- 年度別増員数（別添参照）

	13年度	14年度	15年度	16年度
増員数	2,580人	4,500人	4,000人	3,150人
対象県	12県	45都道府県	31都道府県	47都道府県

4 政策効果等の分析

(1) 効果

- 増員分に相当する警察官数のすべてが各部門に配分されていないが、組織・業務の見直しを行った上で、効果的な人員配置が行われており、
 - ・ 警察力の充実強化に資するための実働部門の強化
 - ・ 警察署の体制強化が図られていると認められる。
- 平成15年中の刑法犯を前年と比較してみると、
 - ・ 総認知件数が2.2%減少、平成8年以降連続戦後最多を記録していたが8年ぶりに減少
 - ・ 刑法犯の検挙件数が9.4%増加、検挙人員が9.2%増加
 - ・ 検挙率が2.4ポイント増加するなど、合理化・再配置及び増員による効果と思われる兆しが見受けられる。

(2) 問題点

増員された警察官が交番等の第一線に配置されるのは、採用後に行われる警察学校での初任教育終了後となり、採用即現場執行力の強化につながるものではないことから、可能な限り速やかな採用、教育、第一線への配置が求められる。

5 今後の課題等

(1) 合理化・再配置

組織・業務の合理化は、そのときどきの情勢に応じて不断に行うべきものであり、また、厳しい財政状況の下、地方警察官の増員に対する国民の理解を得るため、引き続き徹底的な合理化を進めていく。

(2) 地方警察官の増員

街頭犯罪の抑止、各種犯罪に対する捜査力の充実等国民の要望に的確に対応するため、警察力の更なる強化を目指した地方警察官の増員を図る。

6 所管課等

人事課

地 方 警 察 官 増 員 数

都道府県		13年度	14年度	15年度	16年度
北 海 道			260人	170人	100人
東 北	青 森		40人		25人
	岩 手		20人		20人
	宮 城	130人	40人		60人
	秋 田		20人		20人
	山 形		30人		20人
福 島			80人	50人	30人
警 視 庁			130人	250人	200人
関 東	茨 城	180人	120人	120人	85人
	栃 木	125人	90人	90人	70人
	群 馬	130人	90人	90人	70人
	埼 玉	400人	380人	380人	305人
	千 葉	375人	290人	260人	240人
	神 奈 川	360人	360人	320人	240人
	新 潟		100人	80人	35人
	山 梨		40人	40人	20人
	長 野		80人		80人
中 部	静 岡	240人	140人	140人	85人
	富 山		30人		20人
	石 川		50人		20人
	福 井		50人	20人	20人
	岐 阜	135人	70人	60人	50人
近 畿	愛 知	315人	270人	240人	200人
	三 重		90人	60人	45人
	滋 賀	90人	50人	30人	35人
	京 都		30人		30人
	大 阪		170人	380人	240人
中 国	兵 庫		260人	250人	125人
	奈 良	100人	40人	30人	35人
	和 歌 山		40人	30人	25人
	鳥 取		10人		20人
	島 根		10人		20人
四 国	岡 山		80人	80人	55人
	広 島		140人	140人	80人
	山 口				20人
	徳 島		30人		20人
	香 川		50人	40人	25人
九 州	愛 媛		50人	40人	20人
	高 知		20人		20人
	福 岡		320人	320人	145人
	佐 賀		40人		25人
	長 崎				20人
	熊 本		90人	50人	25人
	大 分		40人	20人	20人
	宮 崎		50人	50人	20人
合 計	鹿 児 島		60人	60人	20人
	沖 縄		50人	110人	45人
合 計		2,580人	4,500人	4,000人	3,150人

行政課題 警察改革の推進

評価の対象とする施策の名称 第4 警察活動を支える人的基盤の強化

3 活力を生む組織運営－a

1	政策の内容 厳しい勤務に従事する警察職員の処遇改善 〔 職員の処遇等を改善し、活力を生む組織運営を行うことにより、強力かつ的確な職務執行を可能とし、国民の信頼回復を図る。 〕
2	実施事項 厳しい勤務に従事する警察職員の処遇改善 職務の級の格上げ、特殊勤務手当（※）の充実 ※勤務の特殊性を俸給で考慮することが適当でないと認められるものに支給される手当
3	推進状況 （1）職務の級の格上げ、特殊勤務手当の改善状況 ・国～職務の級の格上げ（9級以上）～別添資料参照 - 特殊勤務手当～平成15年度改善事項なし ・都道府県～職務の級の格上げ（10級）9県で実施 ～特殊勤務手当～16県が改善 （2）給与処遇の運用面の見直し ・全都道府県警察において見直しの検討を行い、勤勉手当における職員個々の能力、業績に応じた成績率を適用している。
4	政策効果等の分析 （1）効果 職員個々の処遇の改善を図ることにより、職員の士気を高め、職務に積極的に取り組むことによる活力ある組織運営を図っている。 （2）問題点 処遇改善には予算執行を伴い、また、給与制度の厳格なルールの中で実施されることから、財源不足による給与カットや昇給延伸、諸手当の改廃等の影響を受ける。
5	今後の課題 公務員制度改革の検討状況を見据えつつ、限られた予算の中で職員個々の能力、業績に応じた処遇改善が行えるように制度、運用の両面から検討していく必要がある。
6	所管課等 給与厚生課

国の級の切り上げ（上位級）容認状況

区 分		平成 15 年	平成 14 年
指定職	新 規	1	
	基礎号俸の切上	1	1
11級	行政職（一）	1	1
	公安職（一）	1	1
10級	行政職（一）	1	1
	公安職（一）	2	1
9級	行政職（一）		
	公安職（一）	3	3

行政課題 警察改革の推進

評価の対象とする施策の名称 第4 警察活動を支える人的基盤の強化

3 活力を生む組織運営－b

1 政策の内容

表彰・報奨制度の充実

警察職員が努力をすれば報われ、誇りと使命感を持って仕事ができるような環境を実現するため、表彰・報奨制度を充実させる。

2 実施事項

(1) 警察庁指定広域技能指導官に対する表彰取扱要領の制定

警察庁指定広域技能指導官のうち、全国の警察職員に自らが有する専門的技能又は知識を伝承し、後継者を育成するなどして、全国警察力の強化に多大な貢献をした者の功労を顕彰し、警察職員全体の士気を高めるため、平成 13 年 2 月、警察庁において「警察庁指定広域技能指導官に対する表彰取扱要領」を制定した。

(2) 都道府県警察における表彰基準等の見直し

従来表彰されていなかった業務に対する表彰を積極的に行うため、各都道府県警察に大して表彰基準を見直すよう指導した。

3 推進状況

(1) 警察庁指定広域技能指導官に対する表彰の実施状況

- ・平成 13 年 6 名
- ・平成 14 年 なし
- ・平成 15 年 1 名

(2) 都道府県警察における表彰基準等の見直し状況

- 相談業務員に対する表彰制度の確立 28 県で実施
- 被害者対策員に対する表彰制度の確立 29 県で実施
- 街頭犯罪抑止総合対策功労に対する表彰制度の確立 21 県で実施

4 政策効果等の分析

【効果】

新たな表彰制度の制定及び既存の表彰制度の改正により、警察職員の表彰の機会が拡大された。

5 今後の課題等

新設又は改正された表彰制度の適切な運営に努める。

6 所管課等

人事課

行政課題 警察改革への取組

評価の対象とする施策の名称 第4 警察活動を支える人的基盤の強化

3 活力を生む組織運営－c

1 政策の内容

能力・実績に応じた昇進・給与

「職員の努力を適正に評価し、能力・実績に応じた昇進・給与が図られることにより、活力を生む組織運営を確保する。」

2 実施事項

- (1) 「職員の能力、実績に応じた総合的な人事管理制度の確立について」(平成15年8月8日付け、警察庁丙人発第253号・警察庁丙給厚発第22号)により、職員の能力・実績の適正な評価、勤務評定結果の処遇への適切な反映等について指示。
- (2) 全国総務・警務部長会議及び全国警務課長・監察課長会議において公務員制度改革の内容を説明するとともに、能力・実績に応じた処遇の改善等について指示(平成13年5月、平成14年5月、平成15年5月、10月)。
- (3) 各管区ごとに都道府県警察の制度担当者と能力本位、適材適所の人事管理の在り方等について意見交換を2回実施(平成15年2月～3月、6月)。

3 推進状況

(1) 能力・実績に応じた昇進についての検討状況

- 勤務評定(能力・業績)結果の昇任試験への反映
全都道府県警察において、勤務評定結果を昇任試験の合否に反映している。
- 勤務評定結果の配点又は加点点評価の見直し
14県において各級昇任試験における勤務評定結果の配点率を高めた。
- 評価能力の向上
評価マニュアルの作成、本部招致、幹部による巡回等を行い、公平、厳格な評定の実施について教養を実施し、評定者の評定能力向上に努めた。
- 勤務評定表等の改正
35県において能力・実績に応じた昇進を図るため勤務評定表の内容等を改正し、9県(重複あり)において内容の改正を検討中である。

(2) 能力・実績に応じた給与についての検討

全都道府県警察において見直しの検討を行い、平成15年度中32都道府県において、管理職手当、特殊勤務手当、上位級の拡大等の給与改善を実施している。

4 政策効果等の分析

(1) 効果

- 全都道府県において勤務評定結果を昇任試験の合否に反映させており、努力した者、実績を上げた者が昇進しやすい制度となっている。
- 昇任試験における勤務評定の配点率を高くしたことにより、より能力・実績に

基づいた昇任が行えることとなった。

- 時代の変化に合わせた勤務評価項目とし、職員の勤務実績評価がより適正に行えることとなった。
- 職員個々の処遇の改善を図ることにより、職員の士気を高め、職務に積極的に取り組むことにより活力ある組織運営を図っている。

(2) 問題点

- 人が人を評価するものであることから、公平、適正な評価を実施するための教育や講習の実施等による評定者の資質の向上が重要である。
- 表面に現れない潜在的な実績に対する評価が難しい。
- 処遇改善には予算執行を伴い、また、給与制度の厳格なルールの中で実施されることから、財源不足による給与カットや昇給延伸、諸手当の改廃等の影響を受ける。

5 今後の課題

- 能力・実績に基づく適正な評価、勤務評定の公平性、評価項目の的確性、評価結果の反映方法について、継続して検証していく必要がある。
- 公務員制度改革の検討状況を見据えて、目標設定に基づく「実績評価」、「能力評価」による新たな評価制度の趣旨に沿った勤務評定制度の導入について、各都道府県における実施可能部分について検討していくとともに、限られた予算の中で職員個々の能力、業績に応じた処遇改善が行えるように制度、運用の両面から検討していく必要がある。

6 所管課等

人事課・給与厚生課

原 議 保 存 期 間 3 年
(平成19年12月31日まで保存)

各都道府県警察の長 殿
(参考送付先)
庁内各局 部 課 長
各 附 属 機 関 の 長
各 地 方 機 関 の 長

警察庁丙人第253号
警察庁丙給厚発第22号
平成15年8月8日
警察庁長官官房長

職員の能力、実績に応じた総合的な人事管理制度の確立について

刑法犯認知件数が7年連続で戦後最多を更新するなど、警察活動を取り巻く情勢は厳しさを増しており、このような情勢を背景に、地方警察官の計画的増員が図られているところであるが、行政改革や厳しい財政状況の中でこのような措置が講じられていること等にかんがみると、一人一人の警察職員がその持てる能力を最大限に発揮し、目に見える形でその効果を示す必要がある。このため、来年1月から職員の能力・実績に応じた総合的な人事管理制度を開始することとしたので、各都道府県警察においては、所要の準備を進めた上で、下記の施策の推進に努められたい。

記

1 職員の能力、実績の適正な評価

平素から職員の能力、実績の把握に努め、客観的かつ公正な勤務評価を実施し、能力、実績に応じた人事管理の基礎として活用すること。また、勤務評価マニュアルの改善、勤務者訓練の実施、評価者と被評価者との面談等の導入により、勤務評価制度の改善を図り、勤務評価の客観性、公正性及び納得性を確保すること。

2 勤務評価結果の処遇への適切な反映

能力、実績に応じた人事管理の推進に当たっては、勤務評価結果を職員の処遇に明確に反映させることが必要であるため、各都道府県警察の人事、給与等の各種制度を十分に検証し、所要の措置を講ずること。

具体的には、

- 昇任試験の可否に勤務評価結果を一層反映させる
- 勤務成績の優秀な職員に対しては特別昇給を実施するとともに、勤務成績が不良である職員に対しては昇給の見送りを検討する
- 勤勉手当の支給に当たり、職員の勤務成績に応じた成績率の加減を確実に行う等に配慮すること。

また、勤務評定結果が良くない職員が特別昇給や勤勉手当の成績率加算の対象となるようなこと等を避けるため、勤務評定、人事異動、昇給、勤勉手当の支給等の実施時期、制度の在り方等を点検し、それらに齟齬がないように必要な措置を講ずること。

3 勤務実績が不良である職員に対する組織的・計画的な指導・教養の実施等

勤務実績が不良である職員については、その改善に重点を置いた指導・教養を組織的・計画的に実施すること。その際、所属における指導・教養、個別面接等の実施のほか、警察本部主管課による指導・教養等、それぞれの職員の実態に応じた指導計画を策定すること。また、指導・教養に当たっては、その状況を記録化するなど、組織的な人事管理を徹底すること。

指導・教養により当該職員に改善が見られない場合は、配置換え等を考慮すること。また、各種指導・教養の実施、配置換え等を検討した上で、なお勤務実績が不良であるなど職員としての適格性を欠く場合には、地方公務員法上の分限職分を検討すること。